特277
428
特277-428
*76W10367 *

有馬郡三輪校編纂

三輪郷土史

卷一

始

二二

鄉土史

卷一

三輪郡小學校

昭和一〇・七・廿 市立高等學校

明治二年三田の百姓一揆

目次

一、明治二年三田の百姓一揆……一頁
二、明治二年三田藩百姓一揆の再考察……一五頁
三、銀子の理行……久保見惣左衛門著……五九頁
四、帳……坂辰見惣左衛門著……八五頁
五、集記……坂辰見惣左衛門著……一〇九頁
六、[illegible]……久保見惣左衛門著……一二三頁

76W10367

明治二年三田の百姓一揆

解題

郡道場村　森鼻平治郎氏の研究にかかる

本研究は緒言にもある通り、有馬郡謄寫單行本としても有志に頒布されたものである。明治二年三田藩百姓一揆に關する既往の研究としては唯一のものである。

郷土史研究家として有名な氏が苦心研究の結晶で、氏の才筆を以て當時の事が如実に眼前に浮び出る様に、しかも詳細に叙述されてゐる。誠に貴重な研究資料である。本校今般の研究も実に氏の研究によって啓發されたものである。

今回本校が三輪郷土史第一輯を編纂に當り、特に氏に御願ひして之を巻頭に掲げ、明治二年郷土の農民一揆の全貌をしのぶと共に謹んで森鼻氏に感謝の意を表する次第である。

明治二年、三田の百姓一揆

緒言

三田藩下五十三ヶ村の農民が餓死線上より憤起せる強訴の一揆を薄藩の記録には其の片影を窺ひ得るも、三田藩にては絶對の秘錄として公開されず、時勢の推移に伴ひ、其の史實の消滅せんことを恐れ、當時の一揆參加者中、現存せる人の話、或は語り傳へらるる所の諸説を綜合摘輯せるものの即ち本文なり。

編者の寡聞尚ほ数多重要なる史料の脱漏又は誤傳等なしとせず。諸賢の援助により更に増訂の期を求めんとす。

昭和七年七月盛夏

森鼻平治郎

(一)

三田藩下の農民は多年藩主の苛斂誅求と累年の水害等の為、極度の疲弊に達した。村内でも質屋の通帳を持たないものは数へる程しかなく、植付に使つた農具を入質して蚊帳や草取熊手を請け出すといふ状態であつた。日常の食糧の如きも實に粗悪を極め、到底現代人の想像も及ばないもので「貢志や深田の灰焼團子云々」の俗謡は其の惨状を如實に表現したものと云ふべきである。尚ほ其上水害にでも遭つた年は、いつ米は全部上納して殘つた泥まみれの田にもかからない粉を其の儘粉米として團子を作つて食ふ。殆んど泥と粉殻の固まりといふに過ぎない。又副食としては野山の木の若

芽を取って辛うして飢を凌ぐ有様であった。

偶々明治二年は氣候不順で、土用の炎暑に袷で暮すと云ふ状態で、従って稲の出来栄えは実に目も當てられぬ惨めさであった。九月、十月、金波秋風に薫る収穫も近づいたが、細い株から小さな穂がひよろりと出ただけ、何時まで経っても傾かうとはしなかった。農民達は氣が氣でなかった。庄屋に對して年貢の減免方上申を歎願したが、藩籍返上の既に目前に迫れる事を豫期せる藩吏の内命を受けてゐる庄屋は勿論此の事を上達しようとはしなかった。

然し大勢には流石の庄屋達も黙し切れず、遂に實地検分方を願請したのであった。日ならずして各所に実地検分の役人は派せられたが、何れも全く形式的で藩として都合のよい検分に過ぎなかった。無智の農民は減免の嬉しい達しを一日千秋の心持で待望しながらも、藁ばかりの白けた稲の収穫に取掛ったのであった。然るに突如として年貢米上納の期日は迫せられたが、減免等の事に就ては其の白ひらしいものさへなかった。もはや農民に食ふべき米すらなかった。況んや上納の米のあるべき筈がない。遂には厭がる庄屋をして更に左の如き歎願書を提出せしめたのであった。

「乍恐大御所の庄屋一同連署を以て奉願上候、今年の凶作により先般検分の御役人衆御出張被遊候様の仕儀にて各村方平年作の五歩の減収を蒙り御上納の御年貢米にも不足を生じ候は勿論、日々の細き煙も立て兼候條何卒御上様以御憐愍本年度の御上納米平年の五歩の割

に御減免の儀御聞届被下、成度御仁恕の御沙汰を蒙る事を得申候はゞ 私共始め各村方一同世々代々御厚恩に奉感候……云々」

此の願書を受取った三田藩に於ては、澤野政吉、白州退蔵の参事、村上静雄、武藤忠治郎其他の役人が藩主の前に伺候して會議を開いた。中に農民の窮状に同情して減免の正論を吐く人もあったが、大部分は慶藩後の安逸計劃の為め、無理からでも取るものは取らねばといふ考への人が多く、失費多端の理由にて願書を却下することに決議したのであった。

年貢減免の許容されざる事の傳へらるゝや、一抹の殺氣各村に漲った。餓死？戦ふ？一種の重い氣分が三田藩を覆ったのであった。

(二)

志州鳥羽から三田三萬六千石に轉封された九鬼氏は、極端な財政難の為藩下農民は、ヤレ御用金、ヤレ何々と年貢以外に随分と誅求され、生活は年と共に苦しくなるばかりであった。藍村の某家へ家老の某が何回となく借金を申込み、同家も後難を恐れ、云はれるまゝに用立てたが、或る時餘りの頻繁さに堪りかねて態よく断った所、其の夜抜刀の武士が押入り同家の主人に斬り付けたといふ事件がある。又或は歳暮の贈物が少いと云って無禮打にした代官もあった。或は新令を発して公田、宮田、寺田等の免組地に課税をした。又お引上げ或は貢物改めと稱して神社、寺院の太鼓、梵鐘其他の珍器名實を没収した。

又天誅組と稱する思慮の定まらない若侍が徒黨を組み、或は山林を伐採

し、或は婦女を凌辱する。或は稍と富めりと噂される農家に闖入して酒食を強要する。又或部落の如き百姓が丹誠にする夕顔を試し斬りと称し、全部落のものを斬り殺んだと云ふ事等もあつた。

當時古老の言に、田地を所有する者は重税に耐えられないから品物を添へて他人に譲つたといふ虚の様な実際談も残つてゐる。

忍びに忍んだ農民も、もう耐え切れなくなつた。どうでもなれの捨鉢的氣分は愈て藩主への反抗となるのが全く自然の帰趨である。

(三)

三田藩下田中村に仲惣左衛門と云ふ大十の段に達した老人があつた。幼年時代より篤学にして徒を教ふて京阪の地に遊学し、勤王の志士にも交友深く、當時只無智無学なる農民の間にあつて一異彩を放つ先覚者で、同氏の教へを受くるものも少くはなかつた。天保十四年自ら木板を作り「銘言細理解」なる書籍を発行し、人倫道徳を説き暗に藩政改革の要を力説して居る。夙に農民の窮状をなんとか為或は上司に建言し、或は百姓を集めて其の自覚を促がした事も一二でなかつた。

曩に庄屋をして実地調査、年貢減免の訴願、庫を開いて賑恤等を上請せしめたのも此の人の激励によるものであつた。或月の事であつた。仲惣左衛門の家に訪れたのは常に同人に師事せる百姓吉左衛門と市右衛門の二人であつた。二人は農民の窮状を訴願却下の事を詰し、此の際強訴を以て目的を達するの外なき事を力説するのであつた。

終始黙然として聴いて居た惣左衛門は決然として「よし。やりなさい。其の代り事の成否に不拘、命は無いものと覚悟せねばなりませんが宜しいか」と云ふと、両人は固き決心のある事を語り、色々と打合せの後辞鳴の頃辞したのであつた。これが三人が最後への第一歩であり、青史を飾る百姓一揆の第一頁であつた。

(四)

「急書を以て申入候減租嘆願の儀容れられず、今や五十三ヶ村は餓死を待つの窮境に沈み申候さらば我等は最後の手段を以て飽迄初念を貫徹致度来る十五日を期日と致し候間各地毎に同勢を糾合し同日夕景三輪にて落合ふ手筈を以て参着相成様御取計致度候

明治二年巳巳霜月十三日

各村有志御中

仲　惣左衛門

右の回章を北畠市右衛門は内神、相野方面に、下吉右衛門は小野、末方面へ手別けして持つて行く事にした。

× × × ×

疲弊困窮に恰かも死の如き静寂さであつた藍村、相野高熊に突如として竹法螺がブーブーと鳴り響き、篝火が炎々と空を焦した。時は霜月十四日の拂暁、村民が何事なりんと驚きの目をこすつてゐる時、「サア出いよう出いよう!!強訴やドウ!出ないと家を潰してしまふぞーつ!!」と布れ回つた。何れも蓑笠に身を固め、手に手に鍬や鍬を携へ、男といふ男は皆先を争つ

て高熊原に集つた。其の数大七十人、村の物持ちが焚出しの握飯で朝食を
済した同勢は相野から血本、岩倉、幡尾から東本庄に出た時には驚くべき
多数の人数となつてゐた。
・一方三輪の上野原から馬富士の方に向ひ、竹法螺を吹きつつ同志を集
めた一団は、志手原、尾ヶ迫を過ぐる間に幾人数を加へて小郷村へとなだ
れ込んだ。同地の庄屋多谷七兵衛の息子を拉致し、同村の酒屋森村では接
待として戦捷の四斗樽の鏡を抜き、半切桶に握飯を盛り上げて饗應
した。酒に元気を得た同勢は小柿に出で、嘉土某の宅を襲ひ、更に小柿村
の同勢と合へ見比峠まで押し、此處で二分して一団は小野に戻り、一は乙
原に向つて進み、更に増加せる人員は二分せる団体と合流して東雲須末村
に出で、門野某の宅を叩き潰して加茂に出で、高熊より本庄を経て進んで
来た長蛇の列と合して意氣正に冲天の慨、何者をも打ち破らんず有様であ
つた。

(五)

霜月十五日、藩民蜂起して城下に向つて進撃せりとの急報に接した城内
では大騒きとなり、重役を集めて凝議したが、「何の愚民共の烏合勢一息に
蹴散らせ」と強硬論を主張するものもあり、「其の儘捨て置けばやがて離散
するだらう」と楽観する者もありて衆議容易に決せず、結局参事白洲退蔵
が「何の愚民共辯舌で解散させよう」と単身駕籠で出かける事となつた。そ
れは多人数では却つて農民共を激昂させると云ふ単純な考へに過ぎなかつ

た。藩主も馬で白州の後から之も単身加茂村の方に向つたのであつた。
加茂より野上に向つて籔笠に身を固め、帯刀を押し立てて竹法螺を吹鳴
らしつゝ進んで来る長蛇の列に出合つた白洲は、農民勢に向ひ火鞭にて、
オーイ皆の者暫く待て、白州退蔵じゃ」と呼びかけた。怒し農民勢に取つ
ては最早白州も黒州もなかつた。「やつつけてしまへ!!」と石を投げつけ
鬼や竹槍の見舞にも及ばんず有様に惶惶駕を捨てゝ逃げ出した。之れを眺
めた藩主は大に狼狽し、或る家の押入れに逃げ込み其の裏から山傳ひに帰
城したのであつた。
白州退蔵の駕を敲き潰して田の中に投げ捨て藩主が逃げ帰つたとの報が
全員に傳はるや、一揆の志氣一層高潮した。野上村の大庄屋竹内喜右衛門
宅を襲ひ、薄暮上野ヶ原に着いた時分には五十三ヶ村の人民は一人残さず
揃つて殺氣三田町を圧して居た。上野原には彼處此處に篝火は炎々として
天を焦すばかりであつた。篝火の割木は三輪の岸半と云ふ酒屋の倉庫から
一揆の群へ人々の手を傳はつて運ばれるのであつた。
此の時大きな半切桶に焚出しの飯やら煮〆を盛り上げて運ばれる。其の
桶には「小西九兵衛」「〇〇屋〇兵衛」等々富裕な高人の名前が掲げられ
てあつた。是等は何れも一揆の人々の欽心を買はんが為の方便に過ぎない。
廣い上野原には夜を徹して示威運動の喚聲が物凄く轟いてゐた。
惣左衛門は自宅に居り、市右衛門を名代として萬般の指揮に當らしめて
居たのである。明くれば十六日、一団は城ひに委せて三田城下を一挙に粉

碎して藩主の態度を観んとするのである。出發に先立ち北畠市右衛門は諸村の指揮官の名代として惣左衛門からの注意事項を傳達した。

一、止むを得ざる事の外一切人命に傷害を與へざること。

一、飲食は差支へなきも、何品に不拘一品たりとも持歸るべからず。

一、挑まれて事情止むを得ざる外は、藩の同勢に對して一切當方より手出しすべからざる事。　等

かくて一同は歩武堂々として[illegible]の坂を下つた。蜿蜒たる竹槍等旗の農民軍は今は決死の意氣も物凄く、[illegible]怒声に和して各寺院の早鐘は殷々として三田平野に響き渡り、宛然此[illegible]の様も新くやと思はしめた。

平素農民より快く思はれざる[illegible]等は隨所に踏荒され、酒、米、菓子、等は路上に散乱して、同勢の土足に委せられる有様であつた。

(丈)

白州や藩士と散々の態で逃げ歸つた城中では、鼎の沸く様な大混乱であつた。何分旬年の事とて[illegible]流す者もなく、辛うじて足軽共を集めて櫻島場其の他の門を閉ち固め、[illegible]粗共に合じて、鉄砲を以て嚴重に警戒せしめて鳩首凝議に入つたのである。

少壯氣鋭の人々は、武力を以て潰滅せんと意氣捲くも、白州退藏は是を制し、「三田藩の苛政に堪え兼て、藩民共遂に城中に襲へり等と世間の取沙汰となる時は、不名譽の程此の上もなし。若し又都合よく武力を以て鎮圧し得れば可なるも、萬一失敗に終らんか、夫れこそ九里家の[illegible]

る由々敷一大事ゆへ、徒らに事を荒立てずに鎮撫せねばならぬ。其の方法としては、一先づ彼等の要求を聞届ける事である。」と。前會議に於ける弊害論に引代へ、一揆勢に追ひ立てられて逃げ歸つた白州は他愛もなく軟化した。

其の間にも上野原からは大喚聲がワアツワアツと鬨を渡り、城内は不安と戰慄の裡に十五日の夜は明けたのであつた。隣者は櫛を引くが如く一揆團の城下進入を報じ來る。

× × ×

上野原を下つた一揆團は本町に迫つて來た。富豪の中には酒肴等を門前に並べて歓待の限りを盡し、或は佛壇を店頭に撬ぎ出して侵入を阻止せんとする等血眼の中に、破壞は悲惨な音を發して各所に行はれた。就中泉尾と云ふ酒屋に突入した一揆團は酒藏の大桶を破壞したので、家中は勿論附近の街道は時ならぬ酒の大洪水と化した。

「ヤア皆の衆靜まつて下んせいのう。靜かにして下んせいのう」と叫び乍ら本町の上の方から"本年の年貢四分引"と大書した制札が撬ぎ出された。「何だ、四分が何だ、やれやれつ!!」と昂奮せる群集は動まうそうにもなかつた。又續いて"尚殺ひの筋あらば追て申出づべし。重に赤、本年の年貢の一分は小西九兵衛、松田岸平より支辨可致候。"の制札が撬ぎ出された。何れからともなくワアツと勝ち誇つた歓歌が擧つた。

此の日、仲惣左衛門は自宅の一室に在つて整然と進行する強訴の注進を微笑を湛え乍ら聞いて居たが、遂に目的達成の事を知るより直様一撰隊の徴收を命じ、更に願書事項協議の為、十八日上野ヶ原に参集を命じたのである。何れも目的を達した喜悦に意氣揚々として歸村した。十六日夜の上野原は前夜に引代へ人数もなく、十六宵の寒月皎々として淋しく照らして居た。

× × × ×

十一月十八日早朝より詰めかけた数百の農民は、豫て仲惣左衛門の手により起案されて居た願書の案を北畑市右衛門により讀み聞かせられた。

其の要旨は

一、才年の上納米は平年の五分とすること。

一、公租米の納期を日の如く民に下げ渡すこと。

一、村々に切米として下ること（コミ米の廃止）

一、白州での訴訟、小事件の裁決を九月以後とすること。

一、等外十数箇條に民んでおた。一回は以て賛同したのである。三田藩より願書受理として尚聞く所に依れば、同藩は等外一名の姓名をかりし為、白州等は願書受理使を藩主のもとに出して命ぜられたとか。

かくて

百姓一揆は農民の勝利に歸し、夫々思ひ〳〵に解散した。犬猫の如く蔑視してゐた農民の爲に負けたので有る。自尊心を傷けられた憤怒は首謀者に對する[illegible]得を以て自己の非を覆ひ、且つ一方を極刑に処せんが為の口[illegible]たのである。

先づ第一に北畠市右衛門を捕へ、續いて仲惣左衛門、下吉右衛門其の他関係者一同各村強訴の縄れ役をした者まで悉く投獄せられたのであつた。

警官に於ける藩吏の紛擾が如何に峻烈苛酷なりしか想像するに餘りある。

當時の地獄絵巻の如き思出を語る一老翁は慄然として熱涙を呑み、現聖代の呑けなさに感泣するのであつた。

仲惣左衛門は十五日に一揆の解散を命ずるや直に一切の身辺の整理を済ませ辞職として捕吏の至るを待つたのである。

彼は捕吏の前に、此の度の擧は全く自己一存に出る旨を強辯し、同志に関しては全然言及する所なく一切を自白したのである。

かくて罪名は次の如く決定した。

死刑　仲惣左衛門

懲役　十五年　北畠市右衛門

同　七年　下吉右衛門

同　二年　市田榮

大ヶ月　井元與右衛門

明治四年五月十一日、仲恕左衛門が憂世の日以後の日である。特に調製せらるる絞首臺上に従容として死出の旅路に就いた。享年六十二歳。

猶関係せる古老の語る所に據れば、絞首台の取扱に不慣れの爲、彼の絶命までに隨分長い時間を費し、傍者をして田はず面を覆はしむる参惨さであつたとの事である。

爾来春秋幾星霜、該一挙に参加した人々は何れも過去の人となり、只偶々七十七八歳以上の人が朧氣なる記憶を辿りつゝあるのみにて、今や部分的、断片的な異なる昔話りとして時と共に消滅せんとす、斯る義人の菩提を弔ふ人さへ絶き事、餘りにも心なき世かと斯くはたゞしき筆を執りし次第である。（完）

三田藩百姓一揆の再考察

明治二年三田藩百姓一揆の再考察

三田校郷土史研究部編

第一　緒論

明治二年の三田藩百姓一揆に就ては、前掲森末平治郎氏の貴重な研究で詳かにされてゐる。しかし我等は氏の研究に啓発されて更に深き研究への必要を認めるものである。

これは氏も緒言によほど謙譲な態度で御断りになつてゐる通り、この百姓一揆は巧妙なる三田藩の政治的手腕によつて抑圧され、上司への報告なども上手に手加減がされたと見え、記録としては内閣文庫の藩府縣史や太政類典などにさへ載せられてゐないやうである。しかし或は故意に尾隠されずとやらで、三田藩一揆の餘波とも見るべき明治三年十一月の篠山藩百姓一揆の記録には

「前年三田藩に於て百姓等租税五分引を唱へて嘯集強訴し、門扉けられたるを聞き云々（下略）」

と明かに記載されてゐるのに三田藩百姓一揆の記録が見當らぬのである。そこで森末氏は已むを得ず當時の一揆参加者中現存の人の話、或は傳聞を綜合摘録し、これを基礎として研究されたものである。しかし當時の実利は一農民や傳聞者などでは把握することはむづかしいことだらう。どうしても眞にこれが統帥に當つた首領級の人達か又は正確なる根拠のある言葉や記録によらねば分明すまい。尚傳聞なども一揆の連累者や家人等が後証

を恐れ、且つ恥らって其の後証拠を隠滅し、事実をまげて世に伝へたことも考慮に入れねばならぬ。たかが誤謬は当然あらうし、又これらの伝説は今後の研究にまつより仕方がないのである。これ本校がこの研究に手を染めた第一歩である。

次に本校がこの研究に志した理由は、我が三輪町が此の一揆の第源地であるからである。見よ、[illegible]門、事実上の[illegible]市田[illegible]衛門等首領の大部分は皆三輪町の人々である。一揆の根拠地上野も三輪町にある。これに続いた最も強かつた所も亦三輪町各地にある。従つて当時の老若男女に真へよく神的[illegible]を語り継がれて昔物語として残つてゐる。我等は此の物語を[illegible]に語り継がれる事であらう。しかもこれらの物語中には[illegible]千代[illegible]に[illegible]過するわけにはゆかない。含まれてゐる[illegible]考へ方によつては[illegible]危険な思想も多くて居れば、一方には子々孫々に傳へて信託せしむべき[illegible]教育上考慮を要する問題もこれが眞相を究明し、正しく之を批判し、後人をして間違ひ所を誤らしめまいことは、[illegible]以てであり、我[illegible]自者の責務であると思ふ。これ[illegible]研究に当つて採るべき[illegible]ある。

は時代民衆中心か、英雄（人物）中心かの問題である。これ

[illegible]はあまりに英雄史中心に偏してゐたとは誰しも云ふ所で、かの明智光秀が信長の命をうけ、羽柴秀吉を助ける為め丹波亀岡城を出発しおひの坂を下り、西すれば備中の道、東すれば京都といふ岐路にさしかかつた時、俄かに鞭を挙げて東を指し「我が敵は本能寺にあり」と叫んだ刹那、部下三千の衆は期せずして高歳を絶叫したといふ。当時光秀は反逆の異図を[illegible]藤内蔵助以下股肱の臣数名にしか漏らしてゐないから、もとより三千の[illegible]これを知る筈がないのである。然るに此の事があつたのは何故か、これは光秀の心即ち部下の心であつたのである。当時戦国の遺風下剋上の思想そのものであつたのである。即ち光秀の反逆は、光秀のみの力でなされたものでなく、要は下剋上の思想が之をなしたのである。三千の部下の精神の總和が光秀を擁して斯くならしめたものであるともいへる。光秀なくとも第二の光秀、第三の光秀が必ず現れて、信長は殺されてゐたに違ひないと観る観方である。

西郷隆盛の挙兵とてもさうである。眞にこれは隆盛の本意でなく、挙兵当時隆盛は大隅山に狩猟中であつたから始めは関與してゐなかつたのである。彼れは部下に擁立せられ部下に徇じたのである。当時尚士民の間に流れてゐた「秩序は官軍、負くれば逆賊」の思想に誤られたのである。かかる時代、斯様な民衆の動きが歴史を作るのであると断ずる観方が近時しきりに唱へられてゐる。

しかし、我等は思ふ。所謂文化史論者が唱ふる民衆中心の観方も、これに

のみ偏することは謬りである。成る程時代も民衆も従来よりはずつと深く考へねばならぬが英雄の力も認めぬわけにはゆくまい。もし此の英雄が無かつたら就は新様を示すがたとひ後日に顕れるとしても、確かにもつと時代が遅れてゐたらうと思ふ。人の噂も七十五日とやらの譬に漏れず、そ人なに英雄の出る人で、民衆の傀儡に過ぎないものならば、幾百年、幾千年の後までもどうして世に記憶されようぞ。英雄は時代をつくり、又民衆を動かすことも確かに一面の眞理である。と思ふ。

以上の見地から、吾等は、此の一揆の研究を、時代民衆と人物の二方面より考察したいと思ふ。

第二、三田藩百姓一揆の時代的考察

我等は三田藩百姓一揆を述べるより以前にまづ當時全國の情勢、特に農民の状態に就て考察する必要があると思ふ。

明治維新當時の農民生活史を研究すると、それが農民一揆史で濃厚に色づけられてゐるにすぎかされるのである。試みに内閣文庫各道府縣史や太政類典によると全國で明治元年より明治三年に亙つての顕著な農民一揆だけが約九十件以上も挙げられ、参加人員の記録に明かなものだけでも無慮十数万人以上と記録されてゐる。或はもつと多かつたかも知れぬ。では何故にこんな大騒擾が一時に勃發したのであらうか。それは大約左の事情によると思ふ。そして我が三田藩でもこれ等の事情は大同小異であつたのである。

第三、明治維新と領主領民の不安と農民一揆

百年の旧弊を貪つてゐた人の眠を如何に醒ましたことか。特に川時代三周章狼狽は見るもみじめなものであつた。累代世襲・生活安つと断たれたのだ。僅少の奉還金を頂いて、明日の生活を考へ族階級の精神的動揺、不安、其の不安が昂じて物質愛惜の功たのも勢ひの赴く所と云へよう。それがやがて百姓への苛斂誅求となり激發して農民一揆となつたのも亦當然の徑路と首肯される。

我が三田藩でも全く其の通りで、士族が切迫する廢藩県に怠慢して、農民から搾取するならば今のうちだと只管苛斂誅求を事とし、農民の苦痛などを毫も考へなかつたのが一揆の起る最大原因となつたのであらう。

尚一方より見れば三百年來の因襲的な領主領民の情の極めて深い藩主が太政官の命によつて藩籍を奉還し、藩知事も免ぜられて全部帝都に移されるとなると旧主を慕ふ情が昂じて明治政府への不平となり、此の不平が他の諸原因と合流して農民一揆となつた所もあるが　三田藩の百姓一揆は此の點には觸れてゐず、むしろ廢藩置縣の事實すら知らなかつたらしい。

（志茂吉右衛門述懐談、及び土佐の脂取り騒動の項参照せよ）

二、政令急變に伴ふ不安と農民一揆

明治政府は政治上の理由より、旧來の積弊情實に、仍して、國民に對し清

神の氣風を興へ、大に其の權威を示す必要があつたのであらう。政令極めて嚴重で しかも新奇で、急激で、こられが之迄には斷乎たる決意を以て當つたのである。朝夕士民が仰視した藩主のみならず、命令一下直ちに倒された。お堀も埋められた。脱刀令もしかれた。戸籍法も實施される、徴兵令發布の準備にもとりかかる。斬髪令も出る、矢継早やに新令又新令で國民は驚かされた。

奉還頭（幇間頭）をたらいて見れば、王政復古の音がする
ざんぎり頭をたらいて見れば、明開化の音がする。
といふ俗謡の通り、新しきへ、新しへ、と政令が走馬燈の如く急變する。
そしてこの眼まぐるしい政令の急變は、保守的な士族階級を驅て反動的態度に出でしめ、無智な農民をして、今後果して世比中がどうなるのかと不安の胸を痛め、旧制を愛惜せしめたものである。この不平不滿が又農民一揆の一因となつたと申すべきであらう。若し農民の理智がもつと進んでゐて明治維新の眞義を理解してゐたら、或は農民一揆まで行かずに解決した事であらう。

三、旧習打破、神社冒瀆、廢佛毀釋と農民の不安

かねてから農民を憤激せしめたのは神社冒瀆と廢佛毀釋であつた。我が國粹として信仰の中心であつた神社を毀つては合併して祭り、神寶を賣却する、神田や宮山を没收する。佛寺を破壊しては佛像を棄却し、

財寶を奪り寺田、寺山を没收する等極端な方法は一部國化主義者や輕佻奇激な人達には喜ばれたかは知れぬが、純樸な農民の喜ばなかつたは申す迄もない。殊に當時民間の智識階級であつた神職、僧侶達を如何に憤激せしめた事か。由來信仰は理智の境を越えた深いものがあるだけに農民が感情的に鬱憤を重ねたことは今も尚想像に餘りある。

我が三田藩が藩財政を豊かにする爲め個人の所有でない社寺の財宝に眼をつけ、社寺の寶物、田地、山林等を極端な方法で整理賣却し、專ら武士の私腹を肥した話の數々は今尚語り傳へられてゐる所である。

（三田藩の暴政の項、及び森鼻氏の研究を參照せよ）

旧習打破は單に信仰方面だけでなく、あらゆる日常生活に及んだ爲め、農民の不平、不滿、不安も亦己むを得ないものがあつた。この不滿、不安も亦他の諸原因と合流して農民一揆となつたとも云へよう。

四、西洋人の渡來と基督教復興の不安

島原の乱後禁絶されたキリスト教が文明開化の波に乘つて再び世に出て、時を得がほに横がり出した。畜生のやうに思つてゐた紅毛人が大手を振つて渡來してくる。邪宗門として嫌悪した邪教が神道や佛教の領域を犯して來る。この狀勢を見て攘夷思想の濃厚な士族階級、神佛冒瀆に憤激する底民階級が期せずして同時に之を詛つたのも無理はない。

土佐の脂取り騒動と云つて、明治四年十二月に起つた有名な農民一揆が

掲げたスローガンは此の消息を遺憾なく物語つてゐる興味ある材料だから
参考の為め次に掲げて見よう（小野武夫著維新農民蜂起論による）

土佐脂取り騒動に暴民が掲げたスローガンの大要

一、庄屋、年寄を廃し、戸長、用係を置きしは姦吏の同類にして、異人贔屓のものなり。

一、毛唐人へ日本人を奴僕、又は妾に賣る事

其の時は戸籍番號、屋敷番號の順により、而して姦吏間金を取る事

先般兵隊司より十八歳より二十歳迄の男子の書類を書出さしめ、或は家屋敷に番號札を張り、戸籍を調査する等は實に其の準備たるなり。

一、最も怖るべきは醜夷の中には殘忍なる國在て、人體を烈火に掛けて其の脂を取り、之を飲み、或は鉄叉（註腹を刺をこんなに誤解したのである）に載せて油氣を抜取り、人をして笑ひ（死なしむる事）

近時毛唐人が建てつゝある病院なるものは、此の脂取り場所たるなり。

一、以上の事をなす事には、旧藩主の在藩にては邪魔になる故、すべて是れを京師に集めたる事

一、速に兵を興し、姦吏を誅し、醜夷を追拂ひ、旧藩主を歸國せしめよ。然らずんば神罰に觸るべし。日本は神國なり。大十餘州の神明何ぞ擁護せざらん。（下略）」

以上は今から四十年以前の事件に値することであるが、笑つてはならぬ

これが當時の農民達に長い間に考へられてゐた事實なのである。農

の智識程度はまづこの種のものであつたのである。そして其の中に旧制を惜、旧藩主愛慕、基督教反對、洋人排斥、神道強調等の思想の濃厚に浸透してゐるのを見るのである。

五、儒學思想の影響と農民一揆

元和偃武以來、徳川幕府は只管文治行政へと努力した結果、儒學の勃興を見るに至つたのである。しかし儒學と云つても主として朱子學で、是れが徳川幕府の官學であつた。これも主として武士階級のみで一般庶民には不完全な寺小屋教育以上はならべく修學せしめない方針を採つたのである。庶民の無學は當然の歸結である。

儒學は支那傳來の思想であるから、支那の國情に則り封建の制を認め、將軍制覇の事實を肯定するもので、徳川氏にとつては極めて便利な學であつたからである。これあるが為めに徳川三百年の太平を保ち得たのだと迄るのも確かに一面の眞理である。これが影響として我が國に與へた悪い点は凡そ次のやうなものであらう。

まづ第一に國民が將軍や諸侯あるを知つて皇室のおはすことを忘れたことをある。次に封建制度を我が國の當相と見て、武家政治の變體的な一命理なことを疑はなくなり、將軍制覇の思想や間違つた階級思想を強く上げたことである。そして國體の本義を解へなかつたばかりか、支那思想の直譯である禪讓放伐肯定の思想に誤つて陷らんとするものあるに至つたこ

とである。この思想は始めは徳川氏や諸大名にとつては極めて都合のよい思想であつたのであるが、[illegible]やらで、果主政府即ち倒幕思想の一因ともなれば、世[illegible]民一揆[illegible]三田藩農民が矢張り此の思想の影響をうけて、[illegible]し、[illegible]て反抗の挙に出でたのであるとも見ることも出来る。この詳細は後見[illegible]衛門の人物考察の項で再び説くこととしよう。

大洋學思想の影響と農民一揆

洋學の影響を農民一揆とも[illegible]すことの出来ない一つである。保守思想の反動として我が國に西洋の開化思想を傳へた明治維新時代の功勞者は相當あらうが、何と云つてもまづ指を第一に福澤諭吉に屈せねばなるまいと思ふ。

福澤翁の思想は一言に盡せば實利主義である。學問は自己の身を立て家を興すの資本であると説くのである。學問は[illegible]どの樣に、學問を世の爲め、人の爲め、道の爲め、國の爲めにするのかなどと説かず、自己の爲めと説くのである。即ち個人主義的功利[illegible]重の拜金思想である。此の思想は封建時代に缺けて居つた所の自我の自覺とか、自我の主張とかいふことを覺醒した意味に於ては大いに功績を挙げたものであるが、[illegible]於ては遺憾な點を認めざるを得ないのである。[illegible]

離を招いたのも亦當然のことである。

註。楠公權助論とは、楠公が湊川で討死したのは大死だ。あの場合は逃げて歸るのが一番良いのだ。そしてもつと働いて立身出世すべきだつたのだ。あんな死に方は權助が金につまつて首をつつて死んだのと價値に於て大差程の違ひはないとの功利偏重的見解の議論である。

諭吉の思想を最も敏感に早く採入れたのは我が三田藩だとも云へよう。三田藩の傑物白洲退藏、小寺泰次郎、川本幸民等は風に開化思想、功利思想を移入し、實踐躬行大に藩政改革に努めてゐる。（有馬郡誌を參照せよ）。藩財政の匡救、脱刀の奬勵、洋學校の開設、治水事業、農兵編制、新兵器採用、官有林拂下げ、官有林野伐採、炭焼き營業、神田寺田整理等功利に拔目のない鮮やかな行政振りは流石に後年「濟家」として大成した人だけある。「借りいかまそれが福澤の思想同樣に個人主義、功利主義で、しかも武士倫理の功利主義で、國家社會的遠[illegible]神輕んじた爲め、武士には極めて都合がよかつたかも知れぬが、農民を餓死戰線に追込む結果となり、完極する所農民一揆へと走らしめたとも云へる。ことは迂闊にも遺憾である。

しかし之をもつと深く考究すると三田藩の功利思想が植付けられたのは必ずしも明治維新に始まつたのでなく、ずつと遠く九鬼氏の志州鳥羽三田への轉封時代に孕んでゐるのでないかと思ふ。元來九鬼氏は志州の島に割據する七豪族の一つであつたが、遠祖九鬼嘉隆が大閤の寵を得て九の大島主を征伏したものである關係上、九鬼等大島主の外樣客臣には格別

遇して厚祿を與へねばならなかつたのである。藩の財政は昔より相當苦しかつたのである。參考の爲め志州七島主を左に掲げる

知行高	居所	領主	知行高	居所	領主	知行高	居所	領主
七八〇〇石	岩倉山	九鬼中務少輔	六八九〇石	多毛嶋	吉田民部輔	六七五〇石	甲賀島	甲賀甲斐守
八九九〇	波切島	加藤阿波守	八九五〇	和久嶋	青山豐後守			
八五六〇	大島	大嶋大學正	七九九〇	越賀嶋	越賀隼人正			

問ふ原の役に嘉隆が石田三成に黨したのか、何因となり、更に孫隆季、久隆兩人の家督爭ひが起つて、五萬六千石から三田三萬六千石に左遷される に及んで、隆季は綾部二萬石、久隆は三田三萬六千石となる。上は藩主より下は足輕に至るまで、まづ苦しまねばならぬのは財政難であつた。こんな事情だから三田藩士は歷代功利主義に徹底せざるを得なかつたのである。足輕が百姓兼業であることは勿論、小祿の武士は内密に何かと内職に余念なかつたのである。三田藩に福澤の實學的思想が敏感に入つたのも偶然でないことが分る。こんなに考へると我等は農民一揆の據て起る所の深く且つ遠いのを思はずには居られないのである。

七、農民の無學を百姓一揆の考察

農民の無學無自覺も遺憾ながら一揆の一原因に數へねばならないと思ふ。斯く云へばとて我等は決して祖先の非を鳴らして之を難うたんとするものではない。此の無學無自覺は畢竟德川氏多年の政策である所の「農民は知

らしむべからず、由らしむべし」の結果であつて、百姓に餘り學問させると理屈を云つて治め難いから馬鹿にするに限るといふ自己本位の政策から、農民教育機關を故意に不完全にし、武士教育機關の充實をのみ勉めた結果の所産に外ならない。農民の無學無自覚はむしろ武士の責任であつて、農民のみを咎めることは無理なのである。農民を無智ならしむる目的は達しまがら、却つて無智なるが爲めに武士が苦しめられなければならぬ樣になつたのは因果應報の理とでも申すべきであらうか。

一揆參加者の心理は、當時の參加者から語り傳へられてゐる所でも明らかである。即ち彼等の中には首領株の者に、[illegible]ん。てゐた者も澤山ゐたことは確かであるが、[illegible]てはならぬ。中には大した自覚や成算もなく、白暴自棄でかはつた者もあれば、面白半分に興味本位で輕率にも參加した樣な貪欲性、掠奪性の發揮を[illegible]みたい。砂糖を腹一杯なめたいといふ樣な貪欲性、掠奪性の發揮を[illegible]した者もないではなかつたさうである。最も多かつたのは、一揆に參加しないと我が家が掠奪される、放火される、[illegible]者だつたといふ。それが一度群集心理に陷られると、人間の[illegible]恐ろしいもので、熱狂の極常軌を逸し、さきの群手は變じて狂犬となり、首領達が理想とした無掠奪、無抵抗、無殺傷主義などはどこかへ消飛んでしまつて、折角の苦心も水泡に歸したのは遺憾である。

事件は遠ふが同じ頃三田藩の隣接地明石藩の手和郡淡河莊に起つた攻可

な莨蒻強訴は一揆心理の實相を物語る好參考資料で、人情風俗の比較的類似した地方の事だから參考として左に之を掲げ、三田藩一揆の心理を想像して見たいと思ふ。

「明治初年の頃、美濃郡淡河荘三津田村井木弥藏、戸田村之田喜平、下村山本桃五郎、同村村上某等首謀者となり左の理由により藩知事に訴ふる所あり、之を称して強訴を起す。

一、從來米納なりし租稅の金納となりしにつき、年租を金に代へる爲めの世話人木津村藤本磯平の計算に不明瞭なる點あること。

二、三津田より野瀬に至る淡河荘二十ヶ町村の氏神たる八幡神社の鐘を壽郎したる代金の處置につき不明瞭なる点あること。

三、其他近時上司のとられる施設方針につき百姓の意に滿たざる點あること。

尤も右の中一、二は近因にして、三は遠因なる如く云ふべく、施政方針云々せざれば維新百事改新の際藩廳より指定したる役員の人選に不平ありしなりといふ。

かくて強訴は淡河町に殺到し來り、戸長役場を襲ひ、歲田明神に屯し、盛んに喊聲を擧げて勢を張り附近の村民を糾合す。近隣の諸村は共の一味に加はる心なしとも強訴の掠奪をうけ、災の己に及ばんことを恐れて續々來り之れに屬し、虛勢天を衝く。時恰もよし急を聞きて明石藩より役人の役人數多の選卒を引率して來着す。上役の一人は大喝して百姓の不都合を叱責すれば、今一人の役人は百姓共に對し切に暴挙を誡め、懇ひの後ようや

は線代を擧げて訴ふべしと懇に諭す。百姓共は此の一喝を試論により、二人去り、三人去り、續々と去り、遂には殆んど悉の子を散らすが如く、遂に去る。二人去り、後に残りしは首謀者數名のみ。村内にて多少責任ある地位の者一人もなし。役人は有無を云はしめずこれ等首謀者を引致し、明石に送り裁判の上果敢なく獄して事遂に止む。この強訴は其の理由薄弱にして百姓共の結束弱く、恰も始めは脱兎の如く、終りは處女の如く莨蒻の如く柔弱なりしにより世に之を淡河の莨蒻強訴と云ふ。（美濃郡誌による）

以上の莨蒻強訴と我が三田藩の百姓一揆とを比較すると、當時の農民の困窮狀況、首謀者の人物、眞劍味、農民の結束力等到底比較にはならぬまでも一揆の心理は寫し得て好參考となる所があらう。斯樣な点は後人の大に省みなければならぬ所と思ふ。

又如何に農民が無智であつたかに就ては同志の一人貴志村志茂吉右衛門述懷談として、女婿笹谷傳次郎氏、孫與三郎氏の語らるる左の談話が這般の消息を遺憾なく物語つてゐると思ふ。

「私達を初め農民はあの時廢藩置縣の事實を少しも知らなかつた。もし知つて居たらあんな事をせず今暫らく隱忍したがも知れぬ。又たとひ勢の赴く所やつたとしても、もつと方法があつたであらう。日時の記憶は確かでないが、丁度連日連夜の拷問で死にまさる責苦に逢つてゐた最中だつたと覺えてゐる。京都の太政官からだといつてお白洲へ役人が見えて、「何故お前達はこんな事をしたのだ。お前達だとて考へなしにこんな事

は寸まい。己むに己まれぬ事情があつてやつた事だらうと推察する。包み隠さず申して見よ。決して悪しうはぬから。

と親切丁寧に懇々と諭さるれた。しかし私達は連日の責苦に恐怖しきつてゐた。詰導的發問に掛つてはひどい目に逢つてゐた。從つて根性も僻んで疑ひ深くなつてゐたから此の役人の言葉も結局は親切ごかしに私達を釣込んで自白させて處刑する爲めだらうと考へたから、後難を恐れて黙として誰も答へるものがなかつた。それで役人は御叱りにもならず、言葉を柔らかくして諭し下さつたが、同志達は矢張り口を緘して答へなかつたので、役人は誠に残念さうに

「お前達がどうしても何も云つて呉れないとすると可愛想だがどうも仕方がないなあ。」

と長歎された。今にして思ふと、あの時私達が口を揃へて丸鬼藩の虐政を訴へてゐたら、恐らくは丸鬼様も安穏には行かなかつただらう。百姓達ももつと助かつてゐたらう。私達もこんなに重刑に逢はずに済んだかも知れぬ。ほんたうに残念に思ふ次第である。

八、明治二年の凶作と百姓一揆の流行の考察

明治二年は全国的凶作で、凶作に伴ふ百姓一揆も亦全國的に起つてゐることは前に述べた通りであるが、今一つ考へねばならぬことは農民が諸國の一揆を傳聞して、丁度流行病の様に思想的に伝染して各地に横がつたこと

も見逃せないであらう。それは大正七年八月五日、米騒動が富山縣滑川町の一角に漁夫の女房達五十人許りによつて起されたのをきつかけに、全國各地百三の市町村に波及したのと同じ現象である。

まづ維新當時に於ける此の地方の一揆を調べて見るとほぼ同時に起つたものに川邊郡の百姓一揆、加東郡東條谷の百姓一揆、前記美嘉郡の騒擾訴等がある。しかしこれ等は三田藩の百姓一揆の間に何等直接的な関聯は發見されないが隣接地の事でもあるから流行的な思想的傳波の相互関聯は相當にあつたことだらう。然るに翌年十一月に篠山藩の多紀郡才濃村立杭村を中心として起つた農民一揆は明かに三田藩一揆の影響を受けてゐる。尤も篠山藩百姓一揆は、三田藩百姓一揆の影響だけでなく、既の他が加東郡とも隣接してゐる爲め、前年起つた同郡東條谷一揆の影響をも受けてゐることも記録に明かであるが、何と云つても三田藩一揆の影響が大きいつた事は記録にも「前年三田藩に於て百姓等五分引を唱へて騒擾訴し聞届けられたるを聞き云々」と明かに記載されてゐるのでもよくわかる。元來三田藩の飛地大千石が丹波にあつて、これ加三田地方の一揆のお蔭で何も緊かずに三田、三輪地方と同様に貢租五分引の恩恵を受けたので、之を見聞して刺戟されたのが大きな原因となつたのである。

更に徳川氏の農民政策が所謂「百姓は流手城の如し、絞らば絞るだけ無き様に見えても潤ひのあるものなり」の搾取政策に出られた爲め、農民も亦積年の間に反動的に算盤高くなり、やれ歎引だ、荒引だ、何分引だ、渥

料補助だ、新池築堤だ、河堤築堤だ、曰く何、曰く何と機會ある毎に數數を事とし 卑屈を消極的依頼心を來す傾向を生じ、役人達には農民の然諾歎願は常例だとの先入感を與へ、下情上達の点に遺憾の点が醸成されてゐた事も亦考慮に入れねばなるまい。そして此の役人と人民との粗隔が 稀有の大饑饉に際し爆発して最も悲しむべき方向へと進んだのであるとも云へよう。

九、三田藩の暴政

以上で三田藩百姓一揆の時代的考察をほゞ終へたが、何と云つても直接原因は三田藩の暴政にあると云へよう。凶作に對する救民策の失敗、武士本位の功利政策と農民に對する苛斂誅求、天誅組の暴行等に就ては森脇氏の御研究に詳細であるから之を省くことゝする。

天誅組に就ては其の名こそ同じだが、彼の大和の五條や十津川地方で維新當時旗上げした藤本鉄石等とは雲泥の相違で、いはゞ不良青年武士の集團的暴行であつたのである。彼等未路が多くは不具廃疾等悲惨なものが有つたので、時の人天罰だといつたさうである。天罰であつたかも知れぬが一方おそらくは彼等の放縱、荒淫、不稼生を生活の結果であつただらう。

神社林木伐採でも乱暴ものゝ駒宇仁八幡の名木を伐つては駒宇仁の名を大阪市場に高めさせ、下田中天満神社の名木など材木にする位のものかつたので可惜炭にして焼いて雪つたと傳へられてゐる。思へばそれ今の中

だと遺憾無二撮取しようとのみ考へたからである。しかし三田藩にも正義の武士の無かつたのではないことは後に記することにしよう。

第三、三田藩百姓一揆の人物的考察

一、一揆の總帥、辰見惣左衛門

三田藩の百姓一揆を研究するには、ぜひとも總帥辰見惣左衛門の研究をしなければならぬ。それは彼れ及び彼れの思想に負ふ所少くないからである。

惣左衛門は今の三輪町下田中、當時の下田中村に生れた人である。旺年時代の名を田中宗兵衛と云つたので、此の名の方が世間に通つてゐる。彼れの遺著銘言細理解にも田中宗兵衛と自署してゐる。仲惣左衛門といふのは世間がさう呼んだので、略して仲惣さんとも云つた。仲姓は北畑家、辰見家、巽家と三軒並んだ中で一番真中の家であつたに起因し、辰見姓を名乗つたのは其の家が村中で巽の方角に在つたからである。總左衛門は晩年の名である。遺著性學や集記には巽生堂と自署してゐる。

彼れの性格は剛毅不屈で主角があり、覇氣満々、硬骨嚴格であつて、曲事等に對しては一歩も假借する所なく、飽々謂々、硬派中の硬派であつた爲め村民はむしろ平素畏敬するといふ方で、憚られてゐたといふ。有體に云ふと太平の世ならば、或は頑固偏屈な老爺として敬遠されて一生を終つたかも知れぬが、非常時は遂に此の頑固な硬骨漢を要し 終に驅つて紀帥

にまで確立し、あはれ刑場の露と消えしめたのである。彼れの頑固と剛毅は其の遺著の隨所に現れてゐるが、「性學」の中にも

「此のいのちをいとはずして、地獄へ落ちまうとも、極樂へ行かうとまうすなからだしやて。ようふ御待ぶ被成まうせと云ふた所で、私めがお供仕りまうすのよりほかいや。誰あつて解せる人はあるまい。はかさあるべし（下略）」

と霸氣人を呑むの慨があるのでもよくわかるではないか。

彼れは幼時より學に志し、よく和漢古今の書を渉獵し、儒學、佛學を究め、中澤道二の心學にも傾倒してゐたことは遺著によつても窺はれるし、彼れの筆字になる道二心學道話が北畑家に遺存してゐるのでもわかる。博覽強記で育英の道を好み、夙に寺小屋を開いて地方の青少年を教育することを樂しみとした。彼れの朗々たる讀書の聲と、之れに和する門下生の伸暢の聲は遠くまでも聞え、道行く人をして傾聽せしめたといふ。彼れは壯年時代京阪に遊學して碩學の門を叩いて教へをうけたと傳へられてゐるが果して誰の門下であるかは遺憾ながら史料が傳はつてゐない。國學にも造詣深かつたとの說もあるが、それは事實ではあるまい。彼れの遺著や行跡を通して國史、國學に關する修養の片鱗をも窺ふことの出來ないようでさう解釋されるのである。

從來一揆の研究が人々の俳徊を中心としたに對し、今般申くりなくも下田中、北畑作太郎氏（市右衛門の孫）から独左衛門の遺著銘言細理解、性學、集記を始め數種の貴重な筆字本が發見され、彼れの[illegible]

彼れの思想や人物が理會され、それを通して一揆の研究をなし得られることを試に喜ぶものである。彼れの遺著は之を本研究の卷末に添へ、夫々解題を附することにするが、要するに銘言細理解は奉行陣屋甚平が農民に諭した理解を更に細かく解說したもので、是れによりて農民をして勤儉節約、修養せしめようとしたものであるが、尚ほ彼れに託して彼れの經世策を述べ、暗に上司に對しても其の所信を披瀝したものと云へよう。彼れは此の書を出版する時、自筆、自刻、自費を以て行ひ農民に頒つたと傳へられてゐる。性學は中澤道二の心學道話に則つて彼れが若心の創作であり、集記は彼れの隨筆や試は讀書の際最も彼れの心の琴線に觸れた金言銘句等を備忘の爲めに記錄したもので、彼れの思想研究の好參考資料である。以上の遺著を通じて彼れの思想の中核を爲すものは何と云つても孔孟の思想である。我國體にもつて最も大切な、絶對的な忠の解釋を彼れは多元的相對的に誤つて解釋して性學に左の如く述べてゐる。

「先づ君臣と云は五倫の始じや。此君臣と云ふは君としんとじや。一ばん上で云へば天下樣は君、お大名方は臣、お大名方は君御家中は臣、又町人百姓の類は臣、我身が民じや。又町家や百姓家の中で長公として居る年合は皆其の主人が君じや云々（下略、詳細は性學を參照せよ）」

右の君臣の意義と忠の解釋中に現れてゐる天下樣の語は所謂公方樣で將軍の意味であるのは申す迄もない。淨瑠璃本太閤記十段目に光秀の母の訓言

中「天下將軍になつた系云々」とあつて物議を醸し「たとひ將軍に云々」と變へたと同じ解釋に屬する言葉である。一天萬乘の　天皇を仰ぎ奉る我が國體と絶對に相容れない思想であることは勿論であるが、惜しむらくは想左衛門も當時の一般人同樣に古事記や日本書紀などは讀んで居らず、國學の造詣が淺かつた爲め、孔孟思想に誤られて此の解釋に達したのであらう。從つて此の思想からは

「君君たらずんば臣臣たらずい

の思想も生れ　輝讓放伐肯定も生れて來るのは當然である。集記に彼れが會心の言葉であつたと見えて左の句を摘錄してゐる。

子路曰、　桓公殺公子糾、召忽死之、管仲不死、曰未仁乎。
子曰、　桓公九合諸侯、不以兵車、管仲之力也、　如其仁、如其仁。
子貢曰、　管仲非仁者與、桓公殺公子糾、不能死、又相之。
子曰、　管仲相桓公、霸諸侯、一匡天下、民到于今受其賜、微管仲吾其被髮左衽矣。

右の文に現れてゐる通り、彼れの思想は善政第一主義、人民第一主義で所謂民本主義である。支那や歐米にして始めて通る思想である。然紂は天子に非ず匹夫である。匹夫紂を誅するは天の命であり、善事であると說いた孔孟思想が想左衛門の精神に根強くひついて居るのがよくわかる。從つて彼れは此の思想を高調したことが集記に左の文言となつて現れてゐる。此の文は[illegible]山の言葉らしいが精神は全く彼れ共鳴点なのである。

「公友問、孟子云民爲貴、社稷次之、君爲輕云々。（中略）一國の爲に一人の君を置いて治めしむる道理をしらず、君一人をたのしましめて一國の人民を苦しむるすべの天道に背ける義を明さんが爲なるべし。（中略）天地開けて人あり。人の爲きを民と云ふ。山川國土の神、民の爲に財物を生ず。是れ神といへども民に次ぐの理なり（中略）人民の爲きこれを治る者なければ乱る。故に君を立つ。是れ又國君といへども民に次ぐ者也云々（下略）」。

此の思想は現今天下の大問題となり、囂々たる批難を招いてゐる美濃部博士の天皇機関說の一節を聞かされる心持がするではないか。この支那直譯思想は天地開闢の始めより一君萬民、君臣同血の我が國體に絶對に用ひられない危險な思想である。しかし當時の樣に朱子學を官學とし、國學等の研學の便なく、特に武士と違つて農民には學問することすら困難であつた時代には已むを得なかつたらとてあらう。

この思想の持主で、しかも頑固一徹の總左衛門の眼より、當時の三田藩の暴政と農民の困窮とを眺めた時、彼れの憂世義憤の熱血が如何に彼れの滿腔に漲つたかは想像に餘りあるではないか。政治は民が第一だ。民あつての藩だ。民に從ふべきが殿樣だ。決して暴政に盲從すべきではない。訴願だ。強訴だ。それでも聽かれなければ藩主除くべしと激發するに至るのは當然の經路である。老成な彼れはそこまで極端に走らずとも、少壯血氣の門弟子がそれに走つたのは當然であると思ふ。政治上

より見ても、教育上より見ても思想問題の重視しなければならぬことを深く考へさせられてはをいか。

彼れが直接行動には参加してゐなかつた事は明白な事実であるが、尚一連の疑問は果して眞に彼れが一揆の首謀者であつたらうか。如何にも此の強訴の思想的根源は彼れであつたらう。又強いて、眞に與へたかも知れぬ。又果して一身に背負つて首謀者たりしかも知れぬ。しかし志茂吉右衛門の逮捕談にもある通り、農民達は首謀者が誰れであるかは知らぬと知らぬ門の逮捕談にもあるらしい。知らないから自白する者も無かつたらしい。又知つてゐる頭領達は鉄石の様な堅い覚悟を持つてゐただけに、思ふに惣左衛門を責める様な者は一人も無かつたらしい。藩廳が彼れを首謀者と裁断したのは、彼れが徒党の言説、行動、師弟関係等より推断して彼れの自白と一致した解釋をとり、辻褄を合せ、落着を速めたのではあるまいか。そして惣左衛門の心境は丁度門下生に向けた西郷隆盛の感慨と相通する如き所があつたのであるまいか。これ等は今後の研究にまつ次第である。

彼れの處刑は森鼻氏の説によると明治四年五月十一日とあるが、志茂吉右衛門逮捕談によると十二月二十日だとある。又神明庵の過去帳や彼れの墓碑によると五月三日とある。何れも相違根源もあるであらうが矢張り五月三日説が正しいのであるまいか。こうした今後日の研究にまつ次第である。志茂吉右衛門直話として傳へられる所によると、惣左衛門の處刑は本牢より赤門の牢に移される時であつた。彼れは處刑の際牢内の同志を顧みて、

「皆さん、お先へ」と怨ろに別れを告げ、從容として絞首台上に臨んださうである。悲惨な最期の有様は全く森鼻氏文書の通りで、同志の者は牢の穴から涙ながらにこの残酷な刑を見たといふ。

彼れの墓地は下田中の神明庵にある。立派な墓碑も建つてある。法名持戒總誠居士、享年六十二歳である。遺族は其後神戸市に轉住して今孫娘の代で絶石にあるが、屋敷跡は畑地となり家は残つてゐない。

彼れの行為は道徳上幾多の議論もあらう。しかし私利私慾を顧みず、一身を犠牲にして郷土民塗炭の苦を救つた心情に至つては同情の涙を注ぎ感謝の誠を捧げて彼れの霊を弔ふべきである。惜しむらくは彼れに國學の修養があり、王政維新の眞相が理解されず、國體の本義が明徴にされてゐたら或はこの百姓一揆も未然に善處し得られたかも知れぬ事である。此の點を辿すも惜しむと共に後人の省みねばならぬ所であると思ふ。

二、一揆の頭領北畑市右衛門

一揆の頭領として采配を振つた北畑市右衛門は今の三輪町下田中、當時の下田中村に生れた人で丁度それが辰見惣左衛門の隣家であつたのも奇しき因縁である。北畑家は下田中村の名家で、建武の昔伊勢の北畠氏の一族が今の神明神社の神霊を奉齋して、當時の播津寺領であつた藤木正成を頼つて此の地に移住した時からの連綿たる家柄で、北畑の姓は北畠の轉訛であると傳へられてゐる。

市右衛門は風に辰見門下の俊才として聞え、性侠で武を好み　活潑で
しかも謙略があり、人に収攬　妙を得、郷黨青年に推服せられてゐた。
彼れが愛讀した武術藝術論上下二巻は今も尚北畑家に遺存してゐる。當時
二十四五歳の一青年　しかも農民の子弟が　こんな書物を愛讀して心術を
練つてゐたことを思ふと何となく彼れの性格風貌が忍ばれるではないか。
そして[illegible]系統をもつて一揆を號令する素地のうへに孕んでゐるのを發見
するものである。彼れは斯様な名望ある家柄に生れ、性侠で快活で、學才
あり、謙略ある上に、米穀商を兼業して、若年より本郡各地を廻つてゐた
関係上、郡内に顔もうれ、彼れも自分も年が若かつたので、各町村の青年達の心理
職業の関係上、年と接觸すること微會に多かつたので、
をよくつかんで居たことは注目すべき所である。
明治二年の凶作に伴ふ三田藩の旱政に對しては、彼れが熱情的な性侠な
性格から極度に憤慨した一人であつた。そして郡内各地を駆廻つて貢租軽
減歎願運動の為め極力努力したけれども、藩廳が毎度の事と思つて民情を
洞察し得ず、一蹴して歯牙にかけなかつたので、憤激の極、遂に百姓一揆の
頭領として蹶起したのである。蹶起以後の行動に就ては森鼻氏の研究に
詳説してあるからこゝでは其の逸話の一、二を述べよう。
彼れは性来の小兵で、[illegible]得象だつたさうだ。上野ヶ原で一揆の大衆に對
して大演説を試みた時、背の小さい、大男の肩車に乗つて慷慨激越な
口調で滔々懸河の辯をふるつた。一揆の大衆は彼れの熱辯と意氣に魅せら

れて覚えずどつと喊聲を挙げ、意氣更に百倍して三田城下に躍り込んだと
いふ。彼れは確かに軍師としても、政治家としても、多分の素質を備へてゐ
たものと見へる。
彼れは後段十五年の重罪に處せられて、[illegible]め三田の獄に投ぜられたが
後兵庫の獄に移された。同囚の牢名主は大阪の某侠客であつたが、市右衛
門の行跡や人物に推服し、兄弟分の約束をして極力優遇して呉れたので獄
内の生活は案外氣楽であつたとは彼れの出獄後の述懐談であつたさうだ。
明治六年秋病篤きに及んで釋放されて家に帰り、家人の手厚い看護を受
けて十月一日卒去した。法名高徳院雄山[illegible]史居士、享年僅かに三十三歳で
あつた。世齢を以て逝去した此の美人に一すに壽を以てしたならば少ずや
郷土の為めに一層の貢献を為してゐるだらうに返すがへすも惜しい事である。
墓碑は恕左衛門と同じく神明庵内の墓地にある。

三、両首領をめぐる幹部の人々、

一揆の首領として所刑されたのは辰門、恕左衛門、北畑市右衛門の外に市
田榮藏、奥田市松、志茂吉右衛門、井　興右衛門、外一名だと伝へられて
ゐる。氏名不明の一人は貴志村の人尾屋興右衛門かも知れぬといひ、又
川除村の人福田某でもいかともいふが詳しくは後の研究にまつ次第である。
市田榮藏は三輪町川除、當時の川除村の人で一揆の副將格を勤めた人で
ある。性剛勁、實直、敦厚で、若い時から農業の傍ら夫婦共稼ぎとしてゐた

ので近郷近在に顔もうれ、信用も深かつた。學者肌の人でなく、実際家であつた。北畑市右衛門と肝膽相照らしたのは同門の誼もあらうが、同業の間柄が一層縁を深くしたのであらう。そして此の二人が米の運送に各村の青年達を多く雇傭する關係から熱意を相当に多く、これが一揆の盛上げに便宜を得た一つであつたらう。彼れは年齢四十の陂を越え、具に世の辛酸を嘗め、常識に富み思慮も深かつたので市右衛門は榮藏を無二の知己と相許し、榮藏も亦市右衛門の人格に平素より推服してゐたので二人の呼吸はぴつたりと合ひ、一揆の企劃の大部分は此の二人の手でなされたものだといふ。そして川除村に一揆連盟の機運を多く出したのも亦彼の感化によるものと思はれる。

一揆が起るまでは榮藏はいつも家に牛を六七頭も飼つてゐて、自ら青年達を連れ、朝早くから牛の背に米俵をつけて遠く東久保の陂を越え、生駒へ奥賀辺に出掛ける勤勞振りは里人の讃の的だつたといふ。強訴の計劃同志の糾合、回状や指令の送達等は米買に事寄せて彼れと北畑との手で機密の裡に巧になされたらしい。こんな服係から首謀者の一人を睨まれて七年の重刑に處せられたのは是非もない次第であつた。

平素信望の有つたことをて、入獄の為め捕吏に連れられて村を出る時は、一層村人の同情を集め、村人全体の涙を籠めた見送りを受けたとあふ。そして三田の獄に二年、兵庫に三年、京都に二年と無事に七年の刑期を終へて出獄し、明治三十五年九月九日七十七歳の高齢で病没した。入獄中一少女の身を以て、父への差入れ、一家の留守から、同囚の人達への世話までも婦人の子も及ばぬ雄々しさで立働き近隣の同情を集めたといふ實子つる女は今も尚健在である。なほ森皐氏の研究に榮藏の刑期二年とあるのは七年の誤謬である。

奥田市松は同じく川除村の人である。性来の多情多感な熱情家で元氣者であつた。一揆の際は平素推服してゐる北畑、市田等を助けて中堅となつて働いた者で、當時年齢僅に二十三歳の一青年であつた。顧ふに北畑、市田奥田の三人が此の事件の中心人物であつたのであるまいか。市田榮藏と同じく村人に村境まで見送られて入獄の為め出郷する時

「お百姓達大勢の身代りだ。たとひ獄に在ること少しも恐れず　喜び勇みて獄吏に引かれて行つたといふ。獄に在ること三年　明治五年七月五日病篤きに及んで家に帰ることを許され、情けある村人達に駕籠に乗せられ家に辿り着きさ　やうやく我が家の軒をまたいだ時に息が絶えたといふ。彼れは家に帰る時、豫て獄中で苦心しも認めた百姓一揆の手記を積鼻褌の中に秘めて持帰らうとしたが、不幸にも獄吏に發見されて果さなかつた事を最後まで残念がつてゐたといふ。此の事実から判断すると彼れが一揆の重要な役割を勤め消息に通じてゐたこと、相當に文筆にも達してゐたことが考へられるが詳しい史料が見當らないのは遺憾である。彼れの刑期は分明しないが恐らく五年乃至七年迄であつたらう。少壮氣鋭、純情な彼れに俊すに壽を以てし、社會に貢献さしてゐたらと惜

しまれる。

志茂吉右衛門は北畑に次ぐ中心人物と傳へられてゐるが、事實はさ程の役割を勤めた人でなく、單に訴状を認める書記役を勤めたのが首謀者と睨まれる禍因となつたらしいことは女婿笹谷傳次郎氏、孫奥三郎氏の左の談話によつても窺はれる。

「吉右衛門は明治三十九年十二月十八日八十二歳で病歿するまで隨分長命しましたので、私達はよく當時の話を聞かされたものです。それによると一揆の始まつた時首謀者などは全然わからなかつたが秘密指令が來た。それには「訴状をやるのだから一同高熊新田に集合せよ」とあるだけだつた。當時吉右衛門の妻は産家ついて居る最中だつたので、それ所だをいからうとて上野ヶ原から使が來たが使の口上には白洲退藏を參事から引退さして、九郎兵庫を後任として呉れ、年貢五分引にしく呉れなどといふ訴状を書認めるのだが書ける人が無いからせひ来て呉れとの事だつた。吉右衛門は豫てから能書の譽れがあり九郎兵庫のお頼方を勧めて共産の信任を得て居たのである。

家人はそれを恐れて切に止めたけれども、吉右衛門は思案の末もうもう上野へ出掛けた。そうして大いの頼みで己むを得ず訴状を書いたさうです。一揆が引上げたので吉右衛門も家に帰つたが、何となく憂鬱のように始終沈み勝であつた。間もなく庄屋が來て役所へ同道された儘歸れずに投獄されたのです。後から思ひ合すとたしかに其の初め頃だ

たせうか、尤も當時私（笹谷氏）はまだ十一歳だつたからはつきりとは覚えませんが使の人が仲間さんが不明の人が來られて「近年の様な餓饉続きでは百姓の苦しみが見て居られない。今年の秋の作柄に依ては或は年貢五分引位の訴願を何か工夫せねばなるまい」といふ様な事を座敷的に話されて御歸りになりました。私達家族は後難が恐ろしいからこんな相談に乗らない様にと諫止した事を覚えて居ます。或はあれが一揆の下相談であつたのかも知れません。

牢獄生活は本宇（今の小寺遊園地附近）へ三年、赤門の牢へ三年、兵庫へ十四ヶ月と通計七年二ヶ月を無事に終へて出獄しました云々」

（参考、志茂氏家系）

志茂吉右衛門 ― とめ（妹とめ（中後家に嫁す））

笹谷傳次郎 ― 奥三郎（志茂家養嗣子）

中後家 ― 中後藤右衛門 ― 重太郎（笹谷家を嗣す）

右の談によつて見ると彼れは訴状筆者で重刑に處せられたので一揆の計劃に參與して居るとしても首謀者などではなかつたらしい。辰見惣左衛門が絞首の刑に處せられる前にも

「あなたは單に訴状を書いただけで斯様な重罪に問はれて御氣の毒だ。私の形見として私の秘藏の書物を差げよう」

と云つて、獄中にまで携へて秘藏してゐた書物二十冊程も呉れたが後難を

恐れて出獄後奴隷としてしまつたさうである。この中には辰見若心の著書も数々もあつたらうに誠に惜しい事をしたと思ふ。

吉右衛門が能書家であつたことは、彼れの筆字にかゝる本能寺軍談、山崎大合戦、悪狐三国傳などの総べてが筆写物であつて彼れの著作品でなく、そしてそれが軍記物語を好んで写して居る所などから推すと、学者肌の人でなく常識肌の人で、賭博動、強訴などには相当興味を持つ性格だつたらしく、此の能書もこの性格とが調を拡く本となつたとも思はれる。尤も貴志、深田近在は山作の特に甚だしかつた為め彼れの義憤を激発さしたにもちがひない。

彼れは後に井筒屋久兵衛と共同して、辰見惣左衛門の墓碑を横山に建立して其の菩提を弔つたといふから横山墓地の何處に此の石碑は遺存してゐる筈である。

井元與右衛門は先祖累代三輪の庄屋を勤め惣左衛門といつた、與右衛門は彼れが入牢中の名である、十七歳の時に江戸に出て、二十五歳まで九ヶ年間藩主九鬼侯のお祝方を勤めてゐた。帰郷後も度々藩主に面通りを許されし、苗字帯刀御免の家柄として上座まで進んで拝謁を賜つたといふ。

明治二年の百姓一揆には村人と共に上野に集り、志手奈、尼寺、小野に進み、見比峠(小野、小峠の間)に来つた際、一行は一度後戻りして帰らうとしたので惣左衛門は「此の侵行れさせずに帰るのは意味をなさぬ。進め進め」と下知をした。すると後の方から「さう云ふのは誰かい」との声が有

つたので「三輪の住人、井元惣左衛門也」と大音聲に呼ばはつた。此の事が後日取調べの際、白洲退蔵の耳に入り、白洲から「井元は何かしたことが有らう」と問はれて、何も覚えがないので「何もして居りません」と云張ると「見比峠で進め〳〵と申したでありませんか」と答へたので、頭領の一人と睨まれ、其の事を申したことが有りますすと申したことに大百七十日の入牢を仰付けられ、刑期が満ちて帰つて来たが、拷問に掛けられた為めか、牢屋が不完全であつた為めか、左手が痺れて自由が利かず、始終手おほひをはめて居たと云ふことである。彼れも亦首謀者では無かつたおもいが、座敷の地位と、名誉とが祟つて刑に處せられたと見える。刑期も二ヶ月との説もあるが事実は一年十ヶ月であつた様である。

以上各人の列傳を通してもわかることは、一揆の計劃は用意周到を極め首謀者が誰であるなどは極秘に附されて農民達には勿論わからず、志茂吉右衛門級の人物でさへ明瞭には知らなかつたらしい。前にも申した事だが、落合が辰見惣左衛門を首謀者と断定したのは、本人が責任を一身に負ふた自白にもよらうが、寧ろそれよりも辰見が従前の言説、行動、師弟関係等より推断して判決したのかも知れぬ。更にうがつて云へば、官廳の威信上事件の落着上高等刑事政策上、強ひて斯様な裁断をしたのであるまいかとの疑ひも無いではない。これが裁判の公正を現代に起つてゐたら、斯かる判決結果にまつてゐただらうかと考へざるを得ない。これ等も亦今後の研究にまつ次第である。

白洲退蔵が[illegible]達に対し、首謀者を白状せよと最重を鞫問をした時、川除村の人、太[illegible]兵衛なる元氣者が「私が総大將で行ったりました」と申した所、白洲は[illegible]「太郎兵衛よ、お前では大將は勤まらぬわい」と頓着されなかったといふ。

一説に斯く状は辰蔵惣左衛門が書いたともあるが、或は有栄は指示したかはわからぬが、矢原与右衛門が書いたのだらう。さるにても其の訴状の原本、判決文等の貴重な史料を拝見し得ないのが残念である。

（参考、一揆の首領一覧表）

氏名	氏名						
辰蔵左衛門	杉本式部[illegible]居士	一五年[illegible]月8日	享年[illegible]	三月[illegible]日	七二	三	一[illegible]年[illegible]月
比[illegible]左衛門	[illegible]居士	明[illegible]年[illegible]月[illegible]日	六二	六	二九	二	[illegible]
市田[illegible]	長[illegible]居士	[illegible]年十月一日	三三	二九	十五年	四	[illegible]
志茂[illegible]左衛門	大[illegible]居士	[illegible]年[illegible]月[illegible]日	七七	四〇	七年	四	[illegible]
奥田市[illegible]	竹外道[illegible]居士	[illegible]年[illegible]月[illegible]日	八二	四五	七年	[illegible]	[illegible]
井元[illegible]左衛門	宗[illegible]私心居士	[illegible]年[illegible]月[illegible]日	七二	二六	二三	三四	一[illegible]年十月

従来百姓一揆と云へば、多くは百姓側より眺められてゐるだけに多くは百姓側に同情を寄せ、自然藩主側を悪くいつてゐるのは免れ難い所である。例へば彼の義民佐倉宗五郎、また木内小吉の事実の如きそれで藩主堀田氏は関班にも列も決して凡庸の主でなかつたのである。三田藩一揆の如きも亦其の傾向が濃くはなからうか、全体を通観を要する筈だと思ふ。三田藩の暴政は前記の通りであつたが、しかしながらに先逃してならない一事がある。それは百姓一揆が押寄せると聞いた時、藩主と白洲退蔵とが馬や駕籠を飛ばして加茂村に到り、暴民の正面に立塞つて説諭懐柔に努めた事である。単に百姓を一喝して退けようと侮つての行為だつたらうか。否、彼等の聰明な功利的な頭脳で危険を豫知せぬ筈がない。特に白洲は農民の怨恨の標的となつてゐる事を自覚して居ない筈がない。然るに事のここに及んだのは藩知事や参事として責任感に燃えた結果と見るのが妥当であらう。多くの強訴史を讀んで見ると、所謂奸吏なる者はかかる場合屏息して姿を現さず、平素蟄伏を餘儀なくされて居た農民派の武士が時を得て鎮撫に向ふのが常例であるのに係らず、白洲が先頭を承つて藩主と共に慰撫に努めた事は、たとひ他に彼れに幾多の失政ありとするも、この一事のみは責任を知る武士の行為として賞讃すべき事であらう。

註、加茂行きの際藩主は馬、白洲は駕籠で行つたとの説もあるが、白洲が馬で藩主が駕籠だつたとの説もある。後者が正しいのであるまいか。

しかし農民の竹槍に懸つて死なず、逃げて歸つた所が功利的な彼れの思想を如實に表現したものではあるまいか。小寺泰次郎が南郷一帯の鎮撫に出掛け、農民の動揺を防いだ殊勲、三田の危急を聞いても滿を持して南郷を動かなかつた保身の巧妙さなど甚し福澤流洋學の開化功利思想に啓蒙された當時の武士の典型と申すべきであらうか。福澤の所謂楠公權助論は白洲、小寺の西參政に依て徹底され、たと申すべきであらう。西參政が其後經濟家として大成したのも亦偶然でないことがわかる。

農民唯一の味方として期待された丸毘兵庫も亦少からず農民が期待する程の大人物でもなく、結局日和見主義の人だつたらしい。此の點農民も認識を誤つて居た不明は免れ得まい。吉茂吉右衛門は丸毘兵庫のお膳立を勤めてゐた關係があるので、兵庫は吉右衛門を別室に呼び、「必ず私が助言するから」と誘言を以て種々白狀させ、一度法庭に臨むと態度豹變して前の白狀を悔露し、吉右衛門を重刑に處して得意顏だつたので、吉右衛門は大に之を怨み、怨毒にも等しい冷血漢だと一生憤慨してゐたといふ。

三田藩でも農民に同情を持つ正義の武士が無かつたのではない。第一に足輕等の輩は自分も農業を兼業してゐた關係上、特に農民に對する理會が深かつた。尚白洲、小寺等の專横を喜ばない重臣達も澤山あつたし、農民に陰に陽に敬愛を與へた分子も有つたのだと傳へられてゐる。農民が殺戮を拒否に掛つたのも、背後にある武士階級の名を農民に自白せしめようとした爲めだとも傳へられてゐる。それがあらぬか首領達の法廷の

ゆ入獄中の事実は當局に対しては當局に彼等の家族達に聞こえて居たと傳へられてゐる。[illegible]、從兄弟植村庸七等も三田藩士である[illegible]、結局[illegible]藏の妻は小寺泰次郎の母であるから、義理の仲とはいへ北畑と小寺泰次郎とも親戚であつた。市田榮藏の親戚にも家中があるし、井元與右衛門、吉茂吉右衛門等夫々藩士との關係の深かつたは前に述へた通りである。

しかし是等の同情者もいざとなると其の勢力は微弱で、藩政を動かす程の力もなく、熱意もなく、矢張り「勿れ主義」の消極手段より一歩も出で得なかつた爲め禍を未然に防ぎ得なかつたは遺憾の極みである。

第四　三田藩百姓一揆は教育的效果

三田藩百姓一揆は鄉土として非しむべき過去の事実で、人心に強度の衝撃を與へたものであるだけに今も南郷土民の語り草として喧伝されてゐる。之を扇動したり抹殺したりすることは到底出來ない事である。寧ろ之を闡明して世人に正しき認識を與へ、心ある志士に人視して禮讃すべき事ではない。

顧ふに此の事實は決して頭から表彰されが眞に犧牲者を祭る所以である。

當時に在つても、たとひ不完全ながらも裁判の結果法に依て處斷されたのである。現在に斯樣な事萬一處つたとしても略殺罪として處罰せられる

事であらう。情に依て理を屈してはならないことである。

さつき一に加何とも事情があるにもせよ、此の理のことで法を犯して直接行動に出るこの不穏當であることを試めねばならぬ。まして や無事の人民を強迫して同盟に加へ、或は強訴に事寄せて放火、掠奪、暴行の限りを盡すに於ては、一揆計劃者は亦充分之を辯へて無理無法等を重ねたのだが、故意のない無理無法を強行した訴訴に多くの人を惑溺し、徹底する苦心をなさない。首謀者の精神が水泡に歸したのも当然である。而して、之を深察し得ざりしと、未だ思慮の足らぬ青年達、暴民の行つた暴行の數々は面白からぬに興味本位に話し合ひす様なことは深く戒慎せねばならぬ。此の時は當時の首腦者達の本意でなく、深く遺憾として忘れた處に殺へることが極めて大切である。

更に考へねばならぬことは、斯る暴に報ゆるに暴を以てする様な手段に出ずとも、難局打開の方法が他に講じ得られなかつたかの問題である。たとへ凶作は當時全國的の事實で、單に三田藩のみでは無かつたのであるが、此の暴政は藩下全体の問題であるに係らず暴動は三田藩北郷のみが行つたのであり、南郷は是れに參加しなかつたのである。それには被害の程度の相違もあつただらう。有司の巧妙な慰撫策が効を奏したのにもよらうが、一方に隠忍持重よく難局を打開した南郷農民の自制力にも學ぶ所がなくてはならぬ。

さて此の事件について我等は単に祖先を責めんとするものではない。當時の時勢を考へ、暴政の爲め餓死戦線に追込まれた我等の祖先が已むを得ず起つた事情に深い理解と同情を持ち、特に救世濟民の熱情に燃え、私利私慾を捨て、一身を犠牲にしてこれに殉じた犠牲者達に對し、同情の涙を注ぎ誠意を以て之を祭祀せねばならぬ。これ我等子孫の責務である。そして此の悲惨な農民生活史を現代の聖世と比較して、皇室の洪大無邊なる恩澤に浴し得る大御代に生れた我等の幸福を深く感得し、此の洪恩に報ゆる の覺悟を爲く堅くせねばならぬ。

尚又此の一揆が單に経濟問題のみならず、思想問題も多分に孕んでゐる幾多の事實を研究して見ると、我等はうるに足る國體觀念を明徴にし、儒學、洋學等一切の外來思想の迷を是正し、日本精神顕現に努力することの必要なことを一層痛感するものである。

わが國民性の一缺陥ともいふべき熱しやすく醒めやすい熱情性、和和雷同性、短氣性等を戒慎せねばならぬ。極端な個人主義、自由主義を排除して協同連帶、敬虔報謝、勤儉作興、堅忍持久等の精神の涵養をも期せねばならぬ。

最後に一揆の中心人物や其の參加者の多くが血氣の青年や壮年で、世を憤る人達であつた事實も看過することが出來ない。我等はこれによつて青少年教育の重要性を一層痛感する次第である。これ本校教職員諸氏に望を

嘱する所以でもあり、本研究をなした所以である。

尚本研究を爲すに當り直接間接に史料の提供、助言等を賜はつた森鼻氏、北畑作太郎氏を始め、志茂、市田、井元諸氏並に有馬史談會々員各位に對し深甚なる感謝の意を表する次第である。

附錄　明治初年農民騒擾年表

本年表ハ太政類典、内閣文庫所藏道府縣史等根據ノ確實デ記錄ノ明瞭ナモノヨリ摘錄シタモノデ明治三年ト四年トノ分ヲ拔萃シタモノデアル。

從ツテ三田藩農民騒擾ナトハ、脫漏シテヰルカモ當時全國ニ如何ニ農民騒擾ガ多カツタカヲ知ル參考資料トシテ掲ゲタ次第デアル。

年月日	陰暦年月日	藩名	當時所管	關係範圍	參加人員	要求條項	經過概要
明治三年一月九日	二、一、一	新潟	新潟府	信濃川辺四百ケ村	一五、〇〇〇人	伊庭藩ノ遥帰	新潟府暫ク伊庭藩ノ地内疎鑿及ビ
二、一、一〇		宮城	新潟府 新發田藩	蒲原郡開屋村	首謀二人	信濃川疎通	信濃川疎通ヲ内願ス
二、二、六		岩手	仙台藩	霊合井郡北平沢及登米郡五ケ村		地内疎鑿及ビ	肝煎締ノ排斥
二、二、一		岐阜	新發田領	蒲原郡大河津		肝煎締ノ排斥	信濃川疎通ヲ内願ス
二、二、七	三、一二	滋賀	南部領	盛岡		信濃川疎通	旧藩主留州ノ要求
二、二、八		岐阜	高山縣	大野郡		旧藩主留州	新設及ビ
二、三、一	三、一四	長野	大津縣 高山縣	大津驛	一〇〇人	新設及ビ	山野入會紛擾
二、三、一		島根	名古屋藩 廣瀬藩	益田郡日和田村筑摩郡野村 能美郡廣瀬	数千人	山野入會紛擾	米價騰貴

年月日	陰暦年月日	藩名	當時所管	關係範圍	參加人員	要求條項	經過概要
二、七、一		長崎	福江藩 高家	松浦郡福江	十数人	米價騰貴ノ為ノ米穀石併及ビ	福江藩ノ米穀石併及ビ
二、七、三	六、一三	島根	廣瀬藩	能義郡西比田村	約二三人	米價騰貴ノ為ノ米穀石併及ビ	米價騰貴ノ為ノ米穀石併及ビ
二、七、七		大分	岡藩	直入郡竹田村	二、〇〇〇人	米價騰貴ノ為ノ米穀石併及ビ	米價騰貴ノ為ノ米穀石併及ビ
二、七、二〇	一二、一二	岐阜	笠松縣	土岐郡妻木村ノ傍ケ村々	二、五〇〇人	米價騰貴ノ為ノ米穀石併及ビ	米價騰貴ノ為ノ米穀石併及ビ
二、七、二六	五、一三	島根	松江藩	神門郡行恵郡峠村		米價騰貴ノ為ノ米穀石併及ビ	米價騰貴ノ為ノ米穀石併及ビ
二、七、二七		長崎	長崎縣	神門郡行恵		米價騰貴ノ為ノ米穀石併及ビ	米價騰貴ノ為ノ米穀石併及ビ
二、八、三	六、一三	群馬	高崎藩	長崎市		米價騰貴ノ為ノ米穀石併及ビ	米價騰貴ノ為ノ米穀石併及ビ
二、八、五	六、一五	岐阜	郡上藩	群馬郡村々		米價騰貴ノ為ノ米穀石併及ビ	米價騰貴ノ為ノ米穀石併及ビ
二、八、七		宮城	仙台藩	郡上郡		米價騰貴ノ為ノ米穀石併及ビ	米價騰貴ノ為ノ米穀石併及ビ
二、八、一三	七、一二	山梨	甲府藩	巨摩郡村々		米價騰貴ノ為ノ米穀石併及ビ	米價騰貴ノ為ノ米穀石併及ビ
二、八、一六	七、一六	長野	上田藩	佐久郡八幡村外五村		米價騰貴ノ為ノ米穀石併及ビ	米價騰貴ノ為ノ米穀石併及ビ
二、八、二五	二、一	新潟	新潟藩	蒲原郡		米價騰貴ノ為ノ米穀石併及ビ	米價騰貴ノ為ノ米穀石併及ビ
二、九、一		宮城	仙台藩	伊具郡丸森村		米價騰貴ノ為ノ米穀石併及ビ	米價騰貴ノ為ノ米穀石併及ビ
二、九、一九	八、一四	新潟	清水藩	清水藩内		米價騰貴ノ為ノ米穀石併及ビ	米價騰貴ノ為ノ米穀石併及ビ
二、九、二五		富山	新川縣	新川郡		米價騰貴ノ為ノ米穀石併及ビ	米價騰貴ノ為ノ米穀石併及ビ
二、一〇、一二	九、一五	三重	忍藩	三重郡朝明郡三郡	二、〇〇〇人	米價騰貴ノ為ノ米穀石併及ビ	米價騰貴ノ為ノ米穀石併及ビ
二、一〇、一五		山梨	田安領	八代山梨二郡村々	一三、〇〇〇	米價騰貴ノ為ノ米穀石併及ビ	米價騰貴ノ為ノ米穀石併及ビ
二、一〇、二二	二六	新潟	新潟縣	新潟市	四〇〇〇	米價騰貴ノ為ノ米穀石併及ビ	米價騰貴ノ為ノ米穀石併及ビ

[illegible]

銘言細理解

三、一二、一八	二二	五	出作米三、関係給義	長野	椎谷藩	高井郡大川村
三、一二、一八	二一	三	雜稅廢止要求	大分	日出藩	速見郡十文字村
三、一二、一九	即日	一	貢米相場引下要求	長野	中野縣	高井郡高井村外村々
三、一二、二六	二九	二一	拔物要求及宮者への反感	福岡	松川藩	田村郡安原村外九ヶ村
四、一、一七	二、一	二一	未納年貢要求庄屋排斥	大分	島原藩	國東郡田染組
四、二、二	二〇	一〇	新政反對	鹿兒島	福島縣	伊達郡川俣信夫村々
四、二、八	一二	四	新政府の宗教政策反對	山口	山口藩	阿武郡
四、八、一			屋敷地有林の官有化反對	長崎	佐賀藩	佐賀郡長崎郡二村
四、八、一		一日夜	旧知事留任要求	島根	浜田藩	那賀郡二村
四、八、四	一〇、四	二十日	旧知事留任要求	広島	広島縣	安芸郡
四、八、九	一六	八	旧知事留任要求新政反對	長崎	大洲藩	西宇和郡外九村
四、八、一五	二〇	六	村制除去及新旧知事留任要求	和歌山	和歌山縣	海草郡外九村
四、九、一四		五	旧知事留任要求	香川	高松藩	高松縣管内各所
四、九、一		一八	電信敷設反對	廣島	廣島藩	廣島縣下
四、九、一九		数日	旧知事留任要求	廣島	福山藩	沼隈郡外五郡
四、一〇、六	七	二	商家相場騰貴對抗租稅減要求	島根	濱田藩	邇摩郡村々
四、一〇、一二	一六	五	旧稅法存續要求	島根	鳥取藩	日野郡多里村外村々
四、一〇、一三	一六	四	新政反對	鹿兒島	鹿兒島藩	鹿兒島郡外諸郡及生麦縣下
四、一一、二五	二六、一二		五月以來の人民騷動の要求	岡山	岡山縣	磐梨郡田原下村外村々
四、一二、二四			金納要求	長崎		福岡縣

数百人	項縛五人	
処刑八人	千八百人	
千四五百人	五六千人	
五六百人	千余人	
千余人		
三千人		
四萬人		
処刑数人		

細理解々題

本書は三四郎孫訴の総帥辰見惣左衛門の遺著で天保十四年春の上梓にかかるものである。本書は著者が自ら序文を發旦とにも書いて居る通り、奉行降屋其平が農民に諭した理解を農民の請ふにまかせて更に細かく理解し、之を上梓して農民に讀ませて教化しようとしたものである。

内容は要するに勤倹節約と精神修養の要を諭し、婦女に對しては七去三從の道を說いてゐる。そして藩主の政治と降屋其平の奉行振りを謳歌し、其の德を讃したもので、態度穏健果してこれが一揆の総帥かと驚かされる程眞面目な書物である。

しかし仔細に之を検討すると矢張り中心をなすものは儒學思想であることが氣附かれる。そして暗に當路の人に對し治國平天下の大道を說き藩政改革の要を諷したものとも解せられる。本書を刊行する時著者の努力は非常なもので、自筆、自製、自費で出版したのだと傳へられてゐる。

本書の名を聞くことは久しいが、未だ天物を發見する事が出來なかつた處、今從三位子爵下田中北畑作次郎氏宅より發見され、性學、集記等と共に本校に提供され行を差許された次第である。謹んで北畑氏に感謝の意を表する次第である。

尚ほ本書の讀字には殆んど振仮名を附し讀者に便してゐるが謄字の都合上ふくくは[illegible]くくことにした。仮名遣ひ等如何と思はれる箇所もあるが多くは原文のままとした。

細理解

銘言

我柯如何不克、然器不利則不能、[illegible]治國如何、匠[illegible]不[illegible]

以仁義得達人則不能安民矣、[illegible]降屋其平[illegible]

治國家以安百姓焉。得於時集民教制[illegible]及仁義[illegible]

有親族三十五年、而度七十有三歳、[illegible]衰民[illegible]

為幼民綴小冊子、名曰銘言細理解。嗚呼童蒙讀之則雖僻邑寒鄙、豈此意得

一端者實所以[illegible]安穩乎。

天保庚寅孟春　自題

我問並に發旦

義とふて曰　此度　御奉行の御理解には息災延命富貴繁昌を祈事は倹約の一つにあり。外になしと解たまへり。又佛法の說法を聞は　三寶に歸依すれば息災延命富貴繁昌ことごとく成就すと云へり。只一心に佛法僧に歸依して然るべくや。只一心に倹約を用ひて然るべくや。

答へて曰　天地開けてより此のかた、是を愛し彼を惡む事萬物一體なれども、儒道を善として佛道を惡むにもあらず。佛道を善として儒道を惡むにもあらず　彼を後つて是を善らにもあらねども、儒學へて云はば引入所は同じ庵の内なれども、表道から進めて引込かなり。此のわかち古歌に色々言へり。表道より勸めて引込るかの信別

雨あられ雪や氷とへだつれど、解れば同じ谷川の水。

分のほる麓の道は多けれど、同じ雲井の月を見る哉。
佛は拳、菩薩は麓、神は谷、同じ流るゝ谷川の水。
釋迦あみ陀、觀世地藏とかはれども、心は同じ佛なり哉。
或問、儒道か裏成や表なるや。佛法か裏なるや表なるや。
答ていはく、佛法は裏なり、儒道は表なり。其佛法は陰德を第一に勸むるものなり。此陰德の陰の字に草かゝ付る時は蔭の字なり。亦裏を云ふ字なり。
ちなむ書佛書に多し。儒道は現世を云ふ。また佛道は無常の怪を行ひ、儒道は五常の眞意を行ふ。此理をもつて見れば佛法は裏ならむや。又此度理解せらるゝ所は表にして儉約を用ゆる時は眼前に利徳を求むる事速なり。此故に表裏の道理あきらかならむや。
問、然らば儉約を用ゆる事理か。答、然り。
問、儉約を用ゆる時は眼前に利徳を得ていへども、御理解の聞時は恐るゝのみにて一向耳に留らず。願くは儉約を用ひて息災延命富貴榮昌悉く成就爲る事を。
答、慈しは我耳に留りたれども、口にては中々分る事にあらず。筆をもつて細解すべし。
問、我一人に付て筆をもつて細解する事も安からず。何卒書に綴らば大勢の助となるべし。
答、我言葉を詳す事にあらず。御奉行の御言葉なればあながち書に綴り て出すも疑ひあり。先此事は勅諚の上にて斗ふべしとて分れけり。

尤も書に綴りて施さば得度するものは少しと云へども、少しにても用ゆる時は速に利徳を求め、御奉行の御心にもかなひ、善事をは思ひながら、第一恐も有之。猶又家業の暇寸分の間もなく、虚成しが、孟子の言葉に曰、今人以財謂之惠、教人以善謂之忠、爲天下得人者謂之仁、是故爲天下得人難。此心を能思ひ見れば、天下の爲に人を得る事も難かるに、御太主は陪臣長臣の賢くを撰て、御領下を治め、陪臣長臣は人に教ゆに善を以て忠となし給ふ。我今御奉行の銘言を細解してほどこさば佛法の陰德にもかなひ、忠の字の一畫にもなら人かと歌を發す。

讀法

本文は恐り天筋に續て書は御奉行の御言なり。又遥に下て書は予が愚案なり、然りといへども細解の所は左にも印せしごとく、御奉行の御言まじりしといへども、愚筆ゆへ我細解の内へ込るものなり。猶又予が職がらゆへテニオハかなづかひの事はしらべるに暇あらず。

凡例附言

聖は舜の大聖を檢推して天子の緒を讓り給ふ。王季は文王の大德を謀知して同じく天子の職を仕せ給ふ。是は位亂の御事、又論語に曰、子游武城爲宰、子曰、汝得人焉乎、曰有澹臺滅明者、行不由徑、非公事未嘗至於偃之室、となり、子游と云人武城といふ所の宰となり給ふ。然るに聖人子游に

曰く　凡天下を治るには德ある人を引擧て用ゆるに如はなし。汝賢人を得たりやと仰せられたり。子游對て曰く、氏澹臺とぞもうし名を滅明と云ふものあり、常に道を通るに直ならず、公用にあらざれば拙者が宅へ未だ一度も來らず、此人をもつて國家を治めんとなり。是は唐土　我朝におゐて　天照大神は兒屋根公を擧用ひらるゝ。中臣・信濃兩國の主たる武田信玄は、山本氏の大賢または智勇をさとつて國政を任せられたり。遠近ともに賢人を見立、政事を治ゝる事、況んや漢土に於てをや。況んや朝に於てをや。

施主　田中宗兵衛

當御太主も　降屋御長臣の賢たる事を見立、御領下を預け、國政を任せられし事大知の至る所ならむか。誹に曰、一日に千里を驅る馬は世に多くあれども、是をしる伯樂は少しといふ事世俗の誹也。然りといへども大知大德の至る御方は、夫々の聖人を撰出して、政事を正敷して國を治め、民を安んずとかや。當御奉行も聖人を承つてより教度出在して民を集め　天下の御法度并御家の御定法、其外仁義禮智の佛道迄も理解し給ふ。其あらましを我耳に留りたる所を細解して詳に愚案をまじへ、書に綴りて人々に施すものなり

銘言細理解

公儀御法度筋は勿論、御家の御定法堅く相守るべきものなり。主持の者は忠を盡し、親もつものは孝を致すべし。第一忠孝を勵まし一家[illegible]

教村方の爲を能し、所の役人をたつとみ、老たるを敬ひ幼を[illegible]

書に曰、年長則兄事之。十年以長則父事之。五年以長[illegible]

へり。此ことく年倍なれは我が親の如く仕へ、十年老たるものには兄のごとくしてつかへ、五年違ふ時は何かに此人に隨ふべし。

斯御奉行聖經を引て儒道を教へ給ふなり。先聖人と云は、伏羲・神農・黄帝・堯帝・舜帝・禹王、文王、孔子の方々なり。御奉行[illegible]に通達して、聖人の書を引、言葉を出あて民に理解し給ふ事なれは、[illegible]

[illegible]を止て此書に心を寄べしとしかいふ。

[illegible]君は民の父母なりと云ふて殿様の眼から百姓を思給ふ事、親の子を見るが如し。百姓の爲には君は親なり。誠に親の子を思ふがごとし。然りといへども、太主の事なれは、民を集めて教訓せらるゝ事も成がたく、故に奉行職と云ふ役あり。奉と云ふ文字は承ると訓じて、殿様の御意を蒙る所の奉の字にあたる。猶又殿様の仰せを承りては下々へ教訓し、萬家の國政を行ふ所　行の字にあたる。此二字の道理をもつて殿様の御意を蒙りては下々へ行ひ、君の仰せを承りては民に行ふ。是則奉行の職人なり。其上殿様より御領下を預けられし時、我もろと思ふて取斗ふべしと仰せられたれば我儘に斗り事に於ては遠慮も會しやこも入事にあらず。

理解かな奉行の二字の道理をもつて見れば、何かの半ひ野奉行の遺に反行ひ、其上御法を立て、堅く民に儉約と仰付られし事、御聖慮の程こそ恐なれ。

當時下々其日暮の困窮に及び、夫に付堅く儉約云付置し所、下々我事ながら用ひかねて、右によつて儉約の道理委細に事をわけ、俗事を引て示すべし。今下々の困窮せし事を殿様の眼から御覽ある時は、小兒に疳などの出てある様に見て親の養生させるが如くなり。疳義暫程甘を好む。困窮差募るほど飯酒に肉、肉の奢を好む。是を制めんと度々出在に及び、理解せし事甘を好む子に餅類の中を抜て皮をあたへるがごとし。は民の父母として下々のものに奢をさせまじとは思はねとも、顔愛子に甘を得飽がはぎるが如し。魚肉類、節の菜を戒めて困窮の病を平癒させんと、教度理解に及ぶこと能よく財を分て聞べし。全く酒も一筋に制むるにはあらず。寄合て飲事を堅く制、酒は濁酒をきはめるなり。

則此濁酒と称せら水給ふは、毒酒にはあらず。獨飲酒なり。此の獨の字のごとく、無筆の者は又字違の方ゆへに是を發す。

必ず寄合て酒飲欲すべからず。爰に口論、彼の喧嘩、みな元は寄合て酒を呑むより起れり。

夫人は天地の間萬物の長たれば、能々此理を弁へ、上を重んじ堅く儉約を相守るべし。抑人は小天地となぞらへ、五體に天地の理有。然頭をさきに天に擬し、足の裏の平成所、地にたとふ。此日月、手足五つの指に

形の理あり。此外云ふに暇なく、一つとして天地五形の理でなはらざる所なし。斯て正敬身を持ながら、人道に違ふべからず。必ず大切なる掟約を用ゆべし。最早手も七拾参歳に及ぶ事なれば、言を残も置べし。先息災延命富貴繁昌を祈る事は、是儉約の一つにあり。全く外にあらず。此事能々用ひ、必ず忘るべからず。論語に曰、鳥將死鳴哀、人將死言善、といふて全く此言疑ふべからず。たとひ神佛にむかつて息災延命富貴繁昌を祈り、心に悪事を思ひ、身に猥らを行ひ、第一儉約を用ひず、上を怨謗して願望いつか成就せんや。只徒に神佛に祈念し、此立願成就せは何をあげますのイヤ何を買ふて信じるのと、譬へば餌をもつて小兒を欺くが如くなるべし。人でさへ少し生知恵出たれば中々餌は欺らざるに、人間とは一段二段も立越神佛と云はるる方が、赤い幟や生物の膳部を貢ふて、心得の違ふ邪見ものの云事、如何でか聞入給ふや。御儉宣の歌に

心だに誠の道にかなひなば
祈らずとても神や守らむ。

如斯、心さへ誠の道にかなふならば、たとひ神佛にむかつて祈らずとても神佛加護ましまし、息災延命して富貴繁昌の場に至るべし。必ず息災延命して富貴繁昌は儉約の一つに依るべし。

評に曰く、息災延命富貴繁昌は儉約の一つにありとは面白き御意也、誠に御銘言と云つべし。是理學して究められしか。禪學してさとられ

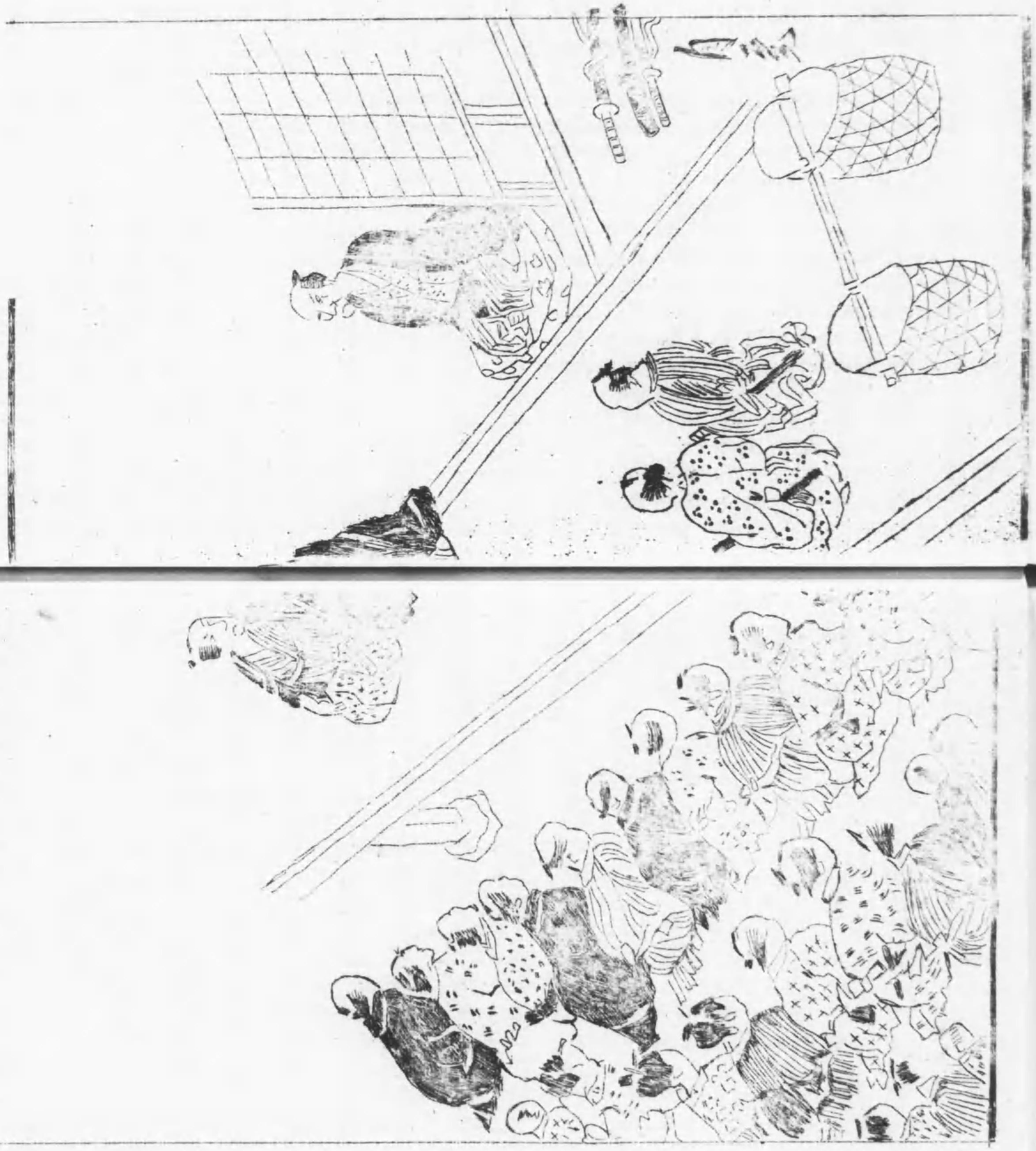

しか。書を讀んで見當らししか。何れ術なる術能言なるべし。予愚案ながら察するに、尼世の人此御書一代用ゆる事なりは盡不自由は有べからず。一休の歌

榮華とはさかへる華と書ならば、咲て乱れて後は散るなり。

咲けば散り、満つれば、かくる世の中に、なにか榮華を好まざらん。

と。此の両歌のごとく、榮華は時の華なるべし。

又儉約を用ひ暮すとても、此内にもまた樂有、論語に曰、飯疏食飲水、曲肱而枕之、樂亦有其中矣。と云へり。如斯、悪敷飯米を食ひ、茶をも得遇さず、水を飲み、枕無きゆへに肱をまげてまくらとして臥すとも心さへ極意に至れば此内の樂却て大なりとなり。此心をもち見れば儉約中の樂も極意に至れば中々浅かるまじ。

御銘言曰

有息災延命富貴繁昌者儉約一ツ

細解

此内に御奉行の御言有といへども、まはらぬ我が知と筆ゆへ、細解の内にこめ、一つにして息災に解す。

息災とは火難、水難、盗賊、病難、剣難、公難、尼難の七種也是をまぬがれんとする事を息災とは云也。此七難を免るゝ事儉約にあり。は一通り思へば無理のようなれども、怠して繁華の地には火事の多き

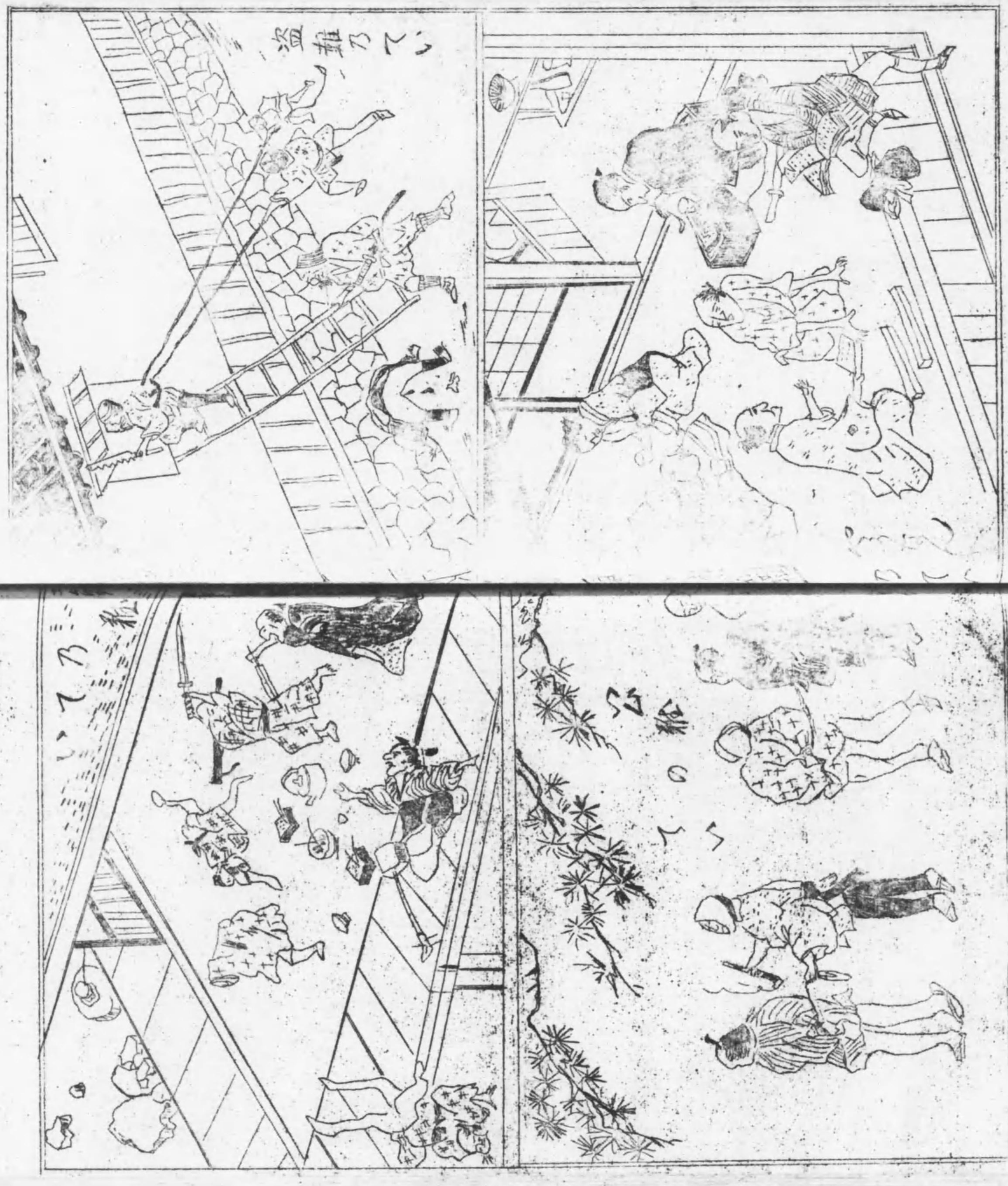

もの也　是、驕長すれば火を亦おふかるべし。萬事倹で倹約を用ゆれば何れ火難は少き道理なるべし。近比三田の火難の少なきを察て知るべし。又水難を逃るゝ事も道理同じ事成べし。何れ驕り長ずる土地の人は剛欲なり。鄉町一統倹約を用ひ、勝氣に暮す時は、我慢出ず。此ゆへに水に溺るゝ事も少かるべし。盗難の事は御領下一統倹約を用ひ、慎みを專らと為す時は、盗賊他所より入込来らず。又病難は口の喰もの と内證不都合との二つより出るものなり。亦寒暑の當りもありといへども多くは右の二つなり。故に倹約を用ひ、内證温る時は病出ず。白雲和尚の夜船閑話と云へる書にも「虚膽虚無なる時は心氣是に從ひ、精神内を守らは病何れの所より来らむと云へり。或は親が死ふが子が死ふが夫が死ふが女房が死ふが　内所むきの心遣なければ、哀悲にてつまらむと云事なし。皆世の人多くは斯なると　内證がつまらぬものじやと思ひ、是を苦にして病氣、或は疝氣、氣方、勞疲等の種々無量の病を出す。是皆倹約を用ひ、内證温る時は右ていの災難あるとも、怪膽虚無にして精神能内を守り給ふによつて、自然災難なし。劫難、公難、厄難の類も倹約を守れば、自然と免らゝ事、道理右に同ふすべし。

身には分に應せぬ驕奢を為る事、譬へて云はば、東に志して西に向ふがごとく、南に志して北に行くがごとし。何日か其意に至らざらむや。人々息災延命富貴繁昌を祈らむと思はば、倹約を第一ともして其上神佛に祈

念せに、倹約を守る所に神佛も加護ましまし、追々災難も逃れ、命も延り、富貴繁昌の場に至る事近きにあるべし。

積善之家必有餘慶、積不善之家必有餘殃と、佛給へり。必ず善をつめば餘の慶あり。悪を好めば必ずあまんの殃あるべし。かならず悪敬事をなすべからず。堅く倹約を守る内には一つとして悪なし。皆積善なり。必ず餘んの悦あるべし。予愚案ながら得度するに、急災延命富貴繁昌術も事も、火難、水難、盗難の類は、倹約斗にては叶がたき事もあれど、まづ一番に倹約を限ひ、真之神佛に祈念せば、倹約の第一に、神佛守護之二に付て、富貴の道を急ぎなば、猶走る馬に鞭を打が如くなるべし。

女教訓の部

夫女と云ふものは、誰をいふ事第一なり。眉目顔地不器量なりといへども心たてあしく心是詰しき時は是をもつて善とす。縱令眉目美しとても心たてあしく亦は柔弱なる時は是を一向ふできものなりといふて、他へ嫁入しても約束出来にくきものなり。扨又縁に付きて、貴方には貴ふて見るまでは大抵器量者と聞て悦んで貴ふが、そこへもらふて半月や一つきは、今入廿日と云ふて大分にぐあひが悪が、二月三月も過て、半年も暮れると氣強がでかけるる。そろ〳〵愛ちうつかもして役には不縁となる。又不器量者の心たての善ものは、貴ふまでは神人口でしれも、呼入た時は器量が悪いて聟は云に又ばかり、ちっとは思違ひしてはもせぬが、直ぐに去りもならず。十

日過、廿日過、つい一月も暮れる内、其の取廻りかたで其美しきにとろつとまいつて最早去のが惜らなる。其間に子を孕ももあり、縱子は得孕ますとも、あのよふなよふな氣の付者は稀しや。必ず去るこをならんをとと云ふよふになる。まづ是等を物に譬へていはば、綴のきれに金銀の貿札などが包んで落て有を拾ふた様なものじや。ひろふた時は嬉で拾上て明て見れば、誠に早、結構な調法なものじやによつて、人が悦んで調愛する。扨又器量のよい氣強者を貴ふたは、譬へば錦の布袋に牛蒡杯を包んで落て有を拾ふたようなものじや。拾ふ時は誠に悦んで拾ふが、ひろふてからそつとひらげて見れば牛蒡じや。イヤハヤもうおびへさかしてけつこうなふくさ越に直捨てしまふ。チョウト器量のよい者もそふにある氣強者貴ふたのが是と同じ事じや。貴ふが相圖、中拵氣強の牛蒡が出るとおびへさがして、結構な拵の錦の袋越に直さつてしまふ。是皆幼稚よりの心得の一つにある事なり。又女に七去三從と云事有。抑七去と云は、婦有七去。不順父母去。無子去。淫去。妬去。惡疾去。多言去。竊盗去。是七去なり。子なければさるとは、子得生め女はなり。親の心に隨はざれば去ると云事は淫乱の事なり。是去らねばならず。妬は去るは近く云へば人に取付まなこと。惡疾は是は悪病の事なり。多言なれば去とは能邪舌女は去と云事、竊盗は是は人のものを盗する女は去と云事なり。此七去の中子無ければ去るは、子なければ去と云事なり。此二つはなんぞ前世の宿縁とか、生る時に

兎[illegible]何にもせよ此三つ斗りは、自分の心得にては
道[illegible]つの道は皆心得にて行く事なれば、能々七去の道理
女は[illegible]
[illegible]とやふは、女有三従之道、有家従父、適人従夫、夫死従子無所
[illegible]是を三従と云ふて、幼時は親に随ひ、人に適ては夫に随ふ[illegible]て盛
[illegible]夫死しては子に随ふと云ふて年老ては子に随ふもの
[illegible]といふて女一代頭のあがる事なし。此事能に得
べし。[illegible]ものなれども足ルに及ばず。亦中には両親見送り、夫
見送る[illegible]は[illegible]なりとて[illegible]などと云ふ女あり。必ず是等を慎
むべし。夫[illegible]を仕す男子無ければ、早速養子抔して相續致さ
すべし。[illegible]女の身に随ふ事、事に譬へ得々聞かすべし。夫女は陰
にして[illegible]にして晝なり。夜と云ふものは物さむしきものにも
て[illegible]晝は明くして能目のとどく事、山無き時は千里迄
以て一[illegible]なり。女は夜にして眞の闇にあり。中には月夜朧夜も
あれども、近くはかりにて遠眼きかず。近くに見ゆる物も委細成こと卿か
も分らず。男女にして夜より[illegible]晝は近くに有物の能分る事誠に明白なり。
[illegible]にして[illegible]なり。[illegible]故ものなれば女は少しも怒れる心なく
[illegible]を詠しくもつべし。必ず言を慎むべし。古語に曰く男不言内、
女[illegible]へば女は[illegible]の事を云ふべからず。
[illegible]言へて[illegible]訓し、書を[illegible]
[illegible]許て曰く[illegible]近くこを取りて示し

[illegible]いへども[illegible]は愚痴にして、却て御奉行の御云給ふを疑
[illegible]あれども、小學と云へる書に七去三従の道理慥に有るなれば、必ず
[illegible]に守るべし。然又女小學と云へる書にも七去三従の道理亦は女の慎
むべき事[illegible]しければ求めて見るべし。

衣[illegible]の部

夫衣類は木服を下として、綾錦金襴杯と、上々は程もなきものなれども
皆是[illegible]のものなり。然れ共位官の御方々は禮服と云ふて禮義に付て着
せらるゝ衣服あれども、下萬民におゐては、只木綿着物一通りにて済物な
り。則此[illegible]と云ふものに何の為に着る物なれば、是は則霞露霧雹風を凌
ぐが為成もの也。春は[illegible]を凌ぎ、夏は露をしのぎ、秋は霧を凌ぎ、冬は霜
の下る程の寒を凌ぎ、世外身に風のあたら如ように着るものなり。雨雪は
簑笠をもって凌ぐものなれば、着類は綿服斗にて相済事ならずや。

再　問

問て曰く、古の書を委細に観讀するに　降屋　御奉行を賢者とは、如何が
歟小人とか何とか云様は無や否や。
答て曰く、此度の　御奉行を賢者とは、世上に人無ごとくの様なれども、
先ま賢者なり。賢と云も、君子と云も、一人に限らず。此上に
も賢き人なる時は賢者なり。亦外に賢人有時は其人も復賢者なり。

問て曰く、聖人賢人とは如何成人をもつて云や。
答て曰く、聖賢とても別に道ふ人にはあらず。只其身の行ひ仁義禮智信のみ命を守る人を聖人とも賢人とも云ふなり。顔子曰、舜何人ぞ予亦何人ぞと云し語あり。聖人も人なり。君子も人なり。然らば夫子何人ぞ予何人ぞと云し語あり。聖人も人なり。君子も人なり。然らば賢者といふて道ふ理りあらむや。
問て曰く、[illegible]行はるゝ所、只倹約をさせて御上へ取上るのみの様に思ふなり。然[illegible]はあらずや。
答、全くさ様の事にならず。居れ。爰に賢者の功を語るべし。伊尹で上功を奉観れば、七度四十有余年の勤功をもつて、主君を御城主格と成したてまつられし事　昔をもつて云はゞ、伊尹の湯王を相けて天下に王となし奉り、管仲は桓公を相けて天下の覇者となしたてまつるに[illegible]し。然りといへども　當御代主は[illegible]代の後に出させ給ひ、御眼鏡を以て[illegible]臣を[illegible]、御[illegible]を発し給ひ、御家の格式を引興し給ふ。庶民度自他[illegible]に廣大無雙の太徳。吾短才に非ずがたし。是によつて、御家[illegible]を察すれば、專ら行ひ給ふ所賢道なり。孟子の曰、[illegible]民之憂者民亦樂之憂天下者天下亦樂之憂以天下樂者天下亦樂之憂以天下樂而不王者未之有也と斯のごとく民の樂を楽み、民の憂を憂ひ、樂むに天下を以てし、憂るに天下を以てすれば王となり、と孟子言給ふなり。然らば當　御奉行も別段貯宅をすれば用[illegible]の[illegible]料を故下、是民の樂　楽むなり。亦出火類火に限らず、火難に逢ふ者へは是亦相応の御恵恵米を被下、是民の愁を憂ふるの理なり。然に御役下を以てし

憂ふるにも御役下をもつてすれば、是誠に賢者なら[illegible]や。
問て曰、尤別家新宅拵致し、亦火難にも逢ふものは聖道にも賢道にも預るなり。其外の者の為には如何ん。
答て曰、景子曰、春省耕補不足、秋省斂而助不給となり。此心は春先の耕す時分になれば彼米の不足なるものには拝借米を與へ、秋は穂の黒きを見ては一歩引を出す。是仁政と見へたり。其時分は八月拝借と云て出米有。是を下々にては古米の詰替ゆへ御上様の勝手に付てなりと云もの あり。是全く左にはあらず。古へへの聖人賢人の行ひ給ふ御政治なり。
問曰、農民へ拝借、八月拝借なるに何下げ米なれば、政事の正敷くなれども
也。此ごとく貸米をして利を添て御取あげある時は後々に老や稚は溝へこ
答曰、龍子曰、古人の曰く、掛貸而巻之、使老稚轉子溝壑惠在当民父母
正敷に相違あらず。此ゆへに西度の拝借は賢者の懐仁、其上飢饉年には夫
けこんで倒るゝとあるなり。然るに當時西度の拝借は無利息なれば政事の
々の御納米を被下事も古　湯王、武王など云へる聖人方の、飢饉年に府庫
開きて餓民を助給ひしに異ならむや。斯　堯舜の恩澤に與り蒙りながら無
道の者多し。當るを幸ひ我々を以て得度さて、大道に引入度ものなれども
生得無徳の我ゆへ空しく過暮して後の賢民を待つのみ。
如是我聞一時出在賢者集衆指掌白言吾以何因縁名奉行奉則訓承象君命當奉
字行則請君命上下及百千萬億萬民行政事當行字故二字以道理法建教訓万民

若汝等欲免七難八苦賢用儉約者即得解脫若復欲持百歲壽榮華親眼前守儉約常持百歲壽成榮華若有人使乏窮下賤願富貴繁昌賢者用銘言即得人尊敬若有百千萬億衆人欲求金銀瑠璃硨磲碼瑙珊瑚琥珀真珠等宝賢者銘言守護一心便得離欲若有女人設欲求男賢者用言行專家業便生福德智慧之男設欲求女便端正有相生被衆人愛敬當　奉行之定法有如是力若有諸人守護儉約福不虛指是故諸人皆應受持銘言賢者云何遊此邑鄉云何而為衆人說理方便之力其事云何若邑鄉有万民

應以不忠孝身得度者即制不忠孝身而為解理

應以家業不精得度者即制家業不精而為解理

應以美家美飯得度者即制美家美飯而為解理

應以謀酒謀食得度者即制謀酒謀食而為解理

應以美衣美服得度者即制美衣美服而為解理

應以頓欲不道得度者即制頓欲不道而為解理

應以好色耽迷得度者即制好色耽迷而為解理

應以喧嘩口論得度者即制喧嘩口論而為解理

應以博戲勝負得度者即制博戲勝負而為解理

應以偷盜野荒得度者即制偷盜野荒而為解理

貫者成就如是功德以種々形入穩密遊諸邑鄉度脫万民正教事畢者懸心明樂分作三分一分奉君一分施万民賢者如是有自在得力遊邑鄉

又說偈曰

賢者妙相具　我今重稱言
汝聽賢者言　善應諸方所
我為諸略說　開名及見身
假使興害意　落墮欲不遂
或羞詬困窮　一毛不自由
或在下賤身　推落未產端
或諸食物乏　既令及飢死
誇榮耀有德　為老後不善
遊落及完明　入蚖蛇蝮蝎
雲雷鼓掣電　降電樹天雨
諸人被困厄　無量苦逼身
具足自在力　廣儲智方便
無始清淨光　悲體戒雷震
念々勿生疑　慈眼視万民
具一切功德　願以此功德
我等與諸人

賢者何因緣　法建為理解
弘誓深如海　歷劫不思議
心念不空過　能滅諸有苦
用被儉約常　欲變成福福
用被儉約常　緩如春氷解
用被儉約常　座變為上座
用被儉約常　免餓成榮華
用被儉約常　成家運長久
用被儉約常　修覆不衆入
用被儉約常　塞座根免自
賢者銘言衆　救世間憂苦
十方諸品鄉　無不救用窮
能伏大風火　普明照顯下
樹甘露法雨　除万民苦惱
万民為救苦　明給施銘言
福聚海無量　是故應頂禮
普以於一切　皆以成安穩

性學

行學者　攝北三田成東田中宗兵衛

時于天保十有四癸卯夫春興行
攝州有馬郡田中邑　中氏藏板

性學解題

本書も亦辰見惣左衛門の遺著である。

性學とは心學と同じ意味であつて、德川時代に行はれたもので、神佛儒の三道を打つて一丸とした倫理道德を中心とする思想である。石田梅岩、手島堵菴、中澤道二、右京松翁、柴田鳩翁等は此の學派中でも最も世に聞えてゐる學者である。

心學者のごとく倫理道德講話を心學道話といつて書物にもなつて廣く世に讀まれたものである。惣左衛門は深く澤道二に私淑し、彼れの心學道話に模して作つたのが本書である。本書は未だ原稿の儘であるが、朱筆、抹殺、添加、張紙等至る所に行はれ、創作の苦心を今尚歷然と殘してゐる。

本書によつて彼れの思想の中心をなすものは孔孟思想であつて、それより佛教的に流出る禪讀或代昔定論、支那直傳入の忠孝論などの特色であることが明瞭となり、彼れの人物研究、延いては明治二年の三田藩農民一揆研究などに誠に貴重な資料となるのである。

本書の中には心學の常として神道に關した若干の記事もあるが、中道二のごとく話で教へられた程度のものであつて、さして神道特に神代史に關する研究をなしたものでないことが分る。もし彼れに言細理解のやうに刊行して農民教化に活用してゐたならば、さぞかしあらうと思ふ。

本書の冒頭に初書の二字がある。彼れの初めての著述であらう。

初書

性學

心だに誠の道にかなひなば
祈らずとても神や守らむ。

先此心といふものは元何物じや。どなたもよふかんがへてごらうじませ。心さへ誠の道にかのふたれば、祈らむといふも祈様はよくそなもよなさるといふ事じやでへ。もて見ると誠の道といふものはけつこうなものじやで。けれども心といふものがどのようなものじやしれぬと、誠の道に叶ふ事がでけぬ。そこでまあ此の心といふ事をよくかんがへてごらうじませ。先此心といふものが奇妙なものじや。世において何をするもかも皆心じや。いて酒買てこふイヤいてさかな買ふてらふ。イヤいてこふと思ふも云ふも皆心じや。コレヤ長吉。いて酢買ふてこいといふするのも心が口にいはするのじや。コレヤ三吉。いて酒買ふてこいといはするもじじや。又來年の春はちとあそこの所を雜作してと思ふも心が思ふのじや。それは大きい事。ちうねて居て、エい、六藏殿を殺めがくひ居るはへと思ふも心じや。そこでいつそ殺してこまそと思ふて、右の手を計手にかけはするとは右の手殿が計手じやはへ。鑑兵はきぬけれども、代官殿を引寄せて、彼子頭として、人差の節高指め高々指三節。彼を主殺五拾匁を引寄せて、彼の横腹に押寄せて行く打手じやはへ。サアいたがあいず。石火矢、鉄砲は打掛るか打掛けぬかはもらねどもいちよいをつばを付て彼の三郎をヤ

巽生堂

ソト一緒にひねり、縄にて生取ともいてろくしんの御人、將が少しはふんばり、成、こゝて仕置場所は咽口といふ所じや。彼の咽口へ連れて行くと云ふと、前歯共右衛門に命じて、こつりんとくひはねてしまふ。サしてごろうじませ。此五體大柵の總大將動静元の阿鼻心の魂が身心すると、スレヤ然身一時に静ひつしてうく〳〵しや。先まふ爰の所をかんがへてごろうじませ。右の手を討手に遣はすも心がやる。マタ右の手が五本の指を遣はすもやつぱり心が遣ふ。彼の蚤をとつて口へもて来て、こつりんと向ふ通でかむも心がかませる。ちんにも外のものじやない。皆心じや。江戸へ行てこふと思へばちやつと此からだを江戸へ遣る。善光寺へいてこふと思ふたら直善光寺参りをさす。誠に此大切なからだを心めが自由自在に遣居るい又思ふ事におひてはかりたはちつとあをむけに寝て居るが来年の春からそうそろこしらへして　三来年の春は藏を立ふかと思ふも皆心じやで。是程えらい此心は、どこから出て来てどこへいぬ。どれからでてきてとれへかへる。ようまあかんがへてごろうじませ。中々うつかり思ふて居られる場所ではは無いでをいか。此んのせんさく一つで　地獄へ落ふと極楽へ行ふとまま なからだじやさ。よふおとくしん彼成ませ。を云ふた所で私めかお出欲しませうより外ソレや誰あつて解せる人はないはさ。マア併し此心をもあかして見れば此空氣じやが、此空氣といふものがお前方の目に見えぬれど誠にこはいものじやを。此空氣がお前方のこじや。お前方の心が此空氣じ

や。お前方の心も此空氣、上々様方の心も此空氣、又畜生で云へば大きな

所は馬や牛の心も此空氣。ちいさいものといへば、蟻たちのこゝも此空氣、又鳥で云へば、鶴や雁の心も、四十雀の心も皆空氣じや。又虫で云へば五丈十丈の大蛇も、毒微毒細の小虫もと空氣が心と成て有のじや。上空氣を吞だり吹たり吞だり吹たりして居れにこそ此身が動け、此空氣を吞も吐もせずにじつと口も鼻もつまへてねてしろしませ、いつかなこらへてはは居られませぬ。して見れば空氣が心じやと云ふわけじや。そアはなつまんで、口をつまへて何で思ふてごろうじませ　なんにも思ふどばられはせぬソレハつまむまでにはいつて居る空氣が有るものじやによつて、ちいさのの事と思はれるけれども　そのはいつて空氣が無くなつたら、なんにも思はれはせぬ。して見れば空氣が信用とない。昔から子供衆のたはむれに、息をせずに、京の三十三間堂の佛の義、三萬三千三百三十三体有ると云ふが誠か空言かむのふと三遍云ふたら長者にしてやろふといふ事。ある。又これにより物の数でもよんでごろうじませ。一と二ウ三と四ウ五ソ六ソと三十位迄は讀めまするか、五十とはどんな事があつてもよめぬ。まあよんで見まふと云ふ人があらば、ふかふ負目の金を掛ケますぞ。そばに千貫目の金つんどいた　其五十迄よんでみふと云人の口は私なりとも誠なりと も、金掛ける人が口をじつとおさへて、片手で鼻をつまへて居て、そして其身内の人にそばで一つから五十迄早口にいはしてごろうじませ。仲々千貫目の金はほしふても、三十くらいまでかずへたら、おさへて居る人の手を取つてほかさにやならん。えれやもう如何程早口に、眞言ほんさんの如

音経讀まつしやる程早口にいふても、五十遍しんぼふはてけません。ソレを取てかけぬまふに手も足もしばり付、頭もふられぬまふにかすがひうたれる物でもなけれども、ヨアどのゝふにしても動かされぬまふにして、せんどじやない。たつた數五十讀む、息とめてごろうじません。も早そのじやどこへ行ふ、彼方へ行も、あれにくく、これにくいも皆やまつてしまひます。して見れば、どうあつても心は此空氣を今云ふ通り耶かの閉體の内へ閉留したら、直く息は切れてしまふ。なんと此空氣と云ふものは重寶な物じやござりませぬか。どなたも此空氣の理をよふかんがへてごろうしません。此空氣の中には、水も有れば火もあるし、木も有れば金も有り、人のこゝも有れば虫のこゝも有り、畜生のこゝも有れば鳥のこゝも有り、木のこゝも有れば草のこゝも有り、此又鳥の有情非情ともに生きる氣も有れば殺す氣も有る。誠に早此空氣と云ふやつめがこはいものじや。空氣と云ふ所なぞと云ふたら直罰があたるくらいのものじや。空氣樣じや、此空氣が則神樣じや。空氣のをす所の通り則天の道じや。天道樣じや。彼れ殺ちふと思召たら少しの間此口へおはいり。彼下をんだら直しんでしまふ。おまへがた如何程思はく立て、來年の春はどうしよう。併家買ふか田かふか、家建てようか。藏建てようかと色々たくみして居ても、たつた早口數五十讀む間、天道が見はなされたら直にころり。よふかんがへてごろうじません。寔にあぶない物じや。アヘあそこの親父も去年の今日は忘ろうりきみやつたに、もう一年の今日は白紙に大字、アアはかない物じやと思ひながら、

やはり愚に何として、かとして、イヤどうして、こふしてと、後にも立たぬ事ばつかり。道二翁の言ふ通りじや。山々寺々には死ぬるぞよ〳〵鐘をつく。我等の寺々にもかん〳〵とたたくけいすの音。皆火宅の人に死ぬるぞよ〳〵としらす聲。皆聞きなれて佛の爲じやと斗り心得て居る。あれをまあふかんがへてごろうじません。佛樣の爲に戒子を禅さ、花をかざり打式數くものなれば、華も奇麗な方を佛樣の方をむける。打鼓も佛樣の方へ表の方の奇麗成所を出す。愛の理をもつて數く打鼓も、立る華も、讀む經も、擲く声子も、皆々衆生の爲じやと云ふ事をよふかんがへてごろうじません。今時は御出家方さへ佛の爲に經を讀むとん得て居ろお方が多い。是じやによつて出家方が佛壇の本尊樣にむかつて、何卒我身安穩に暮させ給へと祈らるゝのみか、中には又伏て願はくは何卒現世にて金銀の先箱を所持、あじろの柴物にて柴事を拵へと、わつけもない事をたのむ方が御ござります。是は私が云ふ斗りじやない風外和尚の著述邪正明覽と云ふ書を読んでごろうじません。此事委細に書いて居られます。

一者是人見本無因　何以故是人既得一基金錢　來千眼根八百功德見八方故所有衆生業流浪環死魂生沒　從是新此等世間十方衆生八萬劫來無因無緣　何以故是人於生死輪迴共魂八萬劫外異無所觀更作是新此等世間十方衆生八萬劫來無因無緣　何以故是人於生死輪迴共魂八萬劫外異無所觀更作性二者是人見本無因何以故是人於生死輪迴共魂八萬劫外異無所觀更作黑論從來白人天本堅畜生本模白非洗成黑非染道從八萬劫無復改移今盡

此所亦復如是、而我元来不見菩提事。當知今日一切物象皆
本来無相、此計度点、正偏知、隨落外道、或生無性。と
釋迦如来も云ふて御座る。此通りで人間は人間に生まれ、鳥は鳥を産み、畜
はもとよりくろく、鵠は元来白き物だ。仏法の成を犯してねながら神や
仏と称つた迚、何の氣づいか御座りませう。皆正偏知を忘れて外道に落入
ると御座る。さりとては氣の毒なものでござる。何事も皆此通りの物
で、壹升入徳利には壹升を極りのある物に、たとひ俗人じや迚、人の目を
掠めたり、等先で苦しい事したり、身にいろ(の悪い事して置いて神様や
仏様をとのふに祈つた迚、御利生の有るものじや御座りませぬ。よふ考
へてごろうじませ。わが家業を色々やつて見てさへ天からそなはりの無い
者は金はもうかりぬに、朴やはかりをせつたり、筆ずさびや帳面で悪い事
して銭かねとつた迚、身に附くものじや御座りませぬ。どのふにして見
ても、一升いる徳利には一升しや。金銭持たすも持たさぬも皆天道の御心
まかせじや。何しようと思ふても、天からさせまいと思はしやつたらでけ
ぬ。おまへ方が家を建てようと蔵を建てようふと思ふのが思はくに行くも天
思はくに行かぬも天、死ぬも天、生きるも天、皆天のなすわざじや。どの
ように思ふて居たればとて、天の空氣が数五十讀む間體の内へ入らなんな
ら直にころりじやにつつて何もかも天道任せ。とんを然は入らぬものじや
て。よふかんがへてごろうじませ。
あそこのなも親の代にはようつぼと金のはいつた内じや。何にもかたまつて

出た事はなし、さる代り親の代は内福のようにどこの人が云ひはやした、そ
れにこんどのむすこ、親父が死ねてからまだまけないに、やとひ金したげ
な。そんならとて今度のむこが金づかひを荒くふた話もない。大丈夫になしみんにした
と云ふ事も聞かぬ。とんとわからぬ者じゃと云ふ。ふなぬかあるもので御
座ります。是が金銀に縁のないの、則天からお与へのないうじや。兎角金
持も貧乏人も、長命も短命も皆天のおあたいじや。又こふいふと中には早
合點のお人が御座りまして、スリやはたらかずに居ても金銀の縁の有る生
得ならば、貧乏せずに一代くらるるかとおつしやる。中々そうではない。よ
う思ふてごろうじませ。天にさへ天の道が有て、天道様を云ふて天の道が
行はれてある。人には又五倫五常の道が有り、畜生には畜生の道が有り、木には木の道が有り、草には
草の道がある。是じやによつて人は人の道を行はねばならぬ。其道とい
ふものは、則此身天から生する時、持生した謂語、又は五倫五常が則人の
道しや。中庸に曰く、天命之謂性、生ずる時、天の命といふて百貫目持の家
へ生れた者は百貫の天命じや。又五拾貫目持の家へ生れたら五拾貫目の天
命じや。又一升買の家へ生れたらば一升買の天命じや。大借金持の家に生
れたらば大借金持の天命じや。必ずあはてまいで。じつと天命さへ守つて
居たれば、又天から幸福の命を下さる。爰の所の見性するといふ直指人心
見性成仏といふて、是れすり上の成程はないと云ふ事じや。成程そうじや。
天命の道理を能知つて我分限に應せぬ事を望まぬが誠の仏じや。聖人も爰

を君子素其位行不願外と云はれてある。又百姓の氣質を能考へてごろうしませ。誠に感心なものじや。田を植える時は田の中へ糞も小便も牛糞も何もかも持込んで水を入れて攪ませ。其中稗いものを除けいに入れた程に善義に思ひ、體中泥つぼに成て田植じや。こびる飯を食ふのは其糞でどろまかした泥水で、ばさ〳〵と手をあらふで、其手に握飯を取せて喰ふのじや。能く思ひてごろうじませ。誠にどうよくなものじや。それでもこれを止てどうと思はくも立てずに生かい思はくも立てずに暮すのは如何にも明白かものじや。偖てこれを百性といふ。則此百性といふ文字を能考へてごろうしませ。百といふ字を崩して二字にして見ると一白と成、一を云ふ字は誠と讀む。誠に白しと讀む。性と云ふ字を崩すと、篇は立に篇といふて心を云ふ字じや。性を云ふ字を二字にして讀むと云ふ字じや。作りはうまるると云ふ字じや。性を云ふ字を四字にして讀むと一白心生時は心に生るゝと讀む。そこで百性と云ふ字を四字にして讀むと一白心生と讀むでは御座りませぬか。其外を願はぬ百性は生れながら佛様じや。よ爰の道理を考へてごろうじませ。花はすべめ、鳥は爲と自分の道を守り人はひとの道を守りてさへ居れば人にも利を信ずはいらぬ。爰が天神様の御座りまして、心さへ誠の道に叶ふなれば、祈らぬとても神は守るぞと云ふて御座りますと程に胸もとをたいらかにしてよふ御學被成ませよ。

此道が則五倫五常じや。是を分けて云へば、君子、父子、夫婦、兄弟、朋友の事じゃ。主持つ者は主人へ忠義を盡し、親持つ者は親に孝を致し、夫

婦夫、朋友、兄弟仲よふ、信節此五倫五常の道を能守りてさへ居れば、下さる。爰の所を樂むが天のあたへる樂みは實に面白き有様かな。何をもつて是に加へん（と道二翁も云ふて居るが実にそうじや。どなたもよふとつくりと聞分けて實に欲心を捨て天道通りに成てごろうじませ。試に安心をもつてじや。則五倫五常の道を守りて居るを誠の道に叶ふと云ふて、誠にしてしまへば、何にも云かつて祈らぬかを云ふても神は守り給ふを、天満天自在天神様がお證據人じや。誠に早、慥なる證據人じや。先人間と云ふものは五倫五常と云ふ誠の道と云ふものを勤めねばならぬ。云ふすをおはなし申します。お祖父様やお祖母様を始め、其外親父もちゃん衆迄もはをしづめてよふ御聞きなされは云ふにも及ばす姉の子や子供先君臣と云ふが五倫の始めじや。此君臣と云ふは、君とし人とじや。一ばい上で云へば天下様は君、お大名方は臣、亦其次で云へばお大名方は君御家中は臣、又町人百性の類は惣て皆御地侍のお殿様が君、我身は臣じや。又町家や百性家の中で孝公して居る者今は其主人が君じや。よつて御家人方は能ていねいに御孝公をおつとめ成る名付て忠と云、町人は商家業を才入れて御上様へ御冥加仕拵差上て不日なく御年貢を上納するを名付て忠と云ふ。亦百姓で云へば農業出精して不日なく御年貢を上納するを名付けて忠と云ふ。又此上下家々に奉公する奉公人、番頭を始め其外の諸奉公

人、下はあの下・維に至る迄・なんでも此方の為に成よふ且邦の為よかれと勤め、名付けて忠義と云ふ。まづ天が君臣の誠じや。是が五常の第一番の

又人の道と云ふ物は只孝行の一つじや。一つじやなれども氣を養ふと此を養ふとの二つ有つて兎に角二旬の氣の休まるまでに手前の身に行ふ事を名付けて孝と云ふ。兎に角口にあふ物、和らかな物を與へて然を養ふを養生といふて両つながらに能勤める人を親孝行と云ふ。是が則五常の一の誠の道じや。

又夫婦有別と云て、夫婦のまじはりには別成口傳有て、家庭を別け合ふてと云ふたとて、家庭といふ物はちがはしたり爲る事ではない。女房は夫を天の如くうやまひ、夫は女房を憚り、行先も云はず夜遊びしたりなどして疑の掛り合はぬよふ是が夫婦の契り、五常の三の誠じや。

又兄弟の道は、兄は弟を愛し、弟は兄を敬ふ。是は是、男ばかりじやない。女子兄弟も同じ事じや。眞に中よふして両親らに安堵させまするよふにすりが兄弟の道じや。是が五常の四の道じや。

又朋友の交には誠を詩をもつて信言を言はず、友達に心得違ひが有れば氣を付合ふ。これが五常の五の道じや。

此五つの道を能勤めてさへ居れば、何にも言分は無けれども、然心が芽るに附けて何がほしい角がほしい、金がなければどうもならぬの然心がつのるで、もはかふつぢで行はれん。此道が半分行はれると家内がよいかげ

んに納まるけれども、どこの内でも此道がマア三分程も行はれん内が十軒にれ軒迄有る。氣の毒な物じや。先此道を能行ふと誠の道に叶ふ事は此の内の本心と云ふ物をつかまへたらば、あれがでに安く行はれる。此本心を一つつかまへてごろうじませ。何も大つか難事ではない。併し此本心と云ふは只生れた時の心じや。孟子も性善と云はれて有る。生れた時は百人が百人、千人が千人で皆本心を持て生れたものじや。皆生れた時は結構なる善心を持て生れたものなれども、だん〳〵凡情に引かされて世界一統の人慾がしみこんで、まつぐろけになつてしまふのじや。さうをてはきりとて法氣の毒な物じや。此則人間の十字を六根清浄の大祓に天照大神の宣く・人は則天が下の神物なりと云ふて御座る。人は誠に貴い物じや。夫たつとい物がたつとい善心をもつて生れながら、慾の雲に雲はれて、まつくろけに成て、生涯明りをよふ見ずむなしく暮さるる事、誠に氣の毒な物じや。マアとつくりとよふ考へてごろうじませ。

祇園にやし歌に、　奈良で名所は猿澤の池、水に影さす三笠山と云ふ歌があるそへ。　扨其の歌の返しに、水に影さす三笠山も、空一が曇れば影さらぬ。よふ影新してごろうじませ。猿澤の池へ三笠山の影が寫つた所が奈良の名所じや。けれども空がさつぱり曇つてしもて、三笠山の影が寫らんとんと奈良の名所にならぬ。爰が人間にとつて本心のつかまへ場所じや。せつかく人間と生れて天より命する所の善心の本性をもつて生れながら欲心の黒雲に覆はれて本心の影も形もさつぱり隠れじや。して見ると天が下

の神御とも萬物の長とも云ふかひがないではないか。併し猿渡の池も雲の
景りがのいて三笠山の影が寫つたら、元の通りの奈良の名所じや。人間も
先其通り、慈心の黒雲が吹時々、元の性善へ立戻つたらば天が下の神物じ
や。うんと面白い場所じや御座りませぬか。
○悪人こそ中は畜類と念一つ。喰ふ呑ふと命惜しいとこの通りで、本心が
ないと、とんとつまらぬ物じや。虫も畜生もおんなし事じや。虫類、畜生
類も、喰たい呑たいと思ふのと其遊間には、たれぞ人が打ちはせぬか、大
鳥が来て懸けはせぬかと、命のおしい事と斗りじや。又本心を失ふて居る
人も此通りじや。只味ひ物喰ひたい、何となかこ付けて酒呑みたい。ど
うぞ一日なりとおそふ死にたいと思ふの外はないわさ。して見ると、虫畜
類と同じ思はくじや。是ではなんとせつかく人間と生れたかひもない事じ
やないか。何卒欲心の黒雲を吹はらし、元の本心に再び立返らしたいばつ
かりて、神道と名を付けて、國常立の尊は、いざなぎ、いざなみの尊に命
ぜられ、いざなぎ、いざなみの尊より八百萬の神達に命ぜられて、御世話被
成、又伝道ては伏義、神農より諸聖人を始め、孔子聖人に命ぜられて御世
話被成、つまりは阿弥陀如来より釋迦如来を始めとして、一切の諸菩薩
に人間ばかりか世話被成、仏界仏共に是程に御世話被成はなんにも外の事じや
ない。何卒天下お尋へ給ふ所の善心に再び立戻らしたいばつかりじやぞ
へ。又程に迄 [illegible] 世話被成に、夜が明けると何がほしい。かがはしい
有るがうへにもれず手をして金ためるか。なんで山でも掛けたら入がもう

からうか。あいつを王に掛けようか、どうしようかと、悪い事ばつかりじや。
よふあさらめなさいませ。一升入徳利に一升じや。中々我身にてなはら
ぬ金をこだくみして取つたとて、寸身につく物じや御座りませぬ。ソレ
ヤハテ段々だましてとつた金でも遣ふ時は五十両は五十両、盗んだ金でも
百両は百両に遣へますけれども、筋悪い金取つたとて為になる物じや御座
りませぬ。[illegible]て申しませうならば、此體の中へそげのたつたまふな物じ
や。よふまあ思ふてごろうじませ。此大きな體へふさい誠に目にも見えぬ
程のものがたつても、中々しんぼうができぬ。此又大きな體へちいさへそ
げくらいはたしても、又しむみ貝一ぱいぐらいはとつても、格別かまひは
成えみない物じや。それにちよいとそげが立ても中々しんぼうができぬ。
鳥渡其通りに無理して取つた金はとんを身に付かぬ。終今聊かでも天から
直に針の先でほぜくり出してお仕舞被成、非道にとつた金の身に付かぬ事
をよふ考へてごろうじませ。目の當りにやあと類のある事じや。よふ思ひ
遣りしてごろうじませ。非道に取つた金は家に付ても我が命が續かん。命
が續けば家に怪事が入るか、どうして見ても天から針でほぜくり出してし
まはつしやらねば家にも身にも附きませぬ。剛慾非道にして取つた金が身
に付、其のうへ家に付きまする物成らば剛慾仕次第たれども、全く左様成
物では御座りませぬ。天の為す所の道理は誠におそろしい物で御座ります
程に、剛慾な氣は頓とお捨て被成なせ。慾な事ばつかり云ふて居ると、ぐわんせ
親が剛慾無道にはまりこんで

もない子供が其剛慾を聞習ふ。して見るとやつぱり親が教へるのじや。親が子に剛慾を教へ、餃々と次第に剛慾を教へるものじやによつて能しみこむ。丹邦が丁稚に剛慾を教へる。孟子曰、王何必曰利亦有仁義而已矣。大夫曰何以利吾家、士庶人曰何以利吾身。上下交征利而国危矣。此通りで餘りに剛慾斗り云合て居てはかへつて國の大乱を成る。各々方でも鳥渡其通り旦那が剛慾斗り云ふて居ると段々家内下部迄がそれを見習ふ。一軒の家の内迄も此通り、一町としても其通り、一村としても此通り、爰をよく御待心被成ませ。

爰に旦那の剛慾を丁稚が見習ふて災害を求めたはなしがある。餃方もお聞き被成ませ。一つおはなし致しませう。扨或町家を相應に小金の有る内に且那夫婦に五つ大つの男の子一人、小遣に丁稚を一人置さこつてりと暮して居ました昔しや。した所が旦那平性誠のしわんぼうで有りました。所が不仕合にお家さんがころりとお死なれ申した。そこで丁稚殿が餃々じやわへ。旦那さんけさのおかずには何しませう。さればいマア最ちとまつとれ、其間に精りするわへと云つて居ますと、門へまぶき菜へ〳〵とうふて閣引菜売りが来る。ポン〳〵と手をたたくと、門口へようて来る。閣引菜棒技なんぼにするノ。棒技で買ふて貰へばチトこつちも勝手な事が有るよつて、八百に云ひたいけれども七百にして置きませう。ソレヤ高い。もちつと負けて置け、へエ少々はまけて置きませう。もちとまければ買ふ。ソレナラいつて買うて貰ひませうと云ひさま這入て荷をおろす。さて是へあけて、ほりかへして、さ

り新菰二枚もてきて重箱に敷て、さうけて置いてくれい。へイかしこまりましたといふて逆一ぱいにひろげて云ふよふは、おれも今朝は伯母の朝食事に行かねばならぬ。えらい都合がよかつたと悦んで、ちよいと一ぱいきませうかと云へば、まけてなんぼにする。ハテ七百と云ふて有るのじや。イヤ棒技でなればもちとまけると云ふたではないか。貳百にして置け、イヤめつさうなハ文や十文は七百の内を負けもなるが、二百や三百に負ける物か。イヤ棒技買ふて貰へば勝手な事が有るよつて負けると云ふたではないか。何じやら〳〵云ふのじや、其よふな事云ふ物か。買ふしやないのか。イヤ二百に十ばいに買ふて置く。其よふな閣引菜とうふのいとえひさきをかごへさせて上に門口から閣引菜売〳〵と貰ひあけて行く。後で高と貰ひさきの値のひげや敷合せや、またいにがけにこばし迴して荷をしたらうまいせたら唄唱こしに一ぱい高盛り、サヽ長吉、是をひたし物にして今朝のお菜にせい。先へ佛さまに供へよいへば、長吉、旦那さん、うまいもんでご座りましたな。長吉られくらいにせねば金はのびぬぞ。よつ程ものを行たりまし十ばいとふて居ります。まだ十月頃の事で御座りましたが、長吉はよふはの旦那さん、なんぞぼんさんのたらしをよけい買ふて置いて世はねば、寺が出来ませぬ。お家さんが死んでじやつてから、ごんたに成つて、ふれて出れや焼芋買へ、買へ云ふてなりハねつかから銭はくれてでなく。どうもかうまりませぬ、コレ、ごて〳〵云ふなく、出り無るわへといふて居るが、十五文持つて日の事じや。コレヤ長吉、横町の八百屋へ行て、さつま芋拾五文持つて

こいと云ふてこい。ヘイ畏りましたと云ひさま、長吉行き〳〵思ふよふはさてきのふたらしを買はしやれといふたら、旦那どらうおこつたが、今日はさつま芋を拾五大貫、どらい大でないか。どらうおごり居つたと一人つぶやいて八百屋の門口から、堅町のこんにやく屋からでございます。さつま芋拾五大貫持つてきておくれ被成と云ふて歸る。直に後から八百屋の若い者がチハ〳〵〳〵〳〵〳〵捧しわらかしてヘイさつま芋持つて来ました。正寶拾八貫持つてきましたと云ふて庭へ持込む。荷を落として行をふく。直段はなんぼじや。ヘイ鉄のムツソうなんぼの事じや。ヘイ錢の一貫七百ソレヤ高い。ヘイ此頃チト上りました。どこでいてくるとごはないか。チヨイトあちらまでといふて行て居るまに、大きな芋片荷で三つ宛、両方で貳百目もあるふな芋を大ついはして置く。其間に戻つてくると、コレ芋屋今北の町の芋屋が通つたよつて一寸とふて見たら、ならびて持てこふといふた。それに負けとけ。イヤめつそうな、其ようふな安い芋がある物か。世間並なら負けとけ。なんじや買ふ氣じやないか。ユヽ人に重芋持たしてむくい思知れ。とわんぱく云ふて[illegible]る。後で彼の隙して置いた芋を取出し、コレ長吉、是を見よ。つい大きな芋大つ。是をたらしに焼いてやれ。隨分嬉く切つてやけと、始終此よふな所作やつて二り居りましたが、また、ある時にコレヤ長吉、此釜一歩持つてお寺のまへの位はい屋へ行て、わしところからじやといふて位はい取つてこい。あつらへ買いてある。ヘイかしこまりましたといふてサツ〳〵〳〵やつて行く。[illegible]が居ふよふ[illegible]

旦那のしわんぼでも、お家の百ケ日になるので、位はいに一歩はりこむ。おれもけふは此金でなんで一つ旦那の流をやつて、旦那に得ださしたい物じやと。そろ〳〵思はく立て思案しまする内に、つい位はい屋の門口へ行く。ヘイ御免。堅町のこんにやく屋の權兵衛から位はい取りにさんじました。ウン代物がきたか。ヘイ金が一歩きて居ますがチト負けて貰ひたい。イヤそうまからぬ。一昨日旦那が来て一歩二朱の位はいを一歩に直切つて勘賃だけ手附に入れていんだのじやによつてそうまからん。ンそんならアノむこふなイツチうへな棚を大きい位はい一つまけに添へてくだんせ。ハテ直切るに事替て、しろ物で負けてくれいも事によるといふて家内が大わらひじや。長吉はなほゆるまず、おまへたちおかしいくらいなら、おれにやつたと思ふて負けてくだんせとむさぼれば、ユユイいつそおかしついでじや、あれ一つ負けて遣れ。とて四拾八文賣りの子位牌一つ遣りまする。長吉は、サしてやつたと悦んで、とぶが如くに歸りまして門口から、旦那さん今歸りました。アアあなた常事うまい事やり被成よつて　けふはわしもたま〳〵金の一歩も持て行物じやによつて、なんぞうまい事して戻りたいと考へて、此位はい一つ負けさせて歸りましたと云ふて旦那のまへに出しましたら、旦那これを見てびつくりしていふよふ、コリヤ長吉め、うまい事も事による、位はいと云ふ物は當がなければいらぬ物じやと云ひましたら、イヤ旦那さんそれでもぼんさんが死に被成たら直間に合ひますでへといふた。是で噺は一つ落ちましたが、扨其の後で御座ります。旦那は氣

にさへて忘らうしかつた物じやによつて、長吉はせつ角、口たいして貰ふて来た物じやによつて、文庫へ入れて置いて、旦那が余所へ行た間には文庫の蓋の上にまつつて、ののさん事をしてゞ、ぼんさんよ、おまへが死んだらおれがこうしてまつつてやるぞよと云へば、コレヤ長吉、おれが死んだら此ののさんに成るのといふて旦那の留守度毎にまつりよつたら、餃餃其氣に落入て、五六拾日の間に骨と皮ばかりに痩こけて、終にはころり死んで仕舞ふた。

一軒の家の内でも此通り、旦那が剛徳をしられたばつかりで女房に離れたうへに子に離れ、非道にしてでも金延して子に譲ろうと思ふた事は皆こんにやく屋の権兵衛に成つて仕舞た。思ひ廻せば定めて此旦那殿も、其所信心も相應に仕て御座つたであらうけれども、日頃の剛徳が過きたばつかりで、半年程の間に女房子に離れ信心ばしさ見ても、剛徳非道にして取込んだ金と、手の皮むいた金は其儘にてあるし、非道にして取込んだこころつと一人身、剛徳非道にして取込んだ金と、手の皮むいて食延した。金と色みわけて、算盤の引出しへ入れて置て、半年か一ヶ年か暮してから明けて見た時に、手の皮むいた金は其儘にてあるし、非道にして取込んだ金は、壁へて云へば丁度樟脳入れて置いたまふに引出し中で消えてしまふ物成ば、断して解いて聞かせんでも、剛徳非道を行ふ者は無ふ成けれども、正法に不思議なしと云ふて、其様なる悪しい事は此世に一切ない。非道にして取込んだ金も、手の皮むいた金も、二年先でも三年先でも其儘有る。また遣ふ時も其通り、五拾両は五拾両、百両は百両、けれども其行は今の

旦那の通り、前にも云ふ通り家に付けば命がなし。命が續けば家内へふじが入て此旦那の通りに成る。中々是が神信心で行きます物か。おまへ方も落しばなしに為ると理が分りませうが、あのまふ成事して間引菜取て、夫を嘗の死んだ佛様にそなへて為になりませうか。まふ考へてごらうじませ。噺じやさかい事がわかつておかしいけれども、歴々の人のさつしやる事が皆是じや。私が目から見て居るとまふ思わかる。大學に云ふて有る通り、如し見其所厭じや。まふ思ふてごらうじます。なんのまた神様じやとて身に剛然無道を行ひながら、何卒此立願を叶へ被下ば幾をあげます事のイヤ何を買ふてあげますのといふたからとて、誠につんぼに仕方せずに噺して聞かすまふな物か、田畑のこやしに石ごろほりこんだまふな物じや。毛の先程も聞きはしません。たま〳〵聞まふに思ふのは自分のかじや。自分のかじで聞つしやるまふに思ふのじや。まあ本心から先へつかまへて、其上で御信心を被成ますと、神佛も加護ましまし、大願も成就致します。又国つた心で何程信心しても神佛様は別に御聞入は御座りませぬ。本心きへ清浄にすみ渡つたならば、おのづから神佛様は加護被成ます。是は古い文句じやけれど譬へて云ひませうならば、桶に入れてごらうじませ。其桶は人の體にたとへ、中な水は人の心じや。月は神佛じやとしてごらうじませ。桶の體はいか程きれいでも、其心の水がにごつて有れば、どのまふな満月でも写らん。夜水さへ澄んで有らば、桶はいか程きたのふても、あり〳〵月もうつる。して見るとにごつた心で信心しても、神佛様の御利生はないは

づじやござりませぬか。詫状を入れた時に、菩薩清澄の月畢竟空に遊ぶ、衆生濁水の清ければ菩提の蓮其中に現ずと云ふも爰じや。濁水が濁つて有つたら菩提の月は現れぬ。

又神道で逆ふ方ならば三社の御詫状、銅の焔の上に座するといへども心けがれたる人の處にはいたらず。鉄の丸を食すといへども心汚れたる人の物は請けず。試しあぐやかじや御座りませぬか。私が云ふ事でもない。天神様が始めておつしやつたでもない。誠に生まつじや。なんと心の潔だとにごつたとは、どへらい違ひではござりませぬか。アヽうかゝうして居る所では御座りませぬでへ。銅の焔の上にでつこりすわつても、心の汚れたる人の所へは行かず、なんとどえらいじや御座りませぬか。赤鉄金の真丸こい物を食するとは定めて鉄砲の玉の茶漬を喰ふても、心の穢れた人のこなへてくれた物は食はんとおつしやる。なんとどえらいじや御座りませぬか。又天照大神宮様の御言葉をもつて目のまへに金をもうけるとも、かならず神明の罰あたる。なんとどえらいじや御座りませぬか。爰が私の前にいふ無理してもうけた銭は體にさげのたつたすふなものじや。神何様が蔭から鉄の金てこで掘だして仕舞被成、ふる御勘辨被成ませ。正直は一旦の依怙にあらず、いつとなく天道の憐みを蒙る。なんと有がたい事じや御座りませぬか。正直は其時人にはめられるのみか天道様の憐みを蒙る。誠に二つ吉事が有る。鳥渡精入くふよふなものじや。なんと有難い事じや。又春日様の御言葉には、千日注連を引をいへども心穢れたる人の所へは

かず。なんと有難い事じや御座りませぬか。やつぱりわしが云ふ通り、三年が間おしめを張て祈り立てても心得の悪い者の所へは行かぬとおつしやる。なんと有難い事じや御座りませぬか。重服深重たりとい へども慈悲の室には赴くべし、やつぱり此の通りじや。如何程穢れて居ても、慈悲心さへ深ければいてやらうと、なんと有難い事じや御座りませぬか。どふして見ても本心をつかまへて性善へ立戻らねばならぬ。爰ぢやたようて神様の本意と云ふものは、おまへ方のおもはくとは違らくちがふ。神様でめらふか仏様であらふが、やたらにけふふんださかいとて、むしやうに祈つたとて、いつかを聞かつしやるものじやない。神仏様をむしやうにたのむ我がからだ、なんの兼合で出きたものじや。よう考へてごらうじませ。天地自然の氣がこつて人間となつたものじや。ようて天地自然をよく守つてさへ居小田、なんにもしさいない。獅子、狼は何の兼合で出きたものじや。やつぱり天地自然の氣が凝つて出来たものじや。ようて能、天地自然を守つて居るとも、毒の毒に獅子が欠乏したといふはなしもなし、理か借金したと云ふ事もない。ようて兎に角慾心を捨てて、天道なりにお成被成ませ。慾心もいらず、別に神仏へ神心もいらぬ。兎角心さへ誠の道にかなひなば祈らず迚も神仏は守り給ふべし。

三社御詫詮

八幡大菩薩

雖為座銅焔不到心汚者處
雖為食鉄砲丸不更心穢人

祭記

天照皇大神宮

春日大明神

謀斗雖爲眼前利俚必當神明罪
正直雖非一旦依怙終蒙日月憐
雖曳千日注連不至邪見家
雖爲重服深厚可赴慈悲室

巽生堂敬白

集記解題

本書も亦辰見惣左衛門の遺著である。むしろ彼れが和漢の書を讀破する際、最も自己の會心の銘句・文章等を備忘の爲め記錄したものである。從つて本書を通しても彼れの持つ思想がどんなものであつたか、どんな事を弟子達に教へてゐたかがよく窺はれ、殊に研究上極めて大切な史料である。例へば集義和書より摘錄した文章の如きはたとひそれが熊澤蕃山の著書より拔いたものであるとしても亦共鳴した思想であつたに違ひなく、注目すべき所であらう。論語、孟子等よりぬいた文も亦同樣である。

尚嘉永大子豊地方の大旱魃の記錄などは鄕土の農民生活史料として貴重な參考資料であると思ふ。

本書の原本には尚、文字、姓氏等幾多の備忘材料が記載されてゐるが農民生活史に直接の關係が少いから割愛することにした。

本書は北畑作太郎氏秘藏の原本を拜借して謄寫したものであるが、謄寫の際多少刪除した所もあれば、假名遣、文字等多少訂正を加へた所もある。又誤解し難い文字は○とした所と原文字の儘とした所とがある。

集記

賢生堂

佛説有務長者曰若厭鬼各歎其心離身觀其面去住自在無復留礙如人陰書之人則能超越見過觀其所由虛明妄想以爲其本。

此佛説ナリ。然レ𪜈丹霞ノ木佛ヲヤキ無著ノ文殊ヲウケ臨濟ノ示衆ニ十地滿心ハ日庸トリ羅漢辟支ハ雪隱ノ屎ノ如シナドト、有ヲ以テコレニ混スルコトヲ勿レ。近來無賴ノ僧中ニ南泉斬猫ノ話ナドヲ以テ殺生ノ手本ノ樣ニ思ヒ誤ラシムルハ因緣ヲ以テ肉食ノイヒワケニスルハ修行未熟ニシテ道心ノ堅固ナラザルガ故ナリ。

又善男子受陰虛妙不墮邪更圓定發明三摩地中心變神通種々變化研究化元命ノ神力神通爾時天魔悉得其便飛精附人口說經法其人識不覺知魔著亦言自師無上涅槃未後求道善男子處聚座說法是人或復手執火光分於所聚四衆皆是諸聽人頂上火光皆長數尺亦無熱性善不焚燒或水上行如履平地或於安座不動或入廁內或處糞中越牆逆垣曾無障礙唯於刀兵不得自在自言多聞善巧比丘禮誹論禪律罵詈徒衆詐露人事不避殺婬口中常說神通或復念人傍見佛鬼力惑人非有眞實讚歎行婬不毀戒人自言法此名天地大力山精海精風精河精土精一切草木精魅或復龍魚或仙再活爲魅或仙期終計年應死其形不化他怪所附年老成魔惱亂是人聚惑心生或復人体弟子與師多隨王難汝當先覺不入輪迴迷惑不知墮無間獄。

切夫世ノ法ガ大抵是ニ類ス。其外ニテモ常ニカハリテ怪シキ業ハ皆コレ正

法ニハ非ズト心得ベシ。我朝慶長年中ヨリ以来ハ最シク御制禁アリテ何ゴトニヨラズ怪シキヿヲスル者ハ牢獄ニ附セラルルヿナレバ邪法自ラ退キ正法漸ナク行レテ有難キ國風トナレリ。然ルニ動モスレバ御公儀ヲ畏レズ此ニ似タルヿヲ行ヒ、私ニ異人ヲ慕ハスノ輩ヲ往々コレ有ヨシ聞及ブ。世上ノ事ハサモアレバアレ我法中ニ於テカカル邪行ノコレ無様修行スベシ。兎角如来ノ遺教ヲ守ツテ人相、家相、天文、卜筮等ヲ学ブヿ勿レ。禪知識トシテ聞ク右様ノ事ヲ行ヒ、大小ノ諸家ニ立入、祈念祈禱ニ事ヲ寄テ不淨財ヲ貪リ、終ニハ其家ノ騒動ヲ起スモアリ。尤是ニ慧ク人々ハ元ヨリ禪定ヲ修シタル事モナキ故ノ事ナレバ其ノ苦ナレバ元来忠孝ノ道ヲ忘レテ鼻先ノ異慾ヨリ附込ルヿナリ。苟モ邪正吟味ノ役ヲ蒙ル輩ハ何ニヨラズ怪シキ者ヲ排細セシムベカラズ。随侍ノ者ニモ能ク云ヒ聞セテ其様ナ場所ヲシラベル様ニセシムベシ。

○又善男子窮諸行空、已滅生滅、而於寂滅精妙未圓。○……○成其伴侶、迷佛菩提。亡失知見。

○又以此心澄露皎徹内光發明、十方徧作閻浮壇場、一切種類化為如来、于時忽見毘盧遮那、踞天光台、千佛圍遶、百億國土及與蓮華俱時出現、此名心魂霊悟所深心光研明、暁諸世界、暫得如是非為聖證、不作聖解、即多群邪。

○阿難當知是行者正知奢摩他、中諸善男子凝明正心、十類天魔不得其便、方精研得窮生類本、於本類中、生元露者、覩彼幽清、圓擾動元、於圓先中起計度者、是人墜入二無因論、一者是人見本無因、何以故、是人既得生基、全破衆于眼根、八百功徳見

八萬劫、所有衆生業流、沉[illegible]死此生彼。[illegible]衆生輪廻、其處八萬劫、外冥無所観[illegible]寂世間十方衆生、八萬劫、[illegible]無始自、而由此計度、正徧知、隨落外道。

○公[illegible]孔子曰、[illegible]其父[illegible]而議之。孔子曰、吾黨之直者異乎。

○或曰、[illegible]子曰、[illegible]以直報怨。論語

○[illegible]成[illegible]者大七人[illegible]氷而[illegible]。

○子曰、[illegible]公殺公子牛、召忽死之、管仲不死。曰未仁乎。

○子貢曰、管仲非仁者與、桓公殺公子糾、管仲之力也。如其仁。如其仁。

子曰、管仲相桓公霸諸侯、一匡天下、民到于今稱其賜、微管仲吾其被髪左衽矣。

○孟子曰、高見皆酒而好善言。孟子

集八十三、巻十八丁ニ曰ク、是則能呼了海ノ著述ナリ。

一、心友問、天下ハ道理ノ人不識ヲいへるはしめたるか。宇中に於て新者をして敵の美を談ぜしめざるといへるに同

じ事にて待るや。答て曰、共口を藉て私議せしめざるにはあらず。自然の勢をいへるなり。天下道ある時は天下の富貴を有て人にかさず。國君は一國の富貴を有て人にすてず。大臣は君を助けて私の權なし。農は耕し工は共職をよくし、商は其有無を通して其利をするのみ。天下國郡の財用は自然の勢りて商はからず何ぞ國天下の政令を議することをせん。天下道なき時は國君世主のこと分かるる事なし。道の時に十百倍すといへども富貴の權は下に移るもの也。故に商人國天下の財用の本末を心に取得て國天下の利をあみし、山澤の浅深河海の運行を掌の内にす。故に商は日々に天下の事に委しく、士は日々に萬事にうとくなりぬ。たゞ士人の私議するのみにあらず、財用の權商の手にありて心のまゝにならもの也。故に商日々に富て士日々に貧し。士の貧乏きはまる時は民にとる事法なし。士民共に困窮する時は天下の工商利を失つて之令を得べき便なし。よき者はあづかに富商の数十人のみなり。これを如何とすといふ。

亮の曰、四海困窮は天祿永終なり。君の祿福もながくたへて天下やぶるとなり。しかるにあたつて人の財用を心の儘にしてさかへを極めし富商

同大ノ[illegible]

一心[illegible]

國の爲に一人の人をもして治めしむる法[illegible]

[illegible]を緩めしこと、君[illegible]。此言葉抑揚あるに似たり。一

て一國の人民を苦しむる事の天道に背ける義を明さんが爲成べし。人の多きを民と云ふ。山川國土の神たみの爲に財物を生ず。是神をいへども民に次の理なり。民は其本を報じて是を祭れり。人民の多きこれを治る者なければ亂る。故に君をたつ。是又國君といへども民に次者也。孟子先天の理におりていへり。後天より云ふ時は君は上に位して威重あり。民は君に隨ふ者なり。君民の爲に社稷を建て是を祭れり。是後天用をなすの明なり。

集義和書第十五巻、世五丁ニ有

一問友問、士は何を以てか天職をせん。曰、人を愛する也。民は五穀を作りて人を養ふ。婦女は衣をおりて人に着せしむ。士は爲る事なし。人を愛せずば瀆ふ所なし。問、何をか人を愛する事業とせん。云、問學して心を正し、身を修め、上は賢者の興り給ふをまち、下は凡夫の惑ひをさとし、武事を慎して凶賊を防ぎ天下を警固す。是を文武二道の士と云ふ。人を愛するの事なり。君子時を得れば小人皆救はれて其のたのしみを樂み、其利を利とす。小人時を得れば君子を犯し、凌ぎはづかしめ、苦しめんとす。君子自反微謹して德益く進む。他山の石は荒きが故によく玉を磨くといへり。君子の德を大に爲る者は小人なり。

同今、世大丁ニ曰、

一問友問、貴老先年池堤をなして當然の飢饉を救ひ、後日の日旱をとどめ、水旱を防ぎ民今に至て其功を稱すといへり。何として飢饉し給ひしや。云、予左様のことを見たる功もなく習ふたる事もなし。もしかれて功者成らば自

分の才覺を發して人の才智をふさぐべければ、功を爲す事あるべからず。不知識によく成す者になさしめたり。予は人々の成すを免したるのみ。後には人にとひたづね、見習ひ、教へられて少し功もあがしなり。世に事を取行ふ人のあやまちを見るにたづねざるより起れり。京の事は京でたちの方にたづね、山の事は山賤にたづね、川の流れ洪水の勢は河邊の者にたづねて請合し、堤を築き除を爲れば後悔すくなし。事の大小たとへがたきすれども、堯の時に當て天下洪水の難あり。是を治め平ぐべき人をし、朝廷の諸臣より下人民に至る迄みな驚をさして其人とす。帝堯ひとり其才はまだ知られ給へり。しかれども其時は亟はまだ知られ給はず。爲は若年なり。天下驚の右に出べき人なし。其器量を比すべきもと雖すくむるにより不得止して命じ給へり。始め程は才知すぐれたれども其功をきにあらず。終に成就爲ざる事は己を立て人にくだらざる故なり。大治乱となく大世に當る者は其心公にして己を捨て人にしたがひ、天下の才知を用ひ、衆の謀を盡さざれは其功をなす事能はず。驚はなづからの才知に自慢して初め功ありしにほこり、驚く己知ありとして仕爲る事叶はざるなり。此故に善を告る者なく、助けなく、人心はなれて大功ならず。是帝堯の始めより終あらじと知り給ひし所なり。世人は驚の知の勝れたるを見てすゝめ、堯は其心の自ら満つるをもつて功なるまじき事をしろしめし給ひしなり。

同本四、巻、四十の君子、部。

一、仁者は太虚を心とす。天地萬物山川河海みな我有なり。春夏秋冬、晴明晝夜、風雷雨露霞霜雲みな我行なり。順逆は人生の陰陽なり。死生は晝夜の道なり。何をか好み、何をかにくまん。もと共にしたがひて安し。

同断

一、心地虚中なれば有する事なし。故に問事を好めり。まされるを愛敬し、おとれるをめぐむ。富貴をうらやまず、貧賤をあなどらず。富貴は人の役なく上に居るのみ。貧賤は易簡なり。下に居るのみ。富貴にして從せざれば乱れ、貧賤にして易簡ならざれば やぶる。貴富成行は貴富を行ひ、貧賤なる時は貧賤を行ひ、すべて天命を樂みて吾にあづからず。

同本、同断

一、人見てよしとすれども神の見る事よからざる事をはせず。人見てあしとすれども天の見る事よき事是をなすべし。一僕う罪かるきを殺して國難を得る事もせず。何で不義に笑し乱に隨はんや。

同本小人、部、最初

一、心利害に落入て暗昧なし。世事に出入して何をなくいそがはし。

一、己より富貴なるをうらやみ、或はそねみ、己より貧賤なるをあなどり、或はしのぎ、才智藝能の己にまされる者のりても益を取事なく、己にしたがふ者を親む、人に問事を恥て一生無知なり。

一、物事実義に叶はざれども當世の人のほむる事なれば、是をなし、実義に叶ひぬる事も人そしれば是を止む。眼前の名を求むる者は利なり。名利の人

是を小人と云ふ。形の然に隨て道に隨はざれはなり。

○志州七島軍記

一、八千九百五拾石　和久嶋　青山豊前守
一、八千九百九拾石　波切嶋　堀之内阿波守
一、七千八百七拾石　岩倉山　九鬼中務少輔
一、七千九百九拾石　越賀嶋　越賀年人正
一、八千五百六拾石　大嶋　大嶋大学正
一、六千七百五拾石　甲賀嶋　甲賀甲斐守
一、六千八百九拾石　多毛嶋　吉田民部大輔
〆五萬六千石　但し慶長年中の事也

○嘉永六年癸丑旱魃のことを柳其始末節に記せん

嘉永六年癸丑旱魃を国に記せん。

其始は、春三月の中旬より四月十三四日頃迄頻りに雨振續、此年五月の節は四月晦日明大ツ四歩に入成ば、諸に云ふあら廿日の日も最早切て十七八日と成ば一向差掛り難儀の次第殺し殺度、右四月十三四日より節雨も即ばかりにて不振　六月十日迄晴天ゆ小ば荒く北迄し一時に仕舞あつて節過には仕舞のけでき申候。然るに五月六日より番水に成候。植付出来兼産人返替致し杯仁候事に候。然るに十日に半日雨振といへども小雨にて中々水

出不申候得共ら〳〵大てい十三四日迄に植付出来、十四日養生講に成、然るに十五日の書から雨振出し、十六日の晝迄大雨ふり、晝から一時に晴天に成て、又十七日は大雨にて、同日夕暮より水出来り、十八日の朝大水つき、十九日迄つゐて向井のこびの堤押切れ、佐兵衛田　天徳ひしやでん三四ヶ所大破に及申候。則此大水支五月節の洪水此方の大水也。夫より大早魃に相成候次第左之通り

一、五月節四月晦日　一、同中五月十五日　一、土用六月十四日

一、六月節六月二日、一、同中六月十八日

六月八日より番水相成、六月十三日ひ原谷より夕雨振り、西谷へ相廻り中筋を下り、大原、福嶋、暫之間に田も畔も一つに相成仕大雨ニしきり、大振して三輪村迄如斯に候得共、當村抔は一向振不申、雖然川へ出水はセ合斗出申候。然るに此水直に減じて廿日の朝桑原村より番水申来る。廿一日相談にて廿二日より番水に成。然るに廿四日に又候ひ原谷より振出し西谷へ廻り、中筋を下り、高次村迄振候得共、桑原、田中は一向振不申誠に聊か門を流し申候。此水にて松山は湯一ぱいに相成、廿六日より鉄屋橋の上に樋を掛、松山の水を向江渡し申候事

一、桑田湯は最初より乏しく六月中比に揚り止み、六月廿一日の晝から橋の上計に土手を明、水替を始め候。然るに廿四日の雨は南は聊も不振、仍之筧を以て松山の水を渡す事十日余り、

一、七月五日に又候松山番水の相續にて七日に當村へ壹番水来る。此時無水の

回へ小口入を仕候得共行不渡、二番目の廻り十一日に残を三歩に減じて平均す。三廻り目の番水七月十五日、此時入水大見八反と見て平割壹人前に、貳畝、反高割壹町に壹畝半。

一、十六日七つ頃に北度は東より振来りて二度斗門を流す也。此雨も小野、乙原谷は雨也。仍之十七日休郎雨恨也。

十九日四廻り目の番水は書前に一人前に貳畝づつ増と宛る。然るに廿一日にさつばり松山井場へやみ。○谷の数相済四ヶ村竈張仕度、當村へ壹番竈當る。則廿四日の明六ツより廿五日之明六ツ迄晝夜十二時の間也

四ヶ村之食にて定之事

一、廿三日之十九ツより廿四日明六ツ迄三番へ付る。

夜五ツより廿四日明六ツ迄三番へ付る。

右花相定置、竈に仕付、度、壹番田中村、貳番高次村、三番桑原村、四番三輪村。古何れも晝夜づつ也。一番替、二番替樋口にて車貳輛、三番村三輪四番村車掛、四番三輪村廿七日に當る。

則我等役前にて見分に参り候度、樋口にて車三丁、深田壹軒屋の下にて車七丁掛て二番に替に仕居候。則壹段淵と唱居申淵は上は深田川の下手より壹町程度の下迄、幅は川はゞ四歩斗也。深さへその上二寸斗也。乳迄はなし。何れも同じ深さにて坪と申度なし。御山より細を引せ、御中間貳人番に付居申候。

七人掛と申

井掛り居之候、件○六しと力居候に大抵は流し申候。

當村此時廿四日壹番替の水入の大見貳町大段と相積り壹町三反平に割、壹人前に五畝づつ、残壹町三反を反高に割

一、折く當年の旱魃覓にて向田地に水送し通し候に付、七月十三四日に水送り候向い田地も分送し候内も百七拾五石之間川田筋迄不残田地と相成、誠に盆時分は心配仕候事。

盆時分より廿日過迄の間に宛候水は四五日の内にきりになり、稲苗取候迄四五寸許りも段付、田上り入は三歩、半分入は半分、誠に能相○申候間以後中節にて此比を相考大切に可仕事に御座候。

廿四日松山替取に参り居申候度、七ツ時大雨振候得共是又三輪在より大原福嶋、出尾迄斗にて、夫より下は振不申、天神、西山大に振也。

一、七月廿八日夜五ツ時、役人不残桑原村へ参り候由、代官所より書状参り候に付参り候得ば将軍様御薨去の由にて御忌中之云付也。

一、彼岸四五日過は少々水出申候に付此節宛に者も有、隨分よろしく候間左様後日心得べき事也。

一、九月十五日より御検見御出にて則十八日當村御入込之所十九日夕方より雨振にて廿日迄は御逗留也。是迄五月十八日より九月十八日迄百二十四五日の間地雨ふらず夕立斗也。

○佛說孝子經の跋に曰く。

又世間を見るに行なくして貴、行を守りて賤しきあり、徳なくして富るあり。徳ありて貧敷あり。仁なくして短命あり。不仁者にも長命あり。悪人に幸あり。善人に不幸あり。道を守らずして喪び、道を守りて榮るもあり。然るに儒家に只天命をばかりいへども、夫ではつきず、実に業によりて天命を受る故に佛經には何事も前業の所感なりと說給へり。然れば佛神儒の三道ともに三世因果の道理のみ言明らかなり。古歌に露の身は爰かしこにて消ぬるも、心は同じ花の蓮で。

○抑、碁の盛陽を尋ぬるに、古往元帝の治世に太子丹朱と申せしは性愚にましまして天下を治むべき器量にあらずと思し召れ、初め御意を練んが爲めに圍碁を設けて國家の道を教へ給ふ。されば碁局の長、一尺二寸有は十二月を表し、縱横三百六十目、是を一年の日数らす。黑白日月を表したる圓成石、うへに揺ぐは陽にして天に象り、方成碁局下に静成は地を象る。扨黑白六に打圍む時、中に両目有を生るを死するといふ。是天地世界の内生死を以一大事とするが故也。延る、渡る、切る、刎る、押縮等の言葉は戰國を形どる軍の法也。あらまし如斯。

碁術論

武用藝術論解題

本書は三田藩藩士の頭領北畑市右衛門が存生中の愛讀書である。慶應三歳次正月　日北畑氏市右衛門の自署があるから彼れが二十四五歳頃の青年時代に愛讀してゐたものであらう。

内容は武術の妙用と心術の緊密の極意を説いたもので、農民生活史とは直接の関係もなく、従つて史的價値としては特記すべきものではないが當時農民の一青年たる彼れがこんな書物を愛讀してゐた事によつて、彼れの風貌を想見するよすがとして之を採録した次第である。

武用藝術論序

丹州市陰田史閲　武用藝術論

武用藝術論序

夫志の發る所事となり道となる氣の美するもの業道德全く備ると古人もしばしば敎たり。今此書一冊の小技のためにあらはすといへども其本は志氣を立たり。士道に志の少年　これに就て損する事なし。童蒙の求に依て一校してまた是に序す。

寛政六年次甲寅初冬良辰

市陰田史書

天狗藝術論序

大凡武術之業、敢今以力形熟之体、故諸家混混而設、表裏數品之形、矣。蓋人体能整而知變化之用、因形体之運轉隨變化之動靜而覺役、我之虛實正己之心思而自知支薪之勝敗、所謂殺人刀活人劒、今非以形体論之心思手足能應變化之法則生殺之柄在我、而不在人矣。然近世以刀法鳴於世、士多焉。一流分万派雷同、而旅子弟、或說以高遠之理、藝門下能學之則言治天下國家、或敎以左右前後之刀形、而言一人敵十人、或練正心氣則居而所向必言得全勝、嗚呼是皆高遠偏僻之旅、而非刀劍之正術、習者亦受敎師傳之謬、而因是以終子弟所謂一犬吠虛而万犬傳實、終而不覺、我是故失其樞紐、而或苦支体之業、或練心之術者、亦不爲不少矣。

夫有伏宿於山、者逆手安心於聖賢之域、苦思於武、之林、然世之習、刀劍者、歎失其本、而馳其末、流其理、而捨其業、悉違刀劍之正理、而學大狗藝術論一快以換童蒙

始談人物之枝言而言刀法之正理終談兵馬諸藝之至理遂帰充養心氣之論而止
実係士人之綱其要道且夫自浅至深自下至高者則天下之綱紀也此書盡焉。爲士者
依此書所學兵習綱則恐庶乎其不差矣。
享保十三歳次戊申臘月良辰
東武江城豊嶋郡隠士
神田白龍子叙 印 印

武用藝術論
大意

人は動物なり。善に動ざる時は必不善に動く。此念此に生ぜざれば彼念かしこに生ず。種々轉變して止ざる者は人の心なり。吾が心躰を悟て直に自性の天則にしたがふことは心術に志深く學の熟せるにあらずんばあたはざる所なり。故に聖人初學の士において専ら六藝を教て先其うつはものをなし此より修して大道の心法に熟ね入むことをはつし給ふ。幼年の時より六藝に遊ぶときは心主とする所あつて自鄙俗の辞氣に遠さかり玩物戯遊の此心を溢するなく放僻邪侈の此身を危ふするなし。外には筋骨の束を固くして病を生ずる事なく内には國家の備へを成つて其の様を徒しくせず達して心術を證する時は大道の助となる。一藝小きなりとして是を輕んずる事なかれ。六藝を以道とする誤りあることなかれ。

武用藝術論　巻一

[illegible]吾ありおもへらく古へ源義經の牛若丸といひし時鞍馬の奥に入て[illegible]山て[illegible]劔術の奥意を極めて後美濃の國赤坂の宿におゐて熊坂といふ[illegible]盗に[illegible]牛若一人にて大勢の悪盗ともを追拂ひ熊坂を討留給ふといひ傳へたり。我此道に志深く修行し年ありといへども未その奥意を極めずして其こゝろ充ざる所あり。我もまた山中に入僧坊に逢て此道の極則を尋へんと夜中ひとり深山の奥に入石上に座して観念し天狗をよぶ事數聲[illegible]かくの如くすれ共答る者なし。或夜山中風起つて物すさまじき折ふしけはさくも高くつばさはやしてけしからぬ姿なる者幾人といふこともなく雲中にてたゝき合其こゑおびたゞしく聞ゆ。暫くあつて杉の梢に座して一人の曰、理に形なし器によつて其用あらはる。器なければ其理見るべからず。大極の妙用は陰陽の變化によつてあらはれ人心の天理は四端の情によつてあらはる。劔術は勝負の事なりといへども其極則に及ては人躰自然の妙用にあらずといふ事なし。然ども初學の士にはかたに此に至るはかたし。故に古人の敎は形の自然にしたがつて縦横順逆のわざを盡し易簡にして殊る事なく筋骨の束ねを正し手足のはたらきを習はし用に當り變に應ずるのみ事に熟せざれば心剛なりといへども其用に應ずる事能はず。事は氣を以て修す。氣は心を載て形を使ふ者なり。故に氣は生活して滞る事なく剛健にして屈せざるを要とす。事の中に到理を含んで器の自然に叶ふ事の熟するにしたがつて氣融和し其ふくむ所の理おのづからあらはれ心に徹してうたがひなきときは事理一致にして氣收り神定まつて應用無碍なり。是いにしへの藝術修行

の手形なり。故に藝術は修練を要とす。事熟せざれば氣融和せず。氣融和せざれば形したがはず。心と形と二つに成て自在をなすことあたはず。

一、心一人曰、刀は切る物なり。鎗は突く物なり。此外何の所作をか用ひん。夫形は氣に從ひ、氣は心に從ふ。心動ぜざる時は氣動ずる事なく、心平かにして物なき時は氣もまた和して此にしたがひ、事自然に應ず。心にものある時は氣塞つて手足其用に應ぜず。事に心を住る時は氣此に滯つて融和せず。心を容て強む時は其跡虛にして弱し。意を起して活する時は火を吹立て薪の盡るがごとし。氣先だつときと緩きとする時は凝る。己を守り待て應ぜんとすれば見合せといふものにして、ようやくに己を容て一歩も進む事ゆはず。却て敵のために手せらるる。惑の中に惑ひ、疑の中に疑ひ、意にわたりて大に害あらんことを防ぎかしこに應ぜんとする中に無手にして健なる者にあふて扣立られ請ず。大刀になりて打出す事能はざる者多し。此れみな意にわたる故なり。かの無手なる者は應用の所作をしらず。こころを防ぎかしこを打むとする心もなく、生ぬ時たるすくやかなる者ゆへに何の煩るることもなく、人を虫とも思ふわざ心を容て強む事もなく、煩ることもなく、しまる事もなく、待こともなく、ひかふることもなく、うたがふ事もなければ動ることもなく、向ひたるまゝに思慮を用ることなく、心氣共に滯ることなし。是世間に稽する所の大形の無法者より氣の位は勝れたる所あり。然れども是を以て善とするにはあらず。彼は大水の推来る勢の如く滯りなしといへども暗くして血氣に任せて無心なるものなり。劍術は心躰自然の應用にして徒に形なく来るに跡なし。形ありて

あるものは自然の少用にあらず。僅に合にわたる時は氣に形あり。敵其形を有る所を打つ。心頭ものなき時は和して平かなる。氣和して平かなる時は闇達にして定る形なく、剛を用ひずして自然に剛なり。心は明鏡止水のごとし。意念わづかに心頭に横ける時は靈明是がために塞がれて自在をなすことあたはず。今の藝者心体不動の應用無碍自在なる所を知らず。意識の巧を用ひて未の事に精神を費し、是を以てなら得たりと思へり。故に他の藝術に通ずることを能はず。藝術は多端なり。ひとつくに是を修せば生涯を盡すべき事なり。

一、一人曰、刀は切るものなり。鎗は突物なりといふは勿論の義なり。然れども是理に過て事の用をしらざるものなり。切る事あり。突につく事あり。事の用をしらざる時は物に應ずる事偏なり。心剛なりといへども形背く時は中るまじき所へあたり、事の理違へば達すべき所へ達せず。吾子が言の如くば擇で精からず、詳ならず、たちへは將たる人我強勢を頼みて少しの遠慮なく危地に入て大敵と戰ふが如し。敵は好んで人の敗をうしなふものなればと思ふ。人を人にさせず不敗の地に立て敵を迎るの媒といふべし。應用流行活達自在の事は論ずといへども、かゝるようにては其本をはからずして其末をひとへにうすといふべし。明鏡も地金がすしければ曇くもりやすし。いかほど刀鎗の神妙を口にすれども石火の機の發すべき時間の末に發すとは射手形の志のみならず万藝万道皆こゝに在り。心体開悟したりとて禪僧に政を執らしめ、一方の大將として敵を攻むに豈よく其功をなんや。其心は虛勞妄想の蓄へなしといい

へども其事に熟せざる中へに用をなさず。且弓を引て矢を放つことは誰もしりたる事なれども其道に由らず。其事に熟せず、みだりに弓を引き矢を放つ時は能的にあたり堅きを貫くことあたはず。必其志正く、その形直く氣熟身に充て生活し、弓の性に情ふことなく弓と我と一体に成り、精神天地に満るがごとく引てやむところにみつる時神定つて念を動ずる事なく、無心にして発すれば遠く矢を送りよく堅を貫く。弓矢は木竹を以て作りたるものなりといへども我精神かねと一躰になる時は弓に神ありて其妙かくの如し。是意識の才覺を以て得る所にあらず。其理はかりがたく知べけれども心に徹し業に熟し修練の功を積むにあらざれば其妙を得る事能はざる所なり。内志正しからず、外体直からざれは筋骨の束ね固からず。氣熟身に満ざれば強を引てたもつ事あたはず。神定り氣生活する事なく、意の才覺を用ひて其道にあらず。力を以て弓を押し強を引く時は弓の性さからつて、弓と我と相爭つて二つになり精神相通ずる事なく、却て弓の性を妨げ、勢を騁ゆへに遠く矢を送つてかたきを脱ことをりたはず。

一、日用人事も亦かくの如し。志正しからず、行ひ直からざれば君に仕へて忠なく父母に仕へて孝なく、親戚朋友に信なし。人倫を敦厚み物とならび立つことあたはず。氣身体に充る時は内病を生じ心乱しく事に當りて惧るゝ事あり。恐する事あり、大義を立る事あたはず。物の性に情ふ時は人情多く。物と離れて和せざる時は爭おこる。神定らざる時はうたがひ多くして事決せず。念動する時は内おだやかならず。事を誤ること多し。

一、心動ぜざる時は氣動することなく、事自然にしたがふといふは理躰の本然より説下して其標的を示すのみ。事を修することは無用の費へなりといふにはあらず。理は上より説下し、修業は下より尋ね上ることは物の常なり。人心もと不善なし、性に離て情欲に牽れざる時は神困むことなく、物に接て應用無碍なる故に大學の道在明明德といひ、中庸には率性之謂道といふは其大本の上より説下して學者に其標的をしめすものなり。然ども凡情妄心の惑ひ深く氣質を變化して直に自性の靈明に加へることあたはず。是を以て格物致知誠意誠心の工夫を説き、自反慎獨の受用を説て修行の実地を踏ましむ。是事の熟せるをまつものなり。劍術も亦然り。敵に向つて生を忘れ死を忘れ、敵を忘れ我を忘れて念の動ぜず。意を作さず、無心にして自然の感に任する時は變化自在にして應用無碍なり。多勢の敵の中にあつて前後左右より切かけ突かけて此形はなくなれども氣収り神定つてすこしも變化することなく、手路の冠を正すかゝくならば豈手を空くして倒れんや。是劍術の極則なり。然れども此れに也代なくして直に登らるべき道にあらず。必す事に試み氣を練り、心を修し、困勉の功熟するにあらずんば此に至ることあたはし。吾子が言を以て初學を導かば頑空に成て心頭應物と心得情氣に成て和と覺る誤あるべし。

一、又吾子が剛健にして無手なる者といふは諸流に破るといふ兵法に似て少く異なり。彼は無方なし。破といふは氣剛健活達にして敵を脚下に踏みしき、鋭氣をも避す、虚をも窺はず一途に敵の本陣を志ざして大石の落たる如く切うむ

えいふ然れども無法にして氣の溢るゝときは事の功者にあふて表裏に踏るこゝあり。形の損得をも知らざる時はあやまちあり。切にも形にも習あり。守ておのれをしなはず。氣凝るこゝもなく生死を忘れ進んでうたがひ手なきものなり。氣を以やぶるあり。心を以やぶるあり。ともに一つなり。知恵一なりとされば破るこゝあてはず。此劍術の初門初學の入るべき道筋なり。但しも偏弱なる所あつて僅に破或する所なる時は此術行はるべからず。氣に修練あり。心に疑惑を去るの工夫あり。然れども只一偏の氣象にして心髓應用無碍自在の妙術にはあらず。此術に於て詳かに工夫を用ひ理明かに功積て鋭氣平かにならば無して水鏡に至るべし。初學より無物の工夫のみなさば骨を失ひ骨しらずふるはしし。

一、世間に大天狗と稱して高慢なるものあり。羽翼も甚だ見れず衣冠正しく座上にありて謂て曰、各々論ずる所皆理なきにあらず。古へは情篤く志親切にして事を勞すること健かにして屈する事なく、怠る事なし。師の傳ふる所を信じて晝夜心に工夫し事にこゝろみ、はしきことをば友に計ね修行熟して吉と其理を悟るゆへに内に徹する事を傳へて其の含む所を語らず。自聞るを待のみ是を引所不發といふ。吉て語らざるにはあらず。此間に心を用ひ修行怠せんことを欲するのみ。弟子心を盡して工夫し、自得する所あれば猶往て師に問、師其心に叶ふ時は是を許すのみ。師の方より發して教ゆることなし。唯藝術のみにはあらず。孔子曰一隅を擧て三の隅を反ふせざるものには復せずと。是古人の教法なり。故に學術藝術ともに惑にして篤し。今人情薄く志

し切ならず。少壯より勞を厭ひ簡を好み、小利を見て速かにならんことを欲するの所へ古法の如く教へば修行する者あるべからず。今は師の方より途を啓て初學の者にも其極則を說聞せ其歸着する所をしめし猶手を執て是をひくのみ。かくの如くしてすら猶退屈して此着多し。次第に理は高上に成て古人を足らずとし、修行は薄く居ながら天へも上る工夫をするのみ。これまた時の勢なり。人を導くは馬を御するが如し。其邪にゆくの氣を抑へて其のみづからすむの正氣を助るのみ。また強ふることなし。事に心を住むる時は氣此に滯つて融和せず、末を逐て本を忘るゝと云ふは可なり。一向に捨て修すべからずといはば不可なり。勢は劍術の用なり。其用を捨てば体の理何によつてかあらはれんや。用を修するによつて体を悟ることあり。体を悟て用の自在なることあり。体用一源顯微間なし。理は頭に悟るべけれども事は習熟にあらざれば氣凝て形自在ならず。事は理に因て生ず。形なきものは形あるもののことなり。故に氣を以て事を修し、心を以て氣を修するは物の序でなり。然れども事習熟して氣おさまり神定まれることあり。尋人の掉をとつて舟を走ること大路を走るが如し。かれ何の工夫をやなさんや。只水に習熟して大水に入ても死せざることをしる故に神定まつて此自在をなす。樵夫の重き薪を荷つて細きそわ路を傳ひ、瓦師の天守に登つて瓦を穀く皆其事に習熟して疑ふことなく、惧るゝことなし。かるがゆへに神定つて自在をなすものなり。劍術も亦然り。此藝に習熟して心に徹し事にらゝろみて疑ふこゝなき時は氣活し神定つて變化應用無碍自在なり。然れども此までは氣の修練にして自ら知るこ

となり、物むことあつてしかり。故に言を以て論ずべし。彼の無心にして自然に應じ往に形なく來るに跡なく、妙用不測なる者は師も傳ふることあたはず、第子も習ふ事能はず。自修の功積てわれ良能を造し自知の德実正、我良知を明かにすれば一旦豁然として貫通し、初學より學する所の審辨迷思の勤の表裡精粗か刀鎗の鋭鋒合の應用に神妙自在なり。人一度して能すれば己十度し人百度して能すればおのれ千度するの鈍根に家業を墜とさず。君命を辱しめずといふ、大義あれば異といへども必強迫あれば何ほど無器用人も成熟せずと云ふ事なし。參は魯を以て道を得るとは是なり。心体の感通思ふて得べき所に非ず。聞て知るべき者に非ず。師も傳ふる事あらず。自修の功積て自然に得るのみ。師は其道脈を傳ふる迹也。容易に論ずべからず。故に世に稀也。

一、問て曰、然らば我如き者の修して得べからざるの道か。曰、何ぞ得べからざらん。聖人にさへ學びて至るべし。況んや劍術の一小藝をや。夫劍術は大体氣の修練なり。故に初學には事を以て氣を修せしむ。初學より事を離れて氣を修する時は空にしてこゝろむべき所なし。氣を修することは熟して心に達すべし。此間の遲速は生質の利鈍によるべし。心の妙用を知ることは易く、おのれに欲して變化自在をなすことは難し。劍術は生死の際に用るの術なり。生を捨て死に趨くことはやすく、死生を以て二つにせざることは難し。死生を以て二つにせざるものよく自在をなすべし。

問然らば禪僧の生死を超脱したる者は劍術の自在をなすべきか。

曰、修行のことは異なり。彼は輪廻を厭ひ、定域を期して初のまりかをたつことを以て生死を脱却したるものなり。故に多勢の敵の中に在て此形は微塵になるとも念を動ぜざる事は善くすべし。生の用はなすべからず。唯死を厭はざるのみ。

一、問人死生一貫といふは是に異なり。生は生に委せ死は死に任せて此心を二つにせざる在所に隨つて其道を盡す。是を以て自在をなすものなり。

一、問生死に心なきことは一なり。然るに彼れは生の用をなさず、此は自在をなす事ものは何ぞや。

曰、初めより心を用る所異なり。彼は哀成を主として生の用に心なし。唯死をよくするのみ。故に生の用においては自在をなすことあたはず。聖人の學は死生を以て二つにせず。生にあたつては生の道を盡す。死に當つては死の道を盡す。一毫も意を作し念を動ずることなし。故に生においても自在をなす事能はざるなし。死においても自在をなす事能はざるなし。人間世を以て夢幻泡影とす。故に生の道を盡すを以て生に善しとし、此營をなすを思へり。かれ平生の形相を以ても見ることを嬰兒の戯樂を見るが如く思へり。平生捨て用ひざるの劍戟何ぞ此に見ること嬰兒の戯樂を見るが如く思へり。平生捨て用ひざるの劍戟何ぞ此に心あらん。只死に當つて生を惜まず、一切所變世間みな心の所変なるを知るのみ。

一、問古來劍術者の禪僧に達して其極則を悟りたる者あるは何ぞや。

曰、禪僧の劍術、極則を悟りたるにはあらず。只心にもなき時はよく物に應ず。生を愛惜する故に却て工を苦しめ、三界窠窟の如く一心顛動する時はこの生をあやまることをしめ一のみ。彼多年此藝術に志し深く寢席を安んぜず、氣を練り事を盡し、勝負の間に於て心猶いまだ開けず。憤満して年月を送る所へ

禪僧に逢て生死の理を聞て心たちまちにひらけ神通すり、たのむ所をはなれて此自在をなすものなり。これ多年氣を修し事にこころみて其うつはものをなしたるものなり。一旦にして得るにはあらず。禪の祖師の一棒の下に開悟したるといふも此に同じ。倉卒の事にあらず。藝術未熟の者名僧知識に逢たりとて開悟すべきにあらず。

武用藝術論　巻一

武用藝術論　巻二

一、一切の藝術皆下つかひ、茶碗まはしに至るまで事の修練によつて上手をなすといへども其奇妙をなすはみな氣なり。天地の大なる日月の明かなる四時の運行寒暑の往來して萬物の生殺をなすものみな陰陽の變化に過ぎず。其妙用は言説の盡す所にあらず。万物其中にあつて其氣を以て其生を遂ぐ。氣は生のみなもとなり。此氣かたちを離るる時は死す。生死の際は此氣の變化のみ生の系をしる時は死の終る所を知る。生死の道に明かなる時幽明鬼神通して一つなり。かるがゆへに今日動くと雖ども生に在ても自在なり。死にあつても自在なり。佛家には再生流轉の惑れあり。かるが故へに造化を以て幻妄とし、意を断ち識を去て不去不來の立にかへるを以て成佛とす。聖人の學は再生輪廻のおそれなし。化に乘じて盡られに歸するのみ。氣を修する時は自らこれをしる。

一、生死の理は知りやすき所なれども、此生にしばらくの名殘のみ。是を迷心といふ。この迷心妄動する所に神くるしんで常に大患をきることを知らず。

一、問、其極則に於ては我得て聞くべからず。願はくは修行の大略を聞かむ。

曰、道は見るべからず。聞くべからず。其見るべく聞くべきものは道の跡なり。其跡によつて其跡なき所を悟る。是を自得といふ。學は自得にあらざれば用をなさず。叙術小藝なりとはいへども心然の妙用にして其極則に及んでは道に合す。我未だ自得に到らずといへども、ひそかに聞くことあり。其の聞所を以てしばらく汝に語らん。汝妄聽せよ。耳を以て聞くことなかれ。夫心を載て形を御するものは氣なり。故に一身の用は全く氣是を掌どる。氣の靈是を心といふ。天理を具へて此氣に主たるものなり。心体もと形声色臭なし。氣に乘じて用をなす。上下に通するものは氣なり。權に思ふことあれば氣にわたる。心の物に觸て動く是を情といふ。思惟性來する是を念といふ。心感のまゝに動いて自性の天則に率ふ時は靈明始終を貫いて氣の妄動なし。たとへば舟の流れに從かして下るが如し。動といへども心然の跡なし。是を動而無動といふ。凡人は生死の迷根いまだ断せず常に陽伏して靈明の蓋となる。故に喜怒哀樂未発の時は頑空にして濁水を悲へたるがごとし。一念權にうごく時はかの陽伏の者起り、情慾妄動して我が良心に迫る。洪水に逆上つて舟を棹すがごとし。波あらく舟動いて内安きことなし。氣妄動する時は應用自在ならず。劍術は勝負の事なり。初學より生死の迷根を断つを以て要とす。然れども生死の迷根徹かには断ちがたし。故に生死の理に於て心を盡し、氣を練り勝負の事に誠み、此の間に於て工夫怠らず。殺身修行して事熟し氣おさまり其理心に徹してうたがふ事なく惑ふことなく、此一路に於て靈明塞がる所なき時は此念此に動ずることなし。此念動かざる時は氣は靈明に從つて潛通流行心を載せて滞る

ことなく、変ずることなく、其形を御すること無碍自在なり。心の感に隨て應用の速やかなる事、戸を開いて直に月のさし入るが如く、物を拍て直に声の應ずるがごとし。勝負は應用の跡なり。我に此念なければ形に此相なし。相は念の影にして形にあらはるゝ者なし。形に相なければ向て敵すべきものなし。是を敵もなく我もなしといふ。我あれば敵あり。我なきが故に来る者の善惡邪正一念の微に至るまで鑑にうつるがごとし。我より是をうつすにはあらず、かれもて移るのみ。成德の人には邪を以て向ふことあたはざるがごとし。自然の妙なり。若我より是を移さんとせば此れ念なり。此念我を塞ぐが故に氣滞って應用自在ならず。不測の妙用思はず高きずして来往神のごとくなる者是を劔術悟入の人といふ。

一、然れども鼻高く喘あり、翅あり、故に他の事に於ては靈明塞る所ありて、心の應用自在をなすこと能はざるものは、始より偏へに此一に志して心を修し氣を錬る事こゝにあり。其他の事は疾痛身に切なるをも忘れ、物耳目にふれども眼を開て見る事なし。況んや心を留むるや。故に此事は修し得て明かなれども廣く取て他に用ることあたはず、明の及ぶ所限りあればなり。たとへば燈を箱の中に置て一方を開くが如し。其開きたる方は照らせども其他は光およぼす少しく他に通ずることある者は其傍光の影なり。故に全き事あたはず、初はわづかの穴を見付て、其穴を力を用ひてほりあぐれば修行の力にて次第に穴大きくなりて照す所も大也。若天地万物を以て打太刀として修行し此箱を打破らば四方八面明かになり、心体の應用無碍自在にして、富貴貧賤患難困苦の大

敵前後左右より取巻といふとも一毫も動念なく圍を以て蠅を拂ふがごとくみな前に平伏して頭を出す者あるべからず。此に至て鼻も平かになり翅なくとも飛ぶ自在をなすべし。

一、凡て一藝に達したる者は常に心を用ふる故に道理には曉きものなり。然れども若し我藝に專らなる故に此に私して道に入がたし。偶學術を好む者ありといへども藝術を以て主とし、道學を以て客とする故に、聞所の深理みな藝術の奴となつて廣く用をなすことあたはず。況んや心術を動くることあらんや。藝術を修するもの此所を自得せば日々修する所の藝術我が心を助けて其本然の妙用を證すべし。是に於て藝の術もまた自在を得べし。然れども初より就する所の一念格がたきものなり。學術藝術共に只この私心をさへ去れば天下我を動する者なくして應用無碍自在なり。私心は金銀財貨情欲偽巧の類のみには あらず、不善にあらずといへども一念偏に就すれば少しく身体をふさぎ、大に就るものは其業の上に於ては私心の己をふさぐ。藝術に達すれば大に心躰をふさぐ。身体應用の間に試みてしる事なし。心術を修する者といへども理は須に知るとすること明かに知るといへども廣くやすく、一念隱微の間は修し難きものなり。心術を修するものも我なり。藝術を修するものも我なり。此心二つあるにあらず。此ところまた熟思すべし。

一、今事熟し氣和し、勝負の利を試みてうたふことなく、惑ふことなく、神妙つて自在をなすもの多し。其妙用神の如し。とへども未だたのむ所あることを免かれざるものは舟人の舵を走り、瓦師の寸に登つて瓦をしくがごとし。是

を兵法の上手といふ。

一、問、如何にして今藝術を以て道學を助けん

答、心は性情のみ性は心躰の天理寂然不動にして色もなく形もなし。情の動く所に因て邪あり正あり。善あり悪あり。是を學術といふ。其是を知は何物ぞや。即ち自性で天理人欲の分るゝ所をしる。是を學術といふ。其是を知は何物ぞや。即ち自性の靈覺己に具つて欺くべからず。誣ふべからざるの神明是を知といふ。世間の小知才覺をいふにはあらず。小知の才覺は意識の間に出づ。意は心の知覺なり意識も本靈明に因るといへども情の好悪にふれて発するが故に意にも亦邪あり正あり。善あり悪あり発して好悪の情を助けて私のたゝみをなす。是を小知といふ。自性神明の知は情の好悪にかかはらず純一にして其理の照らす所私なし。故に善もなく悪もなく唯明らかなるのみ。意識是にしたがはしむ。情心体を用ひざる時はよく情を制して就滞なく、心躰の天則にしたがつて好悪の就滞なく、恐懼の動念なき時は意識神明に和して知の用をなす。此に至つて意識の跡なし。是を安意といふ。もし情欲をたすけて是かために巧をなし、偽をなし、種々轉變してやまざる時は我が心躰を係縛し、我靈明を塞ぐ是を妄心といふ。凡人は情欲、心の主となるが故に、この妄心の爲に轉動せられて我が神を困しむることを知らず。故に學術は此妄心の惑を拂ひ去り我が心躰の天理を認めしり其靈明を聞き其天則にしたがふて小知の作爲を用ることなく物はものに任せて物の爲に役せらるゝ事は來るに任せて求むることもなく厭ふこともなし。故に終日思惟すれども私無きが故に心を累は

すことなく、終日事に當れども神を困むることなし。命に委ね義に決して疑ふことなく惑ふことなし。我心の誠を立て一毫も志しを曲ることなく害を避んがために偽巧を用ひず。利を得んとほつして小知を事とせず。生は生に委せて其道を盡し、死は死にまかせて其歸を安んず。天地変動すれども此心をうばはるゝことなく万物掩ひ來れども此心を驚さるゝことなく、思て就滞せずこたるゝことなく、然然として居て爭ふことなく、迫ることなく、初學より此志しを立て應接の間耳目にふるゝ所の者を以て心を修する器物とす。理に大小なし、劍術の極則も亦此に過ぎず。故に其藝術に於て修する所の業を以て内に省み日用常行の間に通して心術を證せば藝術も亦内に徹して相助け相養ふて其益大なるべし。深きより深きに入、卑きを踏て高きに登る。是古へ藝術を以て道學を助け、此を修して彼を得るの手段なり。かく云藝術も理談に落るやうにて若輩の人理をは替へて業をつとむるに怠りなん。夫の藝とも用にたらず學術も孝悌忠信仁義禮智のわざをば遠しして我固有の道となる時は万事天則に叶ふ。是を至る所に至るといふ。劍術童部生立長短緩急の業か我固有と明れば應事接物に滞る所なくして勝負天の處に叶ひて常に必勝也。其心勝になり至る所に至る場合から事理が明かになりて富貴貧賤或武患難は動搖せらるゝ自由三昧にて欲する所施をこへず。といふ。若し年五十以上手足のはたらき自在ならず或は病身又は公用に暇なくして其事を務むる事あたはず武士の職なれば心を用ひざるもおのれに快よからず。たとひ手足は叶はずして勇べは

二つになるとも此心の二つにならざる所を修せんと思はゞ、前に論ずる所の志を立、我心の變せざる所を修して生死一貫の理開け、天地万物我に得るものなくば床に臥しながらも公用は勿論、辻番火の廻りを勤めながらも心に移る所耳目にふるゝ所の物を以て打太刀として心の修行はなるべきことなり。聞暇あらば藝術に達したる人にあふて其事を習ひ其理を聞て心に證し、敵に向ふ時は我がなるべき程のはたらきをなして死を快くせんのみ。何ぞ愛る事があらん。士たるもの唯志しの折けざるを要とす。形には大小あり。強弱あり病身あり、公用しげき者あり、皆天のなす所にして、我が得て私する所にあらず。唯志は我にあつて、天地鬼神も是をうばふことあたはず。かるがゆへに形は天のなす所にまかせて、我は我がこゝろざしを行ふのみ。小人は天の爲す所をうらみて、我がする所を憂ひて努めず。天に仕する所は、我が知力の及ばざる所なり。其の知力の及ばざる所を憂ひて我が神をくるしむるものは愚なり。

一、問、我に多子あり。年未だ長ぜず。劔術を修すること如何して可ならむ。

曰、古へは洒掃應對より大藝に遊んで後、大學に入、以て劔術をあらはす。孔門の諸賢もみな大藝に長じて道學を證する人多し。年未だ長ぜずして事理に通達する程の力なき者は小知を先にせず、師にしたがつてさし當り用の足る所として事を努め、手足のはたらきを習はゞ筋骨を強ふし其上にて氣を練り心を修して其極則を窺ふべし。是修行の次序なり。二つ楽の木は柱に用ふべからず。たゞ添木を立て曲らざる樣にやしなふべし。たゞ幼年のはじめより志し邪に往かしむべからず。志邪にゆかざれば戯遊の事をいふとも邪なきものなり。

心邪なき時は正を害するものなし。天地の間用をなさざるもの少なし。邪を以て害するが故に其性を害ふて用をなさゞる人心もと不善なし。唯有生のはじめより つねに邪を以て養ふ故に習して不善に陷る。邪は人欲是が根となる。小人はたゞおのれを利するを以て心とする故に己に利あれば邪なれども其邪をしらず。己に利あらざれば正なれども其正を知ることなし。みづから其邪正をわきまへ知らず、況んや其のよつて分るゝ所をしらんや。故に學術は人欲の妄動を抑へ、心体天理の妙用を見て邪正の由て分るゝ所を審かにし、其妄心の邪をしりぞけ自性の本躰を害することなきのみ。天へ上ることにもあらず、地にくゞる事にもあらず。邪しりぞく時は天理ひとりあらはる。邪少しくしりぞけば天理少しくあらはれ、大に退けば大にあらはる。みづから心に誠み知るべし。劔術も亦然り。もし初學より何の辨へしる事もなく無心にして事自然に應じ柔を以て剛を制す。事は末なりといひて頑空陸氣になりて足もしのことをしらずんば現世後世ともに取失ふべし。

武用藝術論　巻三

慶應二歳寅正月　日

北畑氏　市右衛門

武用藝術論　巻三

一、問、何をか動いて動くことなく静かにして静かなることなしといふ。

曰、人は動物なり。動かざることあたはず。日用人事の應用多端なりといへども此心物の爲に動かされず無欲無我の心躰は泰然として自若たり。劔術を以

て語らば多勢の中に取籠られ、右往左往にはたらく時も生死に決して神定り多勢のために念を動ぜざる是を動いて動くことなしといふ。汝馬を乗る者を見ずや。善く乗る者は馬東西に馳すれども乗者の心泰かにして忙しきことなく、形静かにして動くことなし。外より見ては馬と人とつくりつけたるが如し。たゞかれが邪氣をおさへたるのみにて馬の性に悖ふことなし。故に人鞍の上跨て馬に主たりといへども馬是に従うて困しむことなく自得して往く。馬は人をわすれ、人は馬を忘れて精神一躰にして相離れず。是を鞍上に人なく鞍下に馬なしともいふべし。是動いて動くことのなきのかたちにあらはれて見易きものなり。未熟なる者は馬の性に悖つて我も亦安からず。常に馬と我とはなれていきかふ故に馬のはするにしたがひて五躰動き心忙しく馬も亦疲れくるしむ。或は馬書に馬のよみたる歌なりとて

打込てゆかんとすれば引とめて口にかゝりてゆかれざるなり。

是馬に代りて其情を知らせたるものなり。唯馬のみにあらず。人を使ふにも此心あるべし。一切の事物の情に悖ふて小知を先にする時は我も忙かしく人も困むものなり。何をか静かにして静かなる事なしといふ。喜怒哀楽未発の時心躰空々として一物の蓄へなく、至静無欲の中より物来るにしたがつて應じて其用きはまりつくることなし。静かにして動かざる者は心の体也。動いて物に應ずる者は心の用なり。体は静かにして衆理を具へて霊明なり。用は動いて天則に従ひて万事に應ず。体用は一源なり。是を動いて動くことなく静かにして静かなることなしといふ。劍術を以て語らば劍戟を見て敵に向ふ。渟然とし

て意をとゞめることもなく惜むこともなくとゞまらんかくやと思ふ念もなき中より敵の来るに隨て應用無碍自在なり。形は動くといへども心は静かの体を失はず静かなりといへども動の用を缺かず。鏡体静かにして物なく萬象来る移るにまかせて其形をあらはすといへども去時は影を留むる事なし。水月のたとへに同じ。心体の霊明も亦かくの如し。小人は動く時は動くにひかれておのれを失ひ、静なる時は虚空になりて用に應ずることなし。

一、何をか水月といふ。　曰、流義によりて色々義理を付ていへども畢竟無心自然の應用を水と月と相うつる所にたとへたるものなり。廣澤の池にて仙洞の御製に「うつるとも月もおもはず、うつすとも水も思はぬ廣澤の池」此の御製の心にて無心自然の應用を悟るべし。又一輪の明月天にかかつて萬川各一月を具ふるが如し。光を分て水にあたるにはあらず、名なければ影なし。亦水を待てはじめて月に影あるにあらず、萬川にうつる時も一水にうつらざる時も月に於て加損なし。又水の大小を云らぶることなし。是を以て身躰の妙用を悟るべし。水の清濁を以て語るは末なり。然れども月は形色あり。心には形色なし。其形色あつて形色なきものの譬とす。一切のたとへみなしかり。譬に執して心を蟄することなかれ。

一、問、諸流に後心をいふ事あり。不審、何をか我心といふ。　曰、事にひかるゝことなく心躰不動の所をいふのみ。心躰不動なる時は應用明らかなり。日用人事も亦然り。打あげて邪法の底まで打込といふとも我はもとの我なり。故に前後左右無碍自在なり。心を容て我すにはあらず。心を我す時

は二念なり、又身体明らかならずして心と容れずといふばかりならば盲打盲突といふ者也。明はム躰不動の所より出ず。只明らかに打ち明らかに突くのみ。是等の所かたりがたし。あしく心得れば大に害あり。

一、諸流に先といふことあり。此亦初學の爲に鋭氣を助け、怯氣に答の言なり。実は身体不動にしておのれをうしなはず。浩氣身体に充る時は毎も我に先あり、人より先へ打つけむと心を用ふるにはあらず。翠竟劍術は生氣をやしなうて死氣を去るを要とす。懸の中の待つ、待の中の懸といふもみな自然の應用なり。初學のためにしばらく名をつけたるのみ。動いて動くことなく、靜にしてしづかなることなしといふの意なり。初學の者は氣の剛柔、事の應用を以て語らざれば因るべき所なし。故に其所に就て名を付教ふるのみ。然れども名を付る時は名に失して其大本をあやまり、名に付ざれば空にして取認なし。兎にも角にも其大意を識得せざる者には語るべきやうなし。一切の事みな然り。故に物の師をするもの其人に非れば秘して安りに語らざるも亦宜也。其大意を識得すれば見ること聞くこと直に今るものの也。

一、前に論ずる如く一身の動靜は凡て氣の作用なり。而して心は氣の靈なり。氣は陰陽清濁のみ。氣清きものは活して其用輕し。濁るものは滯つて其用重し。形は氣にしたがふものなり。故に劍術は氣を修するを以て要とす。氣活する時は事の應用かろくして疑に、こ易時は一事の應用重くして遲し。氣は剛健を尊ぶといへども偏に剛を用て和なき時は折けて其用行はれず、倚るものは其跡虛にして用をなさず。用は和を尊ぶといへども中に剛健の主なき時は流水にして弱にな

る。弱と柔と異なり。柔は生氣を含んで用をなし、弱は一向に力なくして用をなさず。休と靖とまた異なり。休は生氣を離れず、靖は死氣に近し。しまる者は氣のよる所あつて解がたきもの也。念に因てしまるあり。陰氣みづからしまるあり。凡氣の由所あれば用に應ずること速かならざるものなり。故にしまる氣は事の應用遲し。古來文武に二道なし。眞の儒學に近したる人は云すもの武道は明かなるものなり。此道小智の才覺にて知るべき事ならず。汝耳を洗て慥に聞くべし。走はいたり氣は次をいふ事あり。凝滯する者の不及事也。又浮足する志のなら始事なり。敵が打たんを思ふ心が我太刀先にぴつたりと移ると間に髮を容れず、ふみこむの志なり。生もなく死もなく敵もなく我もなくて天地に充て思はずなき丈志がとゞく。是氣なり。氣は清くして軽し。形は濁て重し。故に氣は勝負になり、形は跡に残る。只浮足の氣は先だつて消一業の應用深く陽にして根なし。軽くして深ひなきものなり。枯柴の風に散るが如し。凝滯する者は濁氣のみづから重きに ひかれて應用の遲きものなり。凝者は氣偏に聚り固く鎖して形をなし、止まつて動かざるもの也。故其應用いよ〳〵遲し。水の凍りて融和せざるが如し。是も亦念の凝、氣の凝あり。念といふも氣なり。しることあるを念といふ。しることを無きを氣といふ。みなみづから試みてしるべし。

一、剛柔變化して自在なるものは應用無碍也。唯劍術のみに、あらず學術といへども剛柔の剛柔變化自在なる所を修し得ざれば心の妙用をあらはすべし。心体の妙用は遲なくして語るべからず。故に劍術は氣を以て修して心体の照す所をしる。學術は心を以て修して氣の變化妙用をしる。然れども、理を以て意識の間に

知るのみにして身に修し得ることなき時は心氣の停にして其用をなさず。劍術者は氣を修するといへども只劍術の應用の所にのみ修するが故に心の靈覺もまた其一方にのみ達して日用常行に及ぶことなし。心氣もと一体なり。おのれに試て其大意を識得せば修行未熟なりといふとも分に應じ益あるべし。

一、諸流ともに其極則に及んでは一なり。流義〳〵は先覺の人の修練して吾が入るきと思ふ門戸より導くのみ。然れども其道すがらの風景を愛し此に住して自ら是とするもの多し。是を以て其の末々の流義多端にして互に是非を爭ふと見へたり。其極則は是非の爭ふべき事なし。其中途の風景は皆是識の間の見のみ。其大本は二つもなく三つもなし。別るゝ時は善惡あり。剛柔あり。長短あり。其末々に至つては論じ盡すべからず。吾が知る所人は知るまじと思ふは愚なり。我に靈明あれば人も亦靈明あり。豈おのれ一人知るあつて天下みな愚ならんや。故に隱すことはなきものなり。學術といへども亦然り。老佛莊列巢父許由の徒も無我無欲の身体を見ることは一なり。故に一毫の私念に頭を係縛するものなし。只其見る所風景異なり。故にわかれて異學となるのみ。聖人の道は天を載き地を履んで山河大地遺すことなし。夫婦の愚不肖も與り知るべく能行ふべし。天下仁義に明せざるものなく孝悌忠信を誹る者なし。天竺佛氏の風景のよく及ぶ所にあらず。天地万物の大本上より見下すが故なり。異學の徒もみな聖人の別派なり。大道に背くことあたはず。

一、問、清濁は陰陽なり。何ぞ唯清を用ひて濁を去るや。

曰、濁を用ふる所あり。然れども劍術は其用の速かなるを貴ぶ。陰陽はなくて叶はず。只其清を用て濁の重きを用ひざるのみ。物を乾かすには火を用て水を用ず各其用にあるのみ。心の聰明知鈍も亦氣の清濁のみ氣清きものは自性の靈覺通ずるものなり。質おのづから聰明なり。心体もと虛靈にして昧きことなし。唯濁氣其靈明を掩ふが故に愚をなし。痴をなし。鈍をなす。昏くして理に通ぜざる是を愚といふ。滯つて遲き是を鈍と云ふ。濁氣甚だ重く共渣滓にひかれ、念住まつて暗中に迷妄し、思ふ所を捨ることあたはず。おのれにも決せず、人にも從はず常に苦しんで止ず。是を痴といふ。凡人の生質千差万別なりといへども皆濁氣の淺深厚薄のみ。心は氣の靈なり。此氣の在るところ靈あらずと云ことなし。此氣なければ此靈なし。又人の船に乘て水を渡るが如し。風烈く波あらき時は舟風にしたがひ、波にひかれて其ゆく所をしらず。人舟中に在て安きことなし。濁氣妄動して心の靜かならざる象また如し。風やみ波靜かなる時は始にかへつて乘くやすきことを得たり。人心の邪をなし、身を危ふするみな濁氣の妄動のみ。其大本は欲の巖穴より吹出す所の大風なり。欲もまた濁氣の偏れる又偏屈にして情のこはきものは陰氣の凝固て力あるなり。心曉らくとりとめなきものは陽氣の根なきなり。惧るゝ者は氣の餘て体に充ざるなり。心の決せざるものは氣の弱にして定まらざる也。亦痴に近し。是等は皆濁氣の病なり。又聰明にして篤実なる者は陰陽和して欠闕なきものなり。知明敏にして行篤実ならざるものは清陽の氣勝て陰精の薄きなり。行篤実にして知明敏ならざる者は陰精の勝て清陽の氣薄き也。陰中の陽、陽中の陰、其中の過不及浅深

要薄千差万別論じ盡すべからず。類を推して細に察する時はみな陰陽清濁に漏ることなし。上は天地の大より下は蠢動の微物までも陰陽の氣充されば其形の用を成すことあたはず。今ここには其大略を語るのみ。

一、何を以てか此氣を修せん。　曰、其濁を去るのみ。濁は陰陽の氣は生々變化して天地萬物の大本なり。濁は陰氣の渣滓なり。渣滓は止つて活せず。陽の助けを得て動く故に其用おもくして遅し。清水に泥を加ふる時は忽濁水となるが如し。既に濁水となる時は物を淨むることあたはず。物に洒げは却つてものを垢す故に學術は良知の明を以て氣の濁を去るのみ。濁氣去る時は氣生活し、心躰ひとりあらはる。迷心直に本心となる。此心二つあるにあらず。

一、陰陽もと一氣なりといへども、すでに分るゝ時は其用千差万別の異なるあり。其用の異なる所を見て其本の一なる所を知らざれば道行はれず。道に試て審の一なる所をしらざる時は公道明かならず。其本かに工夫すべし。言説の盡す所にあらず。今木の葉天狗をも心体に通じて解せざる故に有むの速を以て論ずるのみ。　此心の氣中に存する魚の水中に游泳するが如し。魚は水の深きによつて自在をなす。大魚は深淵にあらざれば游泳することを能はず。又水涸るゝ時は魚困しみ水盡る時は魚死す。心は氣の剛健によつて[illegible]をなす。氣乏しき時は心逸なり。この氣つくる時は心無に歸すかが故に水動く時は魚おどろき氣うごく時は心おだやかならず。

一、勝負の事にかぎらず一切の事天にまかすると運にまかするとの異れることあり。劍術は常に勝負の理を究め、人事は其當然の義理を盡して私の巧を用ひ

ず。爲して頼まず、思ふて執滯することなき是を天にまかすといふ。人事を盡すべき所則ち天にまかするなり。百性の農業をつとむるが如く、耕し種まき芸て[illegible]の長ずべき道を盡し、洪水旱魃大風は我力の及ばざる所是を天に任すなり。人事をも盡さずして天に任すといふ分にては天道を取給ふべからず。只自然に成る所を期、是を運に任するといふ。但しさしあたり迷ふて決斷せざるものには運に任せよといふこともあるべし。

一、問、心躰は言を容るべからず。只七情の動く所、喜の知覺する所、度用の際に於て曰、心躰は形色声臭なし。妙用は神にして測りがたし。

其過不及を制し、私念の妄動を去り自性の天則に從はしむるのみ。其手を下す所は良知の發見による。何をか良知といふ。心体の靈明、是非邪正を照して天地神明に通ずるもの是を知といふ。凡人は濁氣の妄動に掩はれて其照し全からず。一念發して是を知り非をしらず。人の識あるに感じ、みづから不善をなして内に快まからざることを知るもの是なり。其情にうごいては惰惨惻隱の心生じ親を愛し、子を愛し、兄弟相親んで己むべからざるもの是を良心といふ。其良知を信じて此にしたがひ、其良心を養ふて私念を以て害することなき時は濁氣の妄動おのづからしづまり、天理の靈明ひとりあらはるべし。私念はおのれの心を利するにもつぱらなる時は人に害あるをもかへりみず、終におのれをもなし悪をなし、身を亡ぼすに至る。心を修するとは二事にあらず。故に孟子浩然の氣を養ふの論たゞ志を持するにあつて別に養氣の工夫なし。

一、問、佛家に意識を悪み去る法何でや。

曰、佛法の工夫は吾しらず。意識はもと智の用なり。悪むべきものにあらず。只情を助けて本体をはなれ、みづからもつぱらにすることを悪むのみ。意識は士卒也、志氣は將也、何を以て意識を士卒と云ふ。今三軍郊野に戰はんに敵の物頭以上の首を斬る事多ければ、我軍勝を取る。其多くの首を持つ一人しては取事ならず、士卒が志付力を分取して功をなす。其の功の取る樣にするは將也、學術藝術も精微に妙達するは士氣なり。下學して上達するは聖人の教なり。其下學して上達する長途にて種々の風景險易を越す時微細に意識を用てこれを越ざれば上達せず。其風景險易に止り安き故に意識を去れと云ふとも意識にあらざれば志氣を達しがたし。將の暗弱にして勢なき時は士卒將の下知を用ひず。みづから事らにして私の謀を用ひ私のはたらきをなして陣中和せず。妄動して備へ騒ぎ終に敗軍の禍を取る者なり。此時に當つては將如何ともすること能はずといへども意識みづからあたはず。古より大軍の騒ぎ立たるは鎮むること能はずといへども意識みづから事らにして情欲を助け妄動する時はみづから其非をしるといへども制しがたきものなり。是意識の罪にはあらず。將智勇あつて法令明らかなる時は士卒將の命を慎しみて私のはたらきをなさず。下知にしたがつてよく敵を破り備をかたくして敵のために破らるゝ事なし。是士卒のはたらきゆへに大功を立るなり。然らば意識も心体の霊明にして知覚のはたらきをなし、みづから事らにするの私なくんば知の用をなして國家の政を助く。何で意を悪むことをせん。聖人の教といふは意みづから事らにする

ことなく、知覚なる自性の天則にしたがひて意の迹なし。故に毋意といふ。

一、問、古へは氣の剛強活達を主として生死をかへりみず、力を以て能ふと見へたり。莊子說劍の篇に鬪鷄を養ふの論あり。全く是劍術の極則なり。然れども莊子劍術の爲めに論するにあらず、只氣を養ふの成熟を論ずるのみ。理に二つなし。至人の言は万事に通ずるものなり。心を付れば一切の事みな學問なり。劍術とも云べし。和朝の古き劍術の書を見るに皆て高上の論なし。只輕業早業の術を習ふと見へたり。多くは天狗を以て祖とす。惟ふに生得の勇はみな其身に備つて語るべき所なし。只業を習ひ氣を修して其内にて生得の勇を養ふと見へたり。かるが故に論ずべきことなし。今世間文明に成て初學より玄妙の理を論ずといへども猶り物の如くにして其実は古人に及ばざること遠し。學問も亦然り。

一、問、劍術は心躰の妙用なり。何で秘するや。

曰、理は天地の理なり。我が知る所天下何ぞ秘せざれば初學の者信あらず。是おしゆるものの一つの方便なり。故に秘するこゝはみな業の末なり。極意にはあらず。初學の者何の辨へもなくみだりに聞あしく心得てみづから是とし、人にかたる時ばかへつて害あり。かゆがゆへに其得んすべきものならではおしへすると見へたり。其極則に至つては同門にあらずといへども廣く語りてかくすべき事なし。秘するゝ事なし。方便なり。未熟の者に秘して教へ、一旦の勝を取る氣魂を助くるも備てあるべし

一概には論すべからず。一切の事正道にかくすことはなきものなりといへども言の偏と害になることあるをば品にすべし。劔術の事に於て心を用へば邪正真偽を精しく辨へしり、是を日用應接の間に、武ム邪は正に勝つことあたはざる所をよく自得せば是ばかりにても大なる益なるべし。

一、心は明かにして塞ることなきを要とす。心氣はもと一躰なり。分けて云へば火と薪の如し。火に大小あり、薪に足なれば火の勢ひ盛ならず。薪濕る時は火光明かならず。人身一切の用はみな氣のなす所なり。故に氣剛健なる者は病生せず。風寒暑濕にも感ずることなし。氣弱なる者は病も生じ易く邪氣にも感じ易し。氣病む時は心苦み体疲る。書に曰、百病は氣より生ずと。氣の所變をしらざる者は病の生ずる所をしらず。故に人は剛健活達の氣を養ふに道あり。いあきらかならざれば此氣途を失ひて安りに動く。氣安動するときは剛健果斷の主を失ひ小知を以て却て心の明を塞ぐ。心昧く氣安動する時は血氣盛なりといへども事台左ならず。血氣は一日にして根なし。動いて其迹虛なり。是等の事は劔術の事を以て試みてしるべし。故に初學の士は先孝悌の人事を盡し、人欲を去るにあり。人欲動せざる時は氣收つて孰潛せず剛健果斷にして能心の明を助く。氣剛健なる時は事決せず。決せざる所より小知を用ひて心躰の明を塞ぐ。是を慮と云。劔術も亦然り。神定まつて氣和し、應用無心にして事自然にしたがふ者其極則なり。然れども其初は先づ剛健活達の氣を養うて小知を捨て劔

を脚下に踏破といふも打碎く丈夫の氣象にあらざれば熟して無心自然の極則に至ることあたはず。其無心と思ふ者は頑空に成る。和と思ふ者は隨氣なり。唯劔術のみにあらず。万事一切の藝術をいへども先丈夫の志を主剛健活達の氣を養はざれば事をなさず。此氣はもと剛健活達にして生の原なり。人只やしなひをうしなふのみにはあらず。小智を以て害するが故に怯弱にして用をなさず。世間一切の事みなしかり。前に論ずる如く氣は心を載せて一身の用をなす者なり。自身に試みてしるべし。只書を讀人の言を聞たるのみにして自身に試みざれば道理のうわさたなりて自身の用をなさず。是をうわき學問といふ。學術藝術一切の事其理を聞てみな自身に試み心に證する時はその事の邪正難易たしかにしらるる者也。是を修行といふ

武用藝術論　巻三

終

武用藝術論　巻四

一、問、鎗に直鎗十文字鎗、管等の傳あり。何れか利あらん。

曰、何ぞ問ことの愚なるや。鎗は突物なり。突ことの自在をなすは我にありて器にはあらず。然れども、或は鎗をつけ柄を仕込み、或は管をかけて用ることとは其先人の得たる所より其利を工夫し、其器に働を極めて此心を用て自在をなしたるものなり。今其流儀を學ぶ者は初より其器にて仕習ひたることなれば他の器すりは手に熟したる器を以て働きたるかた利あるべし。造しておのれに得るに至りては棒を持ちても鎗となるべし。今後學其門弟をあつめて

横手物には此あいしらひにてかち、管直鎗には此通りにかかり、鎗にはかくの如くして勝などいふは、我が門弟に他の器に應することを教へ、我器の利を説のみ。然らざれば其流儀の器をもちたる利なし。もし是を至極と心得て十文字は入り込くで来り、鎗鉋は直鎗の柄をからむものなりとのみ思はゞ大に相違あるべし。然れども先師の教ゆる所をもつぱらに習熟すべし。其上のことなり。悪しく心得れば初學の迷ひを生ず。初學の取入べきやうなき者のためにしばらく氣の術を記す。此れ小童に教すべきことなり。

一、先あをのけに寝て肩を落し、胸と肩とを左右へ開き手足を伸の儘に伸べ、手を肩のごとく虚空の所に置、然々として萬慮を忘れ心を用ることなく氣のゆくりを解氣を引下げ、指の先までも氣の往わたるやうに氣を惣身に充しめ、常の息の息觀のごとく呼吸の息を数へ居るに初の内は呼吸あらきものなり。而るに呼吸平らかになる時氣治して天地に充るが如くすべし。息をつめ氣を張にはあらず。氣を内に充しめて治するなり。此時に積聚の病める者は胸膜のあいだ其病のあるところかならずしたるく氣味あしきものなり。此すなはちあつまり凝たる氣なり。知せんと欲して動するなり。腹のうち鳴るもの也。此時多くは度々内の氣味あらきたりとゆきて止ものなり。此時は猶初の開きて充たる氣を改めず止を以てやはらかに扶べし。強く押とき彼動する邪氣にさからひ、新て餘らざるものなり。惣して膜の上一所に久しく手を置く時は氣其所へ集る者也。故に實したる所に手を置かずして虚なる所に手を置こと初のごとくなるべし。此氣の滞る者は必ずせなかしたるくなるも

のなり。天氣の通らざるやうにすべし。肩と胸とを開くこと習ひなり。両の肩を抜き出すやうにひらく時は氣伸るものなり。此れ形を以て氣を開くの術なり。氣滞る時は心滞る。心滞る時は氣滞る。心氣は一体なり。此術はまづ氣の滞りを解て其倚る所を平かにするの術なり。譬へは惣身に蟻なとのたかりてせはしきを拂ひ落して身を清くし、其上にて新しき衣類を着し奇麗なる所に居るが如し。神道に内清浄外清浄といふことあり。元来国土の天眞をやしなふなり。外清浄は穢を去り無欲無我の太体にかへり、私念妄想の身を潔くし衣服居所を改め氣を轉じて外部氣の内へ移し為るやうにして内清浄を助くるなり。内清浄ゆへに外清浄なるたはあらず。心氣もと一体なり。氣は形の内外本一なり。内の用をなす。心は虚なり。形なくして此氣に主たるものなり。氣を修する時は心おのづから安し。此氣を動する時は心困しむ。たとへば船しづかなる時は乗者安く波荒く船危き時は乗者安からざるかの如し。故に初學の手を下す所先氣の滞りを解て心を平かにし氣を治して心の自在をなすべし。此迄は寝て散乱するの氣を収め、待る氣を解て平かにするの術なり。かくの如くすること五七日或は十日廿日のうちに修してみづから快きことを覚ゆべし。快き時は猶く此術を行ふべし。氣収まらば氣を治すべし。猶氣にひかるべからず。氣惣身にみつるが如く僅に心を治すれば氣治するものなり。又晝は起て形を正ふし氣を治して惣身にみたしめ、正三角の二王坐禪の如くしばらくの内坐して氣を収むべし。少おしも線香を立て時を定め結伽趺坐するにも及ばず。常の如く坐して形を正しくし、氣を治するのみ。しばら

くの内かくの如くして一日に幾度も間髪の時に修すべし。かくの如くすれば筋骨の束ね合ひ血脈流行して滞りなく氣ゆたかにして病おのづから生ぜず。形正しからざれば氣倚る所あり。立て修するも同じ。人と向ひ坐し或は物に對したは事を勞むる時も同じ。胸と肩とを開きて氣のかたよることなく滞ることなく。恐身指の先きまでも氣の充ちたるやうに心を付べし。歌謡して声を発する時も飯を喫し茶を飲む時も路をあるく時も常にかくの如く心を付る時は後は不断の事に成て自然に氣活するものなり。不断かくの如くなる時は不意の變に應ずること速かなり。情する時は死氣に成て用に應ずることなきものなり。落付たると油断と似て異なるものなり。みづから試みてしるべし。此れ文才なく。初學初童といへども心を付れば勞することなくして成りやすきことなり。小子輩の立廻り茶の湯蹴鞠一切の小藝舞躍の類迄も氣かたよりて生活せざる時は形の動静手足の續き美はずして用の所作も滞るものなり。常には情氣になりて何の心もなく暑を忘れ事ある時ばかり俄に思ひ出して修せんとする時は氣波り形に心をとられ所作に意を住る故に氣動揺して不意の用に應ずる謹しむ。常には用ひて修する時は事ある時に無心にして應ずるものなり。只常に氣を生活して情すべし。階氣は死氣なり。死氣は靈なし。故に用をなさざるのみにあらず物に驚き怖るること多し。氣惚身にみちて心と共に生活する時は驚くこともなく怖るることもなく。不意の變にも應じて安し但し浮氣は秘なし。生潤にあらず。仮て無なり。

一、宋儒程子の言に、心主なければ動きやすしと云へり。能心得べし。士氣とつふも

のを忘れたれば欲心生じて金銀色情名聞出世に貪慾す。此四病あれば千万年坐したりとも心病を治せず。今の禅學者此病を知らずして空坐するか貪に達ろは恐れてあしきなり。難あれば世の思はくをはじなんとして遂に接物應用をなさず。士たるものこゝに迫せば常に不意を防ぎ變に應ずるの業速かなり。然らば世渡る者に氣御するの道しらずんば士氣養れめと知るべし。

一、昔或る禅僧小童に教へて曰、怖しき所を通る時は腹をはりて往過べし。恐らしき事はなきものなりといひしまき方便なり。腹を張る時は氣を引下げて下にあつまり轉らは氣内にみちて強くなるものなり。氣虚空にして上にあるゆへねどろき恐るゝことあり。

一、正歩行する者を見るに常人多くは上つりなるが故に頭をつり合て歩行し或は五体を揺てありく。善く歩行する者は腰より上は動くことなく、足を以て歩行する故に体靜かにして臓腑を揺むことなく形疲れざるものなり。駕輿丁の歩行するを見て知るべし。劍戟を執て行者氣濁つてかたよる時は足を以て行くことあたはず。頭にのれて五躰をもむ時は形に損あり。氣動いて心靜かならず。刀は右を先にし、鎗は左を先にす。立時は前む足を活して立つものなり。一切の事みな常に修養すべし。路をゆきながらも坐してもねても人と對しても工夫はなることなり。猿楽の太夫共の足つかひを見るにみな足をすらしてすむ足を活し踵を踏て伸く。これ身の風流ばかりにあらず。すゝむ足活て足を使ふに自由なり。また氣われにかへりて向ふへひかるゝことなし。翻を蹴者の身つかひ足づかひも同じ。上手の太夫の舞ふ所を後ろより突に蹴きたふるゝ

ことなし。これ氣沿いて怨身に充ち下は定まりておもく上は軽く動いてかたよる術なく、臍下より呼吸して声を出すが故なり。下手の方の舞所へは少し碍りてもつまづき倒れるものなり。これは下軽くして定まらず氣かたよりて生活せず、胸より上にて呼吸し上つりに成て、下虚欠なる故也。亦上手の謡物は声をうへ落す時は臍下大にふくるるものなり。是等の事は常に試て知べし。故に人の歩行するに下軽く上つりなる者は早く疲るゝ者なり。此等の事に限らず耳目の觸る所に心を付て試みる時は天地の間の物みな工夫の種となり天下ぞ師にあらずといふことなし。我に主あつて是を求むるが故なり。一切の事ゆに求むる主なき時は人よりあたふることはなきものなり。軍書に述人の供として行くには前後左右山川地利の益に心を付べしといへり。古の名將は田人野人の所作を見て人付謀術の種となして功を立たる人多し。軍中には限らずかゝらずに常にも万事に心を付れば益を得る事多かるべし。禍空なれば死人に同じ。

一、問、軍学は謀計を以て人を欺くの術なり。小人之を用る時はおのれを害ひ人を傷ふの器となり、此道に習熟せば我が小知を助けて知の助けとなるべし。

答、君子是を見る時は國家治平の器となり、小人之を用る時はおのれを害ひ人を傷ふの器となる。一切の事みな然り。志し道にもつぱらにして私心のまじけりなきは[illegible]なり。一切の事みな然り。志し道にもつぱらにして私心のまじけりなきは[illegible]なり。[illegible]にもつぱらにして學ぶ時は聖賢の書といへども小知の助けとなるべし。すに先正心の志を立、是を變化せずして後方事を學ぶべ

し。我に志道の主なくして軍術等を學ぶは功利の言を喜びて心此に動き小知の用を事とにして是を以て士の道とするの誤あるべし。兵術を學ぶ者も此誤くべし。此藝術の業にはあらず。志の道へ[illegible]なり。能城と辭慶と同じ行物の達者勇猛兵備へたる大剛の者なり。辭慶は是を用ひて忠戰をなし能城は是を用ひて逆賊となす。故に謀計は士道にあらず。是を用ひて軍忠をなすを士道とす。加州安宅の關にて弁慶が杖を以て義經を打ちたるは忠にはあらず。君の難を救ひたるを忠とす。跡を以て論ずるは不習なり。夫軍法は人を主とす。[illegible]を用ひ謀を以て敵を破るの術なり。邪を以て正に敵する者は賊なり。術を設けず謀を用ひず兵法に戰て敵の謀に陷り賊の爲めに我忠義の士を傷つて可なら人や。我小謀術を知る時は豫め其備へを設けて敵の謀に陷らず。其術をしらざる時は敵の餌となる是を知らずして可ならんや。謀は其術多端なりといへども異意人情に應じて用をなすもの多く書を讀み藥方は知りたれども其病の因つて起る所を知らず妄りに藥を施してかへつて他の病を引出すが如し。人情をしることは得の知にあり。信あり義あり仁あるにあらざれば人情和せざるものなり。人情服せざる時は其謀却て禍となる。こと古今明白なり。医師の妄りに藥を施して却て他の病を引出すが如し。敵暴にして我に道あらば人情の服する所金鉄の如し。敵の[illegible]恐るゝことあらん。敵道あつて我軍の人情服せずんば我謀用ゆる所なし。故に

將は人情を得るを以て要とす。今古の學ぶ所は名將謀術の迹のみ是古人の粕なり。其糟粕を學んで精汁を得ず。出すは其將の量なり。匠夫は其の事を試つて其事の中より時に當るの働きをなすものは士の量なり。物頭物奉行任候使番みなこれ〳〵の事あり。前備脇備しまり備へ遊軍皆々小〳〵の法あり。然れども下崩れ際のはたらきみなしらずして叶はざることなり。或は城を攻め城を守り。伏竹夜討夜込等軍は少の誤りにて大崩れになること多し。各〻其事をしらずして其場へ向ふは水練をしらずして大河を渡らんとするよりも甚し。

一、問、我が謀を以て敵を欺かんと せば敵も亦謀を以て我を欺くべし。豈われひとりしることあつて天下皆愚なならんや。

曰、然り、汝の言ふ所は將棋の一道なり。碁將棋の手の古來より故ありて其理を盡しつくして此外に餘術なきが如しといへども又其上の上手出來ることあり。其の定石を破り[illegible]駒組詰物等をならふは其將棋を學ぶなり。我に自得する時は天下中より別に新しきものなり。凡て世間一切の事みな將棋のごとくなることばかりはなきものなり。謀もかくの如し。將の器量にすつて十人の將棋の上手より高段の者なり。古の良將は蕉樵漁夫のしわざを見て直にたりて將の心能より發出る者なり。常に心を付る時は見ること聞くこと皆新しきものとなし、常中に用ひたる事多し。

こしみな將棋のすがたとなるものなり。然れども先づ古人の將棋を知らざれば後學の固ゆき法なし。然れども亦然り。古人の迹によらざれば其跡なき道を悟ることを能はず。一切の事みな常に心を用ひて耳目のふるる所を以て修行の術と

したまふ時は其時の變に從すべし。又軍中は敵味方ともに大勢なれば ひとばたらきの如く自由はなりがたきものなり。常に古人の跡を考へて時變に應じ人氣に叶ふ天に乘ず地に乘ず敵に乘ず虛に乘ず實に乘ずして人を殺して人に殺されざるの謀略を發せば道遠くは君に忠を盡し遠くは親を四海萬歲に施す但し奸謀あり邪謀あり。是身を亡し國家を失ふ。奸佞暴惡の人と云べし。將は智信仁勇優と孫子にも見へたり。將正しければ五事も計何でみだりがはしき事あらんや。矢は誠を以て主つといふ事は己を心とし慾に耽りて誠なるといふ事にはあらず。君の爲め敵を征するに用る道なり。誣をいふ事を別也。心得べし。大法を出し士卒を鍊り。駈引自在なるやうに備を立つるを以て要とす。

吾れ人父祖の陰德にあつて今日身に福ありといへども一念わづかに差ふ時は其より種々の妄心生じて終に天狗界に入り。父祖の陰德を削り身に禍ある事天よりも疾し。汝等慎れ慎むべし。天狗界といふはおのれが小知に慢じて人を侮り人の賢動するを喜び是を以て是非得失の境をなして無事を樂しむことを知らず。欲する所を妙として おのれを省みることなし。只おのれに從ふ者を是とし おのれに從はざるものを非とす。世間の是非を己が我れのしからみに留めて彼を惡み之を愛し或は怒り或は悔むて常に心の靜かなることなし。これを佛家に一日に三度熱湯を飲て然身より火炎を生ずといふ。此煩惱の苦みより種々轉動して邪をなし人を害ふ。汝等よく心を修し氣を收め魔界を去り人間に出て道を求むべし。汝等鼻長く喙あり翅あるを以て人に勝れりと思て愚人を誑かす。汝の長き鼻尖れり。喙輕き翅あり。却て心を苦しめ人を害ふの

容なり。學術劍術ともに只おのれを知るを以て專務とす。己を知る時は内明かにして能慎しむ故に來って我に敵すべき者なし。たとひ知足らずして過ありとも我が罪にあらず。天に仕するのみ。己を知らざる者は人を知らず、私心を以て人を欺き勝を取んと欲する者をば人其私心の虚を討つ。欲を以て人を誘ふ者をば人其欲を動かして其動の虚を討つ。勢を以て人を壓す者をば人其勢の虚に乘ずる所を討つ。學術劍術みな同じ。只おのれを盡して無欲なる者は討つべきの虚なし。勢を以ても往くべからず、欲を以ても動かすべからず。巧を以ても欺くべからず、吾此れを思て常に慎むといへども凡情いまだ断せず。只無場を飲事を少しく見るのみ。猶天狗の列にあり。何れの日か人間に出て道を悟らん。はるく我が聞く所を以て汝に示すのみといひ終って草木震動し、山鳴り谷動へ風起って面を撲つを見て夢悟めぬ。山と見へしは屏風にてありし。

武用藝術論　巻四　大尾

藝術論後

客あり此書を難じて曰、子か論する所、理を開き情を盡し氣の所變を語って未だ事の應用を審かにせず、老人病身又は勞め繁き者の志を養ふには可なり。曰、吾劍術者にあらず何ぞ人を撃つことをせんや。只弱冠より好んで藝術ある人に親炙し其事の利を討ね其の變化を試みて其病を治しその理を聞く。心術を證せんことを求める者なし。

ある事なく心に默契することあれば筆記して予が重家に示すのみ。友人予が赤豪によって強に請ふ所れども多言にして識者の誇りを招かんことをおそる。己むことを得ずして天狗を偏ふて戯談せしむ。寝語の小冊子予豈みづから是とせんや

× × × × × × × × × ×

本書編纂に當り調査、研究、印刷、製本等萬般の事を煩ほしたる本校郷土史研究部員各位の氏名を左記して以て記念とす

昭和十年八月十二日

兵庫縣有馬郡三輪尋常小學校長　北中鶴藏

左記

南紋一。　西脇良之祐。　和田才二郎。　坊田侃二。　河南美代。
小脇忠雄。　永田馨。　北武雄。　大西武治。　西貫一
新谷増子　上中かつ子　岡部マキ。　岡すみ子。　武田義郎
（以上三輪小學校職員）
内垣内義純。　菅田真壽。　（全　宝塚師習學校職員）
浮田恒子。　奥田みゆき　（全　三輪幼稚園職員）

昭和十年七月五日　印刷
昭和十年八月十二日　発行
編輯兼発行者代表　兵庫縣有馬郡三輪町立三輪尋常小學校内　北中鶴藏
印刷人代表
印刷及発行所　兵庫縣有馬郡三輪町立三輪尋常小學校
著作權者　兵庫縣有馬郡三輪町立三輪尋常小學校　北中鶴藏

終